

# 消防用設備等審査基準

令和5年3月制定  
松本広域消防局

## 目 次

第1章	総 則	1
第1	目 的	1
第2	用 語	1
第3	運用上の留意事項	2
第4	基準の適用範囲	2
第2章	防火対象物	3
第1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	3
第2	収容人員の算定	7
第3	建築物の床面積及び階の取扱い	25
第4	無窓階の取扱い	33
第3章	消防用設備等の設置単位	44
第1	消防用設備等の設置単位	44
第2	内装制限	56
第3	水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い	57
第4	火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取扱い	62
第4章	消防用設備等の技術基準	64
第1	消火器具	64
第2	屋内消火栓設備	71
第3	スプリンクラー設備	82
第4	泡消火設備	96
第5	不活性ガス消火設備	103
第6	ハロゲン化物消火設備	115
第7	屋外消火栓設備	122
第8	動力消防ポンプ設備	127
第9	自動火災報知設備	128
第10	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	150
第11	避難器具	153
第12	誘導灯	161
第13	消防用水	173
第14	排煙設備	174
第15	連結送水管	179

第5章	防火管理等に関する事項	183
第1	防火管理等	183
第2	工事中の防火対象物に関する消防計画	183
第6章	火災予防条例運用基準	185
第1	用語の定義	185
第2	対象火気器具等	185

## 凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）  
▲：行政指導基準であることを示す印  
●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印



## 第1章 総則

### 第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）の法令解釈及び運用を明確にし、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「条例」とは、松本広域連合火災予防条例（平成11年条例第34号）をいう。
- 5 「条例規則」とは、松本広域連合火災予防規則（平成11年規則第25号）をいう。
- 6 「条例規程」とは、松本広域連合火災予防規程（平成11年消防局告示第3号）をいう。
- 7 「予防事務処理規程」とは、松本広域消防局予防事務処理規程（平成11年消防局訓令第9号）をいう。
- 8 「告示」とは、消防庁告示をいう。
- 9 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 10 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 11 「J I S」とは、日本産業規格をいう。
- 12 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 「防火設備」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 16 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 17 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 18 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 19 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 20 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 21 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 22 「認定品」とは、省令第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

23 「設置届」とは、省令第31条の3に規定する別記様式第1号の2の3の届出書及びその添付図書をいう。

24 「着工届」とは、省令第33条の18に規定する別記様式第1号の7の工事整備対象設備等着工届出書及びその添付図書をいう。

25 「情報管理システム」とは、防火対象物、消防活動情報等の電子データを管理するものをいう。

### 第3 運用上の留意事項

- 1 この基準は、防火に関する規定の運用解釈や取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、防火対象物の用途特性等に応じた安全対策を向上させるために付加した行政指導事項も含まれている。これらの行政指導事項は、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下「関係者」という。）に義務を課すものではなく、あくまで関係者の任意の協力によって実現されるものであることを前提とすること。また、関係者に対して行った指導の経過を明確に記録し、事務処理上の不均衡を生じないように配慮すること。
- 2 審査上判断が難しいものについては、予防課と協議すること。

### 第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この基準適用の際、現に存する防火対象物若しくは新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物又は消防用設備等の改修中の防火対象物のうち、適用後の基準に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によること。

## 第2章 防火対象物

### 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

- 1 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物棟ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- 2 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この項において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ（又はハ）(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。
- 3 昼と夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- 4 用途が臨時的（飯場等）、季節的（冬季間だけ営業するスキー場の民宿等）又は仮設的（天幕張りのサーカス小屋等）なものであっても政令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- 5 きのご栽培施設、牛舎、鶏の孵卵場等は、政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。ただし、梱包等の作業工程を有し製品を出荷する業態のものは、同表(12)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- 6 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- 7 専業農家又は兼業農家の個人住宅に付属する作業所は、政令別表第1に掲げ

る防火対象物には該当しないこと。

8 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

9 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。(第1-1図)



第1-1図

10 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下この項において同じ。）のまま、防火対象物その他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分に有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

11 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。ただし、容易に営業を再開できる状態にある場合を除く。

12 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項において同じ。）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。



- (1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が50㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあつては、棟ごとに家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。（第1－2図）

○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合



同一敷地の範囲、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

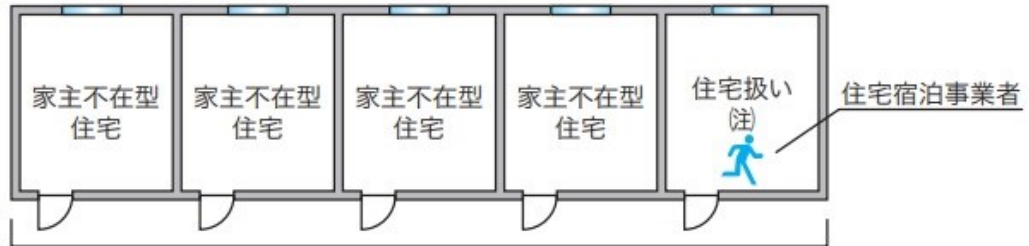
届出範囲の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟用途
宿泊棟	不在となる	100㎡	(5)項イ
浴室棟	不在となる	0㎡	(5)項イ
住宅宿泊事業者居住棟	不在とならない	0㎡	一般住宅

第1－2図

- (4) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、棟ごとにその用途判定を行うこと。（第1-3図）

○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合



同一棟、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

（注）共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取扱いは、住戸ごとに判断すること。

第1-3図

- (5) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(4)までにより用途判定できるものとする。

- (6) 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。（第1-4図）



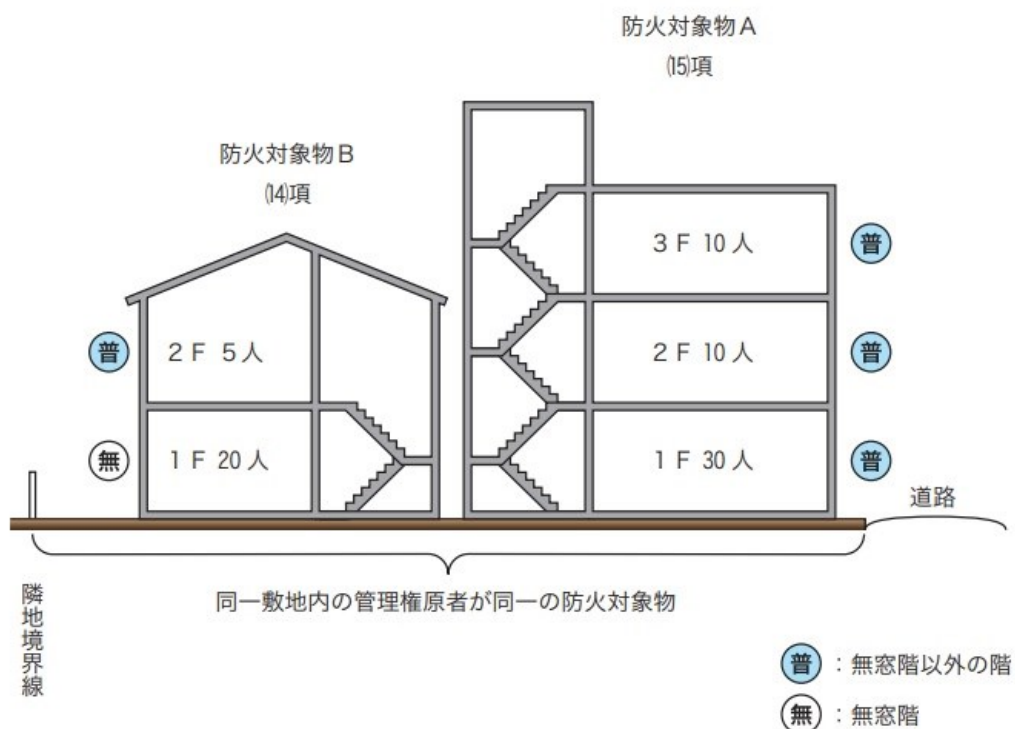
第1-4図

## 第2 収容人員の算定

### 1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）、又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと。（第2-1図）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防火管理者	A	(15項)	棟収容人員50人	75人
		B	(14項)	棟収容人員25人	
政令第24条	非常警報設備	A	(15項)	棟収容人員50人	
		B	(14項)	階収容人員（1階・無窓階）20人	
政令第25条	避難器具	A	(15項)	階収容人員（3階）10人	

第2-1図

## 2 共通の取扱い

(1) 「従業者」の取扱いは、次によること。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取り扱わないこと。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

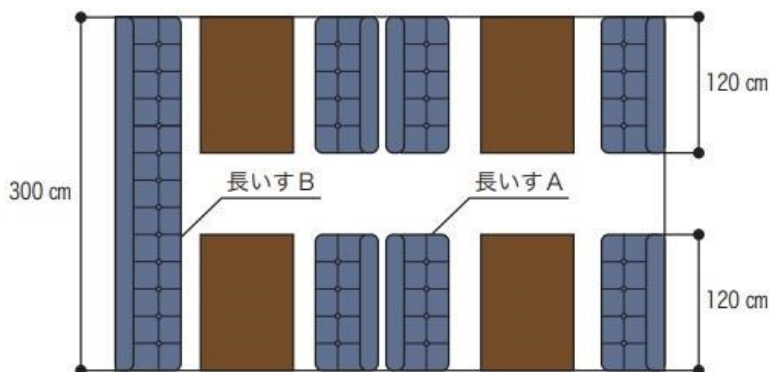
(2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満の数は、切り捨てるものであること。(3(4)イを除く。)

イ 駐車の用に供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。(第2-2図参照)



飲食店（政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合  
○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人    2人席  $\times 6 = 12$ 人  
○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人  
合計：12人 + 6人 = 18人

第2-2図

### 3 政令別表第1の各項の取扱い

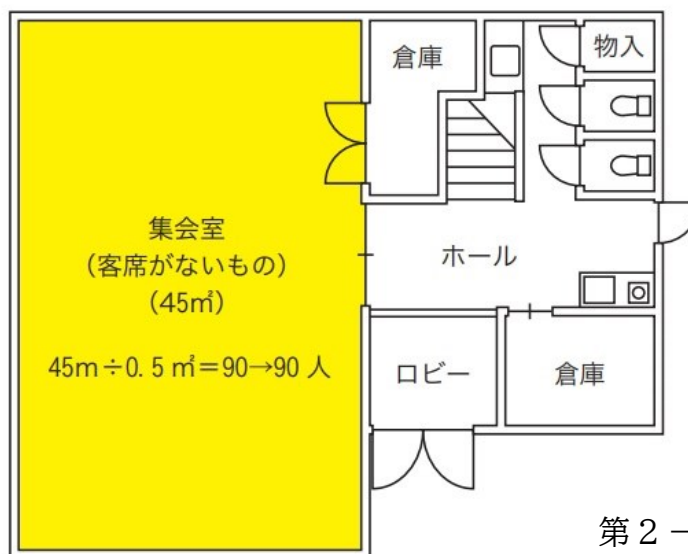
#### (1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

ウ 「その他の部分」とは、固定式はいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

エ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を  $0.5 \text{ m}^2$  で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。(第2-3図参照)



第2-3図

#### (2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物 (第2-4図参照)

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式はいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものは、台等の寄り付き部分の

幅を0.5mで除して得た数とする。

- (カ) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数とする。
- (キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

イ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

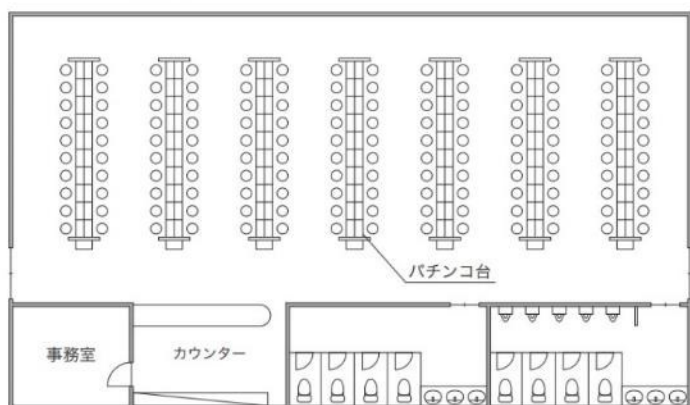
エ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

オ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
- (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
- (ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
- (エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
- (オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

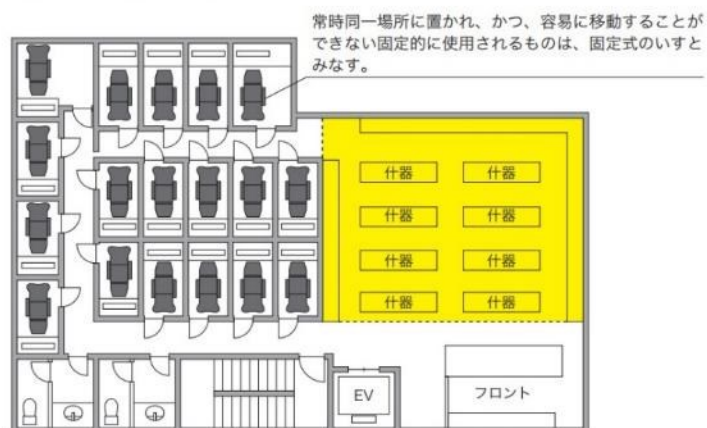
カ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これらに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(パチンコの算定方法例)



- 従業者の数：10人
- 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数：パチンコ台140台→140人
- 階収容人員：150人

(個室ビデオの算定方法例)



- 従業者の数：2人
- 固定式のいす席：18→18人
- その他の部分 
  - ・44㎡÷3㎡≒14.6→14人
- 階収容人員：34人

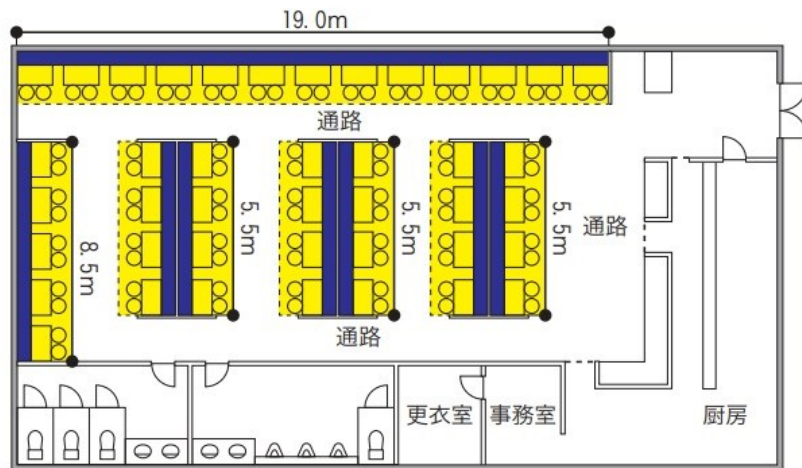
(飲食店の算定方法例) その1



- 従業者の数：4人
- その他の部分
  - ・テーブル席： $9\text{m}^2 \div 3 = 3 \rightarrow 3$ 人
  - ・座敷1： $29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 9.6 \rightarrow 9$ 人
  - ・座敷2： $11\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 3.6 \rightarrow 3$ 人

階収容人員：19人

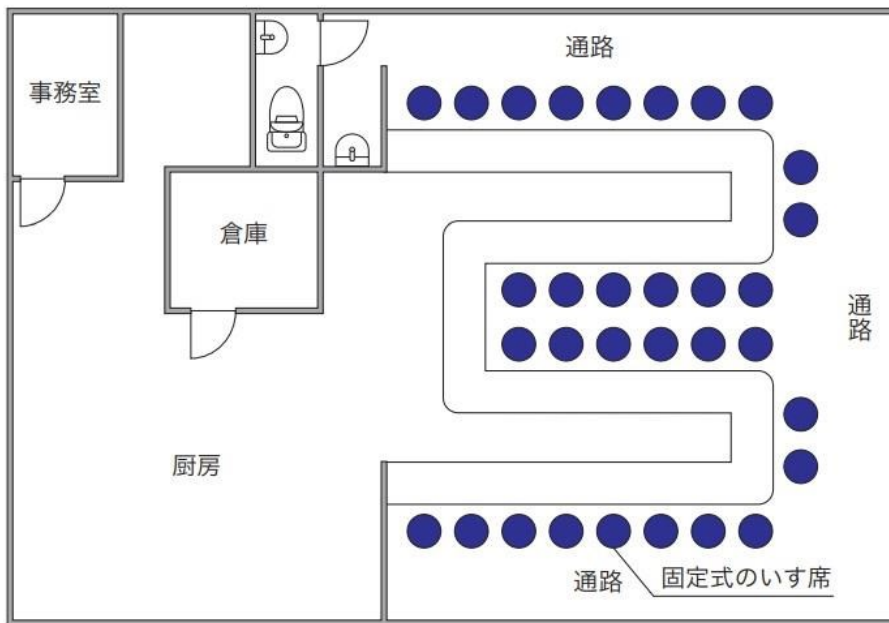
(飲食店の算定方法例) その2



- 従業者の数：6人
- 飲食の用に供する部分
  - 固定式のいす席 (長いす) ■■■■
    - ・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
    - ・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
    - ・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人  $\times 6 = 66$ 人
  - その他の部分 ■■■■
    - ・ $(29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (18\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (8\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 6 \text{カ所})$   
 $9 \text{人} + 6 \text{人} + 2 \text{人} \times 6 \text{カ所} = 27 \text{人}$

階収容人員：154人

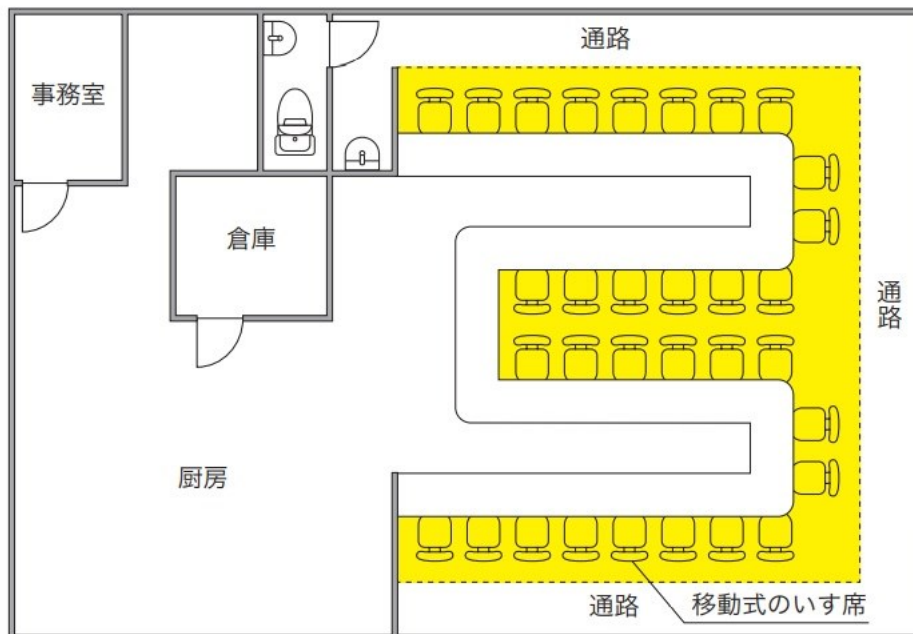
(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人

階収容人員：35人

(飲食店の算定方法例) その4



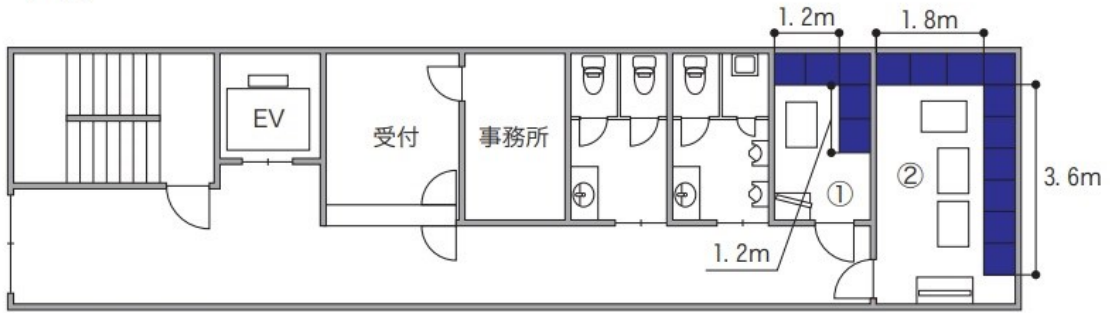
- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員：13人



(カラオケボックスの算定方法例)

(1階)



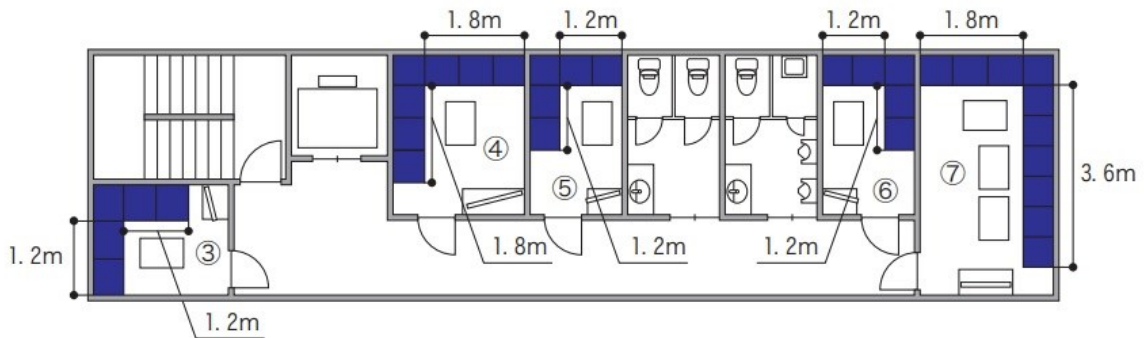
○従業者の数：6人

○その他の部分

- ・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$   
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$   
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

1階収容人員：20人

(2階～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

- ・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人} \times 2 = 6\text{人}$
- ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$   
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$   
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

階収容人員：29人×4=116人

棟収容人員：136人

第2-4図

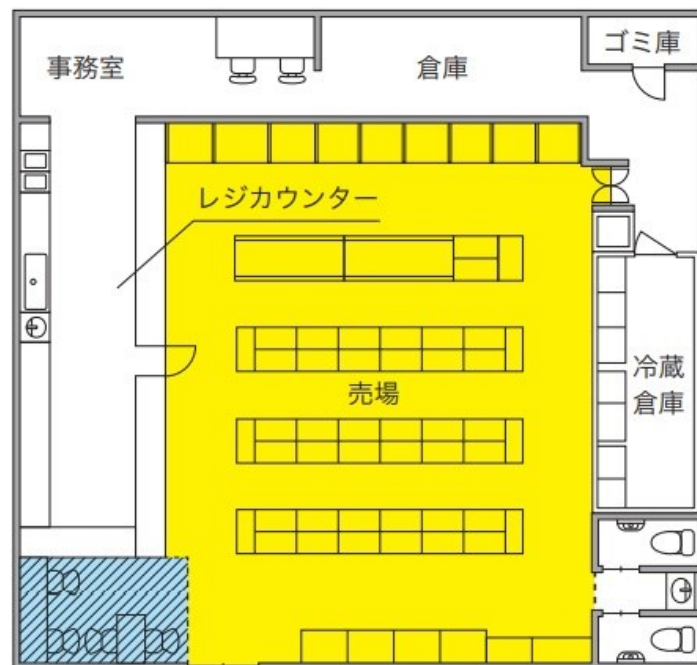
(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物（第2－5図参照）

ア 「従業者」には、外商関係者など長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる場合も含まれること。

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

ウ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)




○従業者の数：3人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分

・ 飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー  $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人

・ その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数

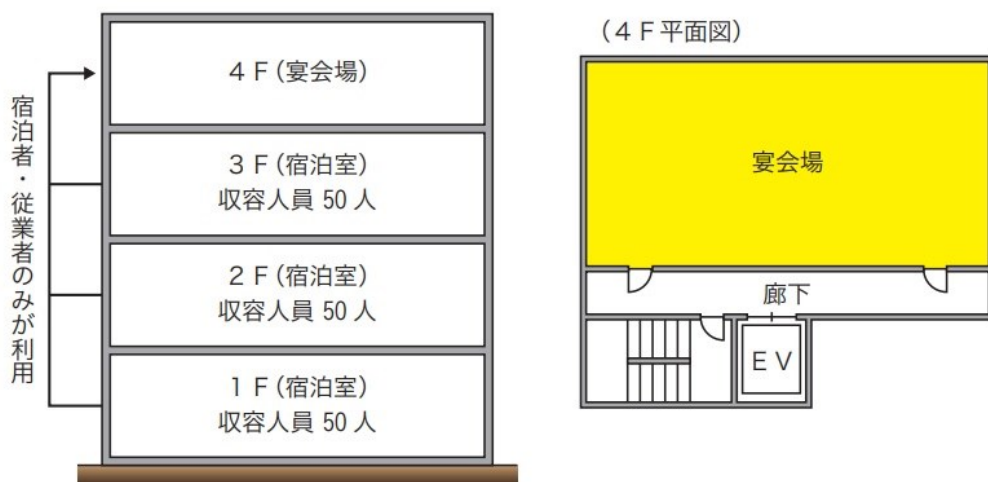
売場  $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \approx 22.5 \rightarrow 22$ 人

階収容人員：29人

第2－5図

(4) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（第2-7図参照）

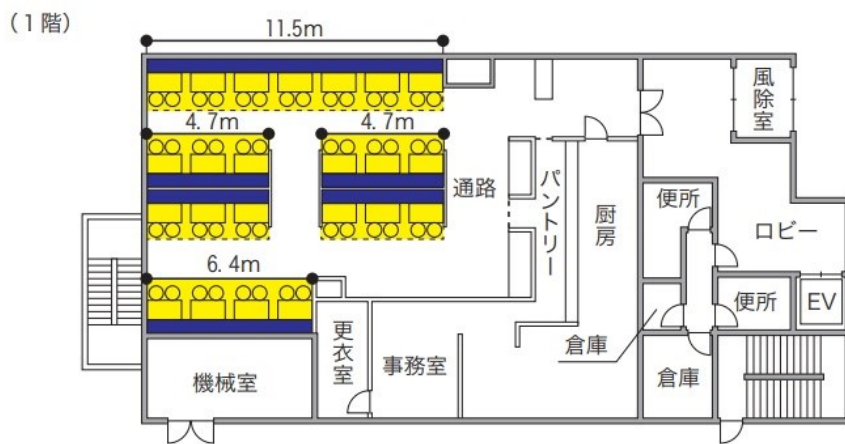
- ア 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とすること。
- イ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満の数は切り上げるものであること。
- ウ 和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。カにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。
- エ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- オ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- カ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。
- キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。
- (ア) 宴会場等の部分
  - (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分
  - (ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）
  - (エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分
- ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。ただし、政令第24条及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとすること。（第2-6図参照）



- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第24条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第2-6図

(ホテルの算定方法例)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

- ・  $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・  $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・  $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人  $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

- ・  $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$   
 $\approx 5$ 人  $+ 3$ 人  $+ 2$ 人  $\times 4$ カ所  $= 16$ 人

1階 階収容人員：93人

第2-7図

(5) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

ア 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。

イ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第2-1表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第2-1表

住戸の間取り	算定居住者数(人)
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5

(6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物(第2-8図)

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。

イ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数であり、和式の場合は政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。

ウ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。

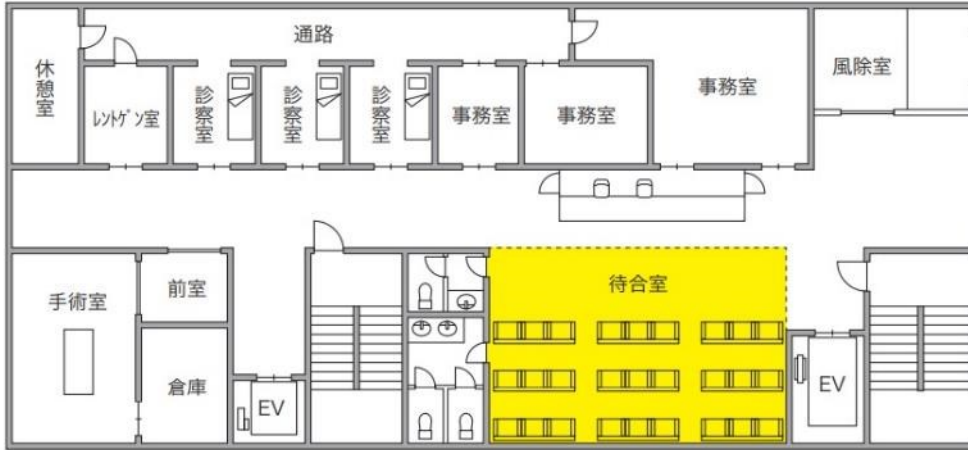
エ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。

オ 患者、見舞客等が利用する食堂等の部分は、「待合室」の例により算定すること。

カ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

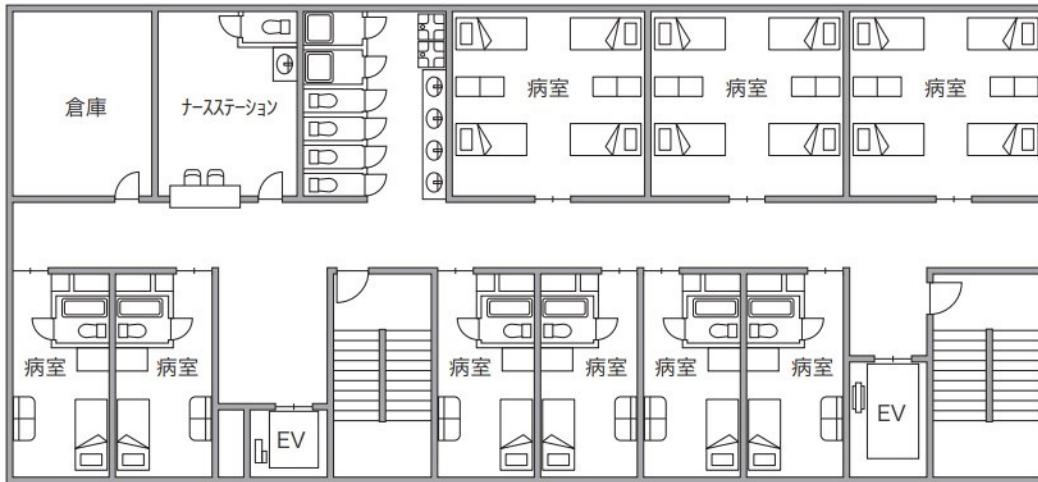
(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)



- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人
- 待合室： $55 \div 3\text{m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人
- 1階 階収容人員：28人

(2階)



- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人
- 病室内にある病床の数：18人
- 2階 階収容人員：20人  
棟収容人員：48人

第2-8図

(7) 政令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物（第2-9図参照）

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（以下この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数（竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行うことができる。）

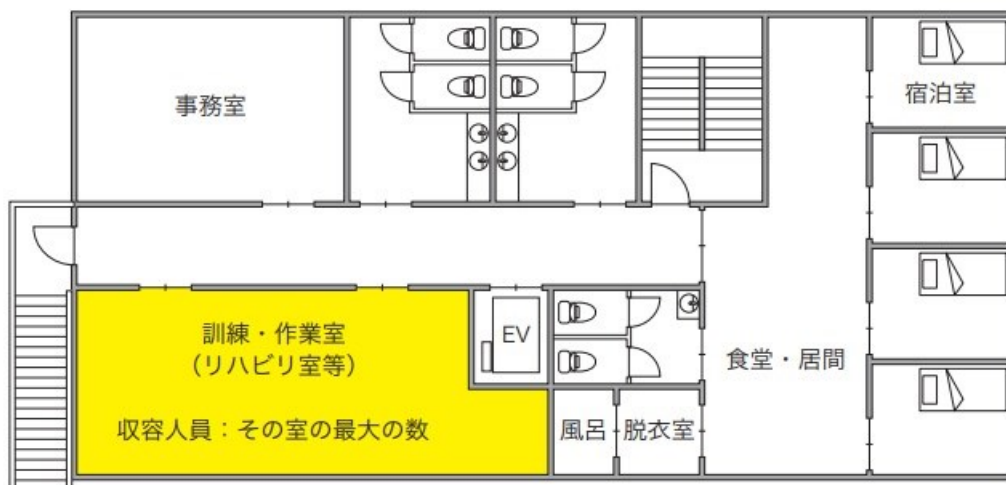
イ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とすること。

この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、省令第1条の3に規定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。（第2-9図参照）



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数+宿泊室に宿泊する要保護者の数

(8) 政令別表第 1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

イ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

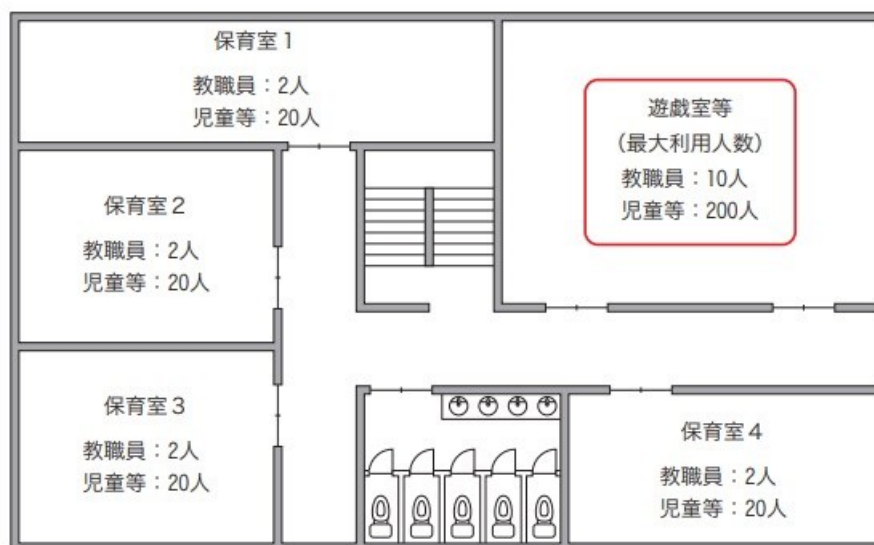
この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(7) 法第 8 条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(1) 政令第 24 条及び政令第 25 条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、省令第 1 条の 3 に規定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。（第 2 - 10 図参照）

（幼稚園の算定方法例）



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第 1 条の 3 に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。

第 2 - 10 図



(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

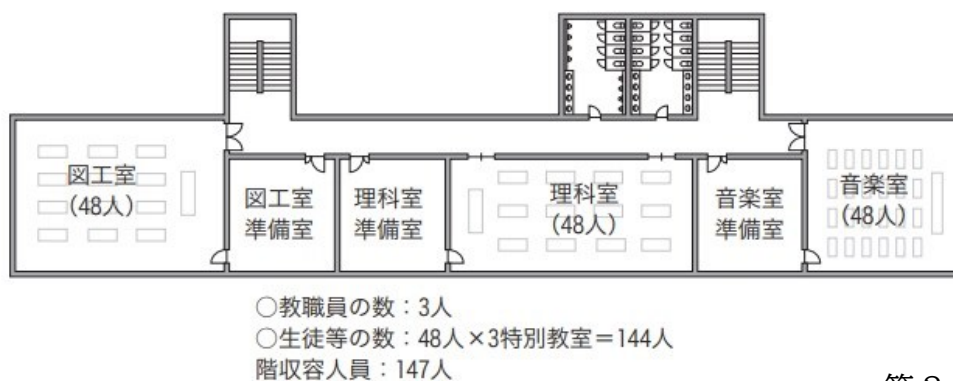
この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(1) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、省令第1条の3に規定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。（第2-11図参照）

(小学校の算定方法例)



第2-11図

(10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

イ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展示室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展示室」として、床面積に算入すること。

ウ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

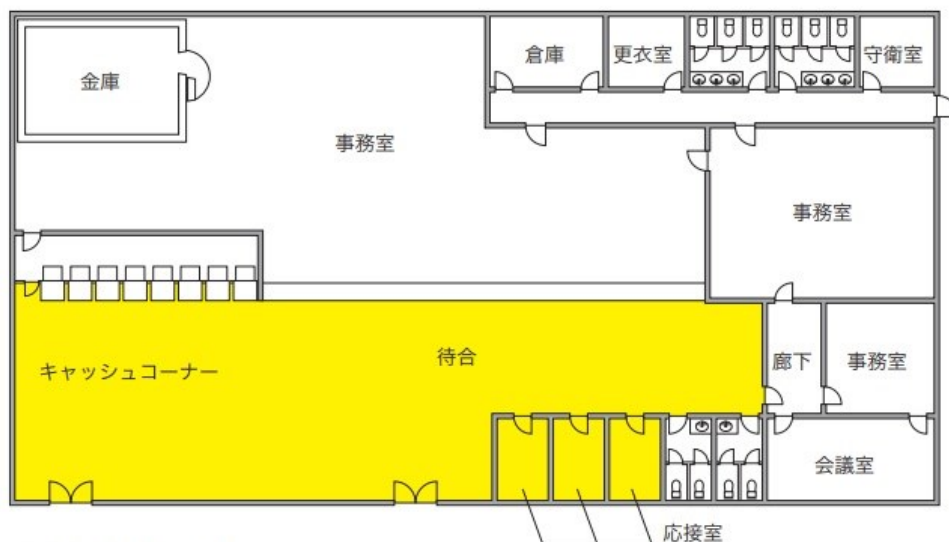
エ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

- (11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物
- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。
  - イ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。
- (12) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物
- ア 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。
  - イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。
- (13) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物
- 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。
- (14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物（第2-12図参照）
- ア 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。
  - イ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のもの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合の用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。
  - ウ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
  - エ モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。
  - オ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とし


て取り扱うこと。

カ 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

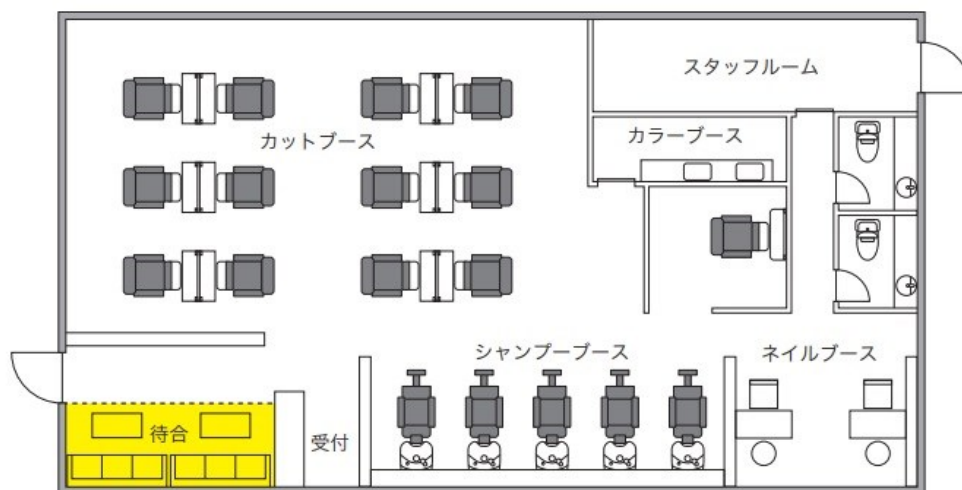
(銀行の算定方法例)




○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数  
・ロビー及びキャッシュコーナー 145㎡÷3㎡≒48.3→48人

(美容院の算定方法例)



○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数  
6÷3㎡=2→2人

階収容人員：8人

(15) 政令別表第 1 (17)項に掲げる防火対象物

ア 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

イ 政令別表第 1 備考 4 の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(16) 政令別表第 1 (16)項及び 16 の 2 項に掲げる防火対象物

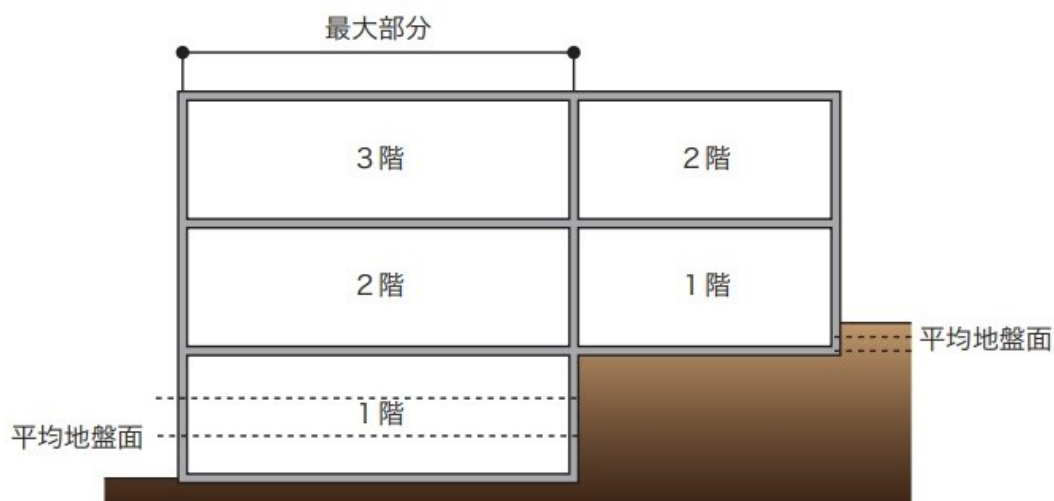
政令別表第 1 (16)項及び 16 の 2 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び 16 の 2 項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(17) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、省令第 1 条の 3 の規定により算定すること。

### 第3 建築物の床面積及び階の取扱い

#### 1 階数の算定

- (1) 原則として、建基令第2条第1項第8号において規定するものとし、その取扱いに疑義が生じる場合は、必要に応じて建築物の所在地を管轄する建築主事等に確認すること。
- (2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。この場合における棚と床の区別は、一般的には当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。
- (3) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。
- (4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-1図参照）



第3-1図

#### 2 建築物の床面積の算定

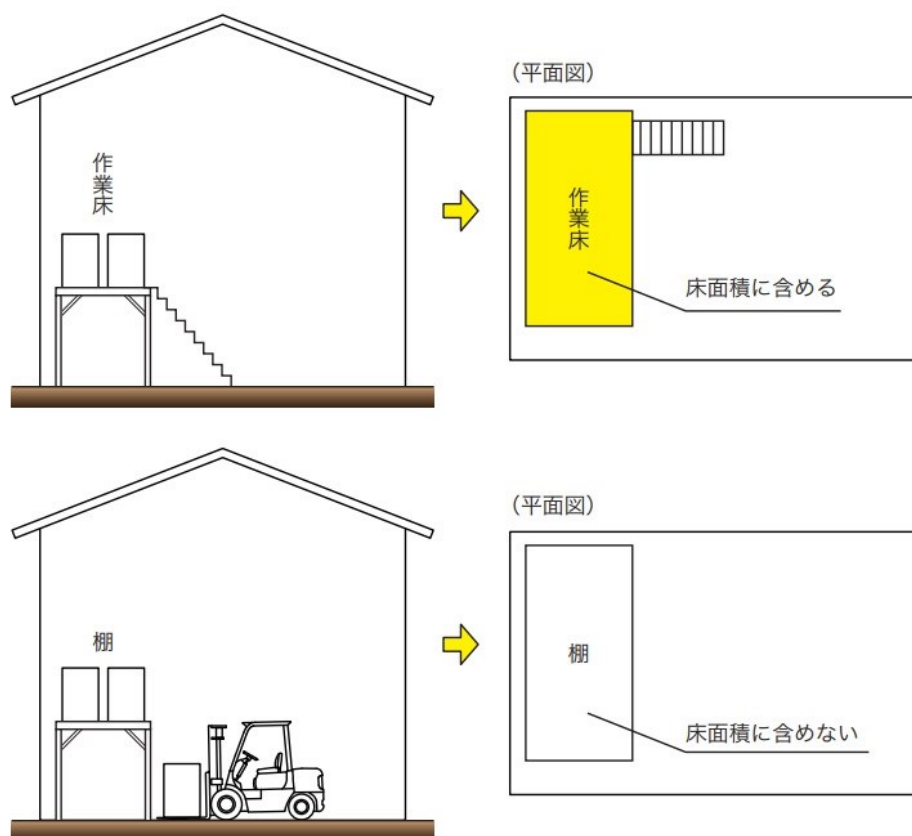
消防用設備等の設置に係る床面積の算定は、次によること。

- (1) 原則として、建基令第2条第1項第3号において規定するものとし、その取扱いは、「床面積の算定方法について(昭和61年4月30日付け建設省住指

発第 115 号)」で示すものとして判断すること。

なお、建築主事等が未確認の増改築等で、その取扱いに疑義が生じる場合は、必要に応じて建築物の所在地を管轄する建築主事等に確認すること。

- (2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。（第 3 - 2 図参照）



第 3 - 2 図

- (3) 政令第 13 条第 1 項第 4 欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次によること。

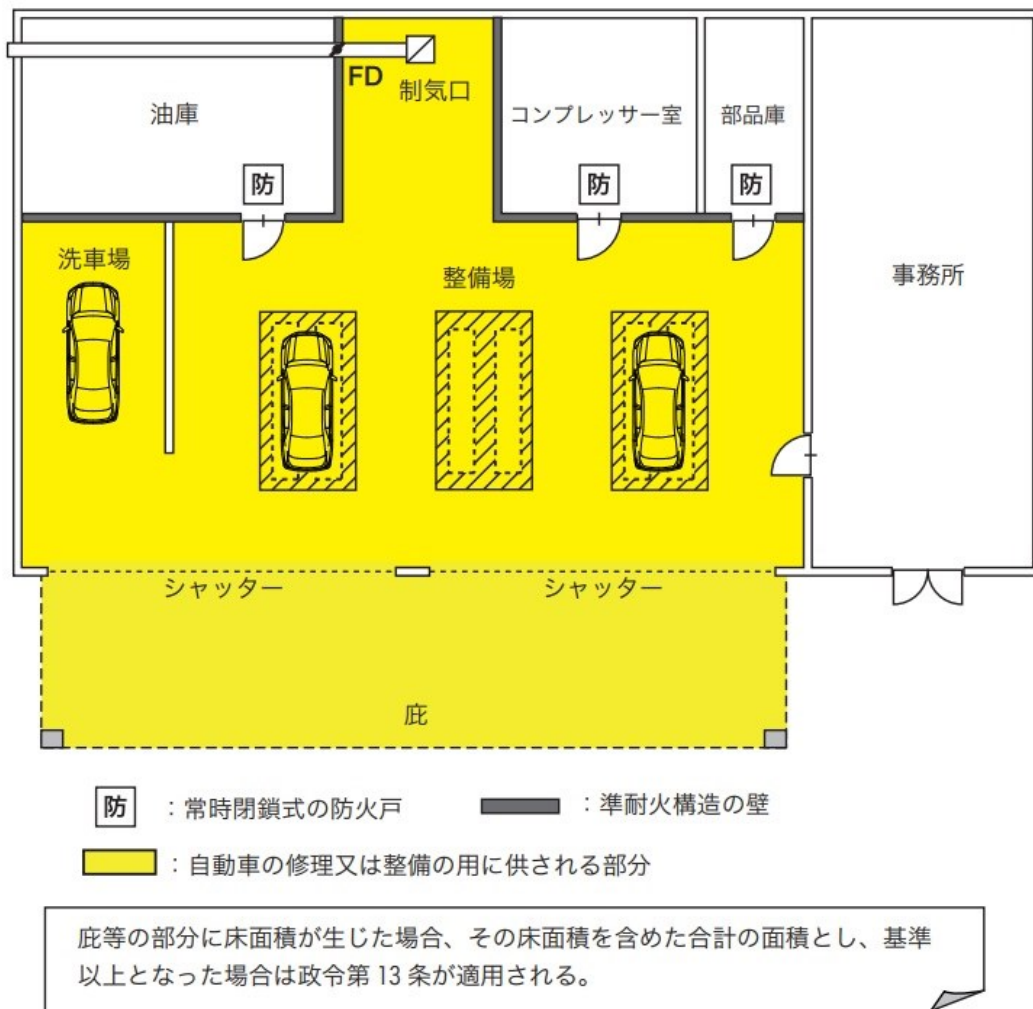
ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は床面積に算入すること。ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。（第 3 - 3 図参照）

- (7) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。
- (1) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (7) 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生

した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。) が設けられていること。

- (イ) 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (ロ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

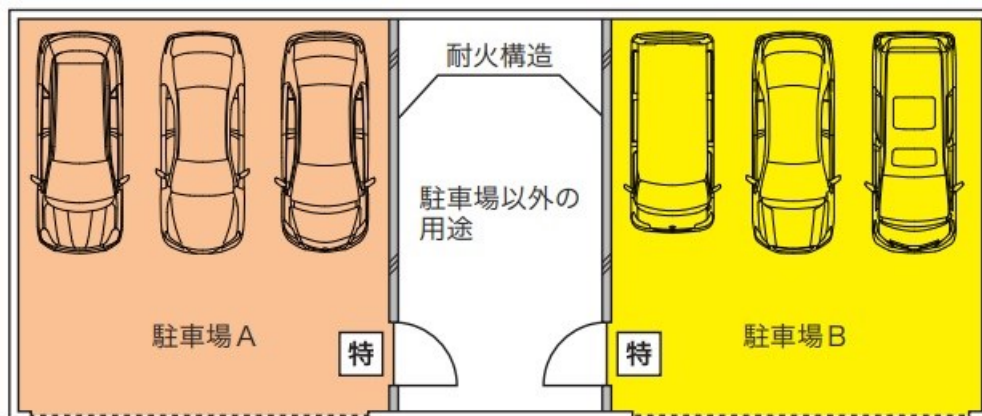
イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分及び傾斜路を除く。）は床面積に算入すること。（第3-3図参照）



第3-3図

- (4) 駐車のために供する部分の床面積等は、次によること。
  - ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。

イ 駐車のために供しない部分を介して2か所以上の駐車のために供する場合は、それぞれの駐車のために供する部分（駐車のために供する部分と駐車のために供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合



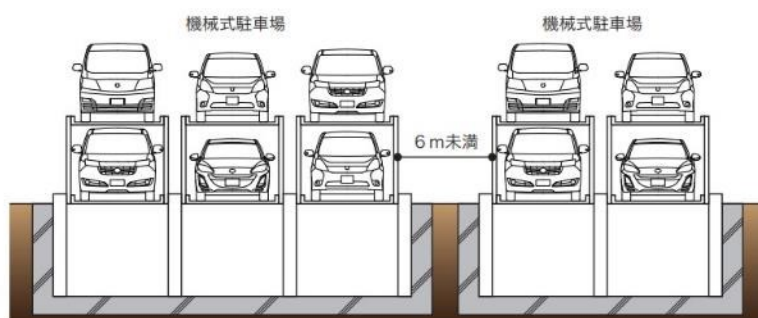
特：特定防火設備

駐車場A、駐車場Bは、それぞれの駐車場ごとに床面積を算定

に限る。)ごとに床面積を算定すること。(第3-4図参照) 第3-4図

ウ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）は、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6m未満となるものにおいては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。(第3-5図参照)



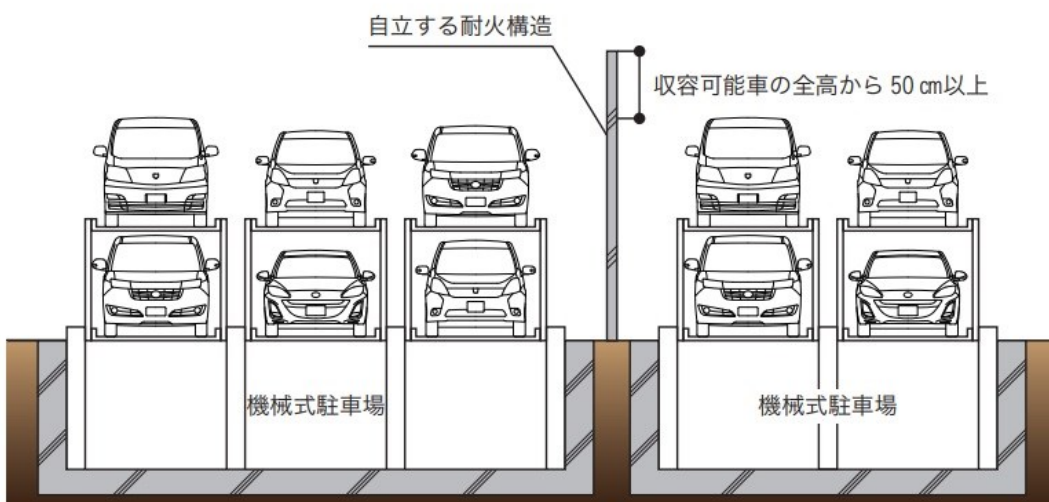
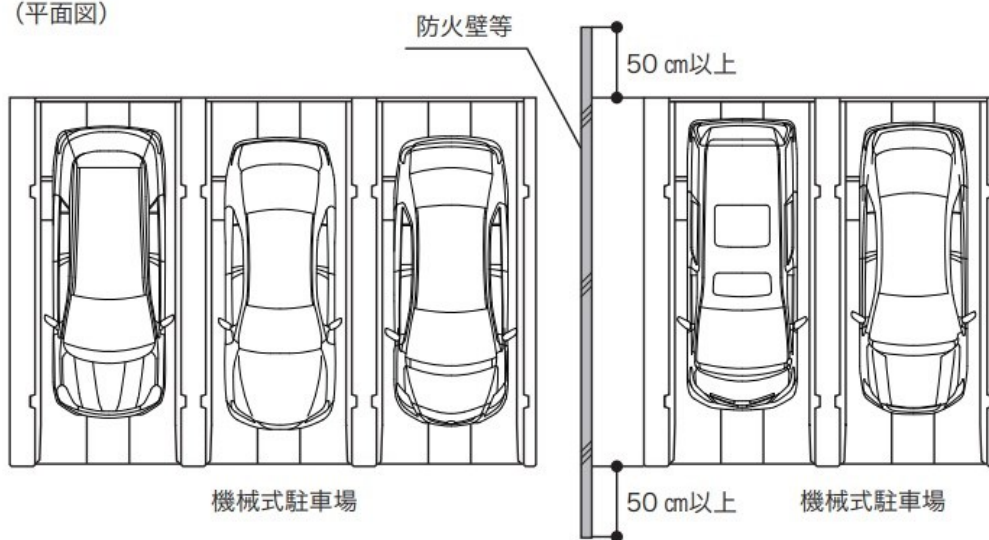
車両収容台数が10台以上のため、政令第13条が適用される

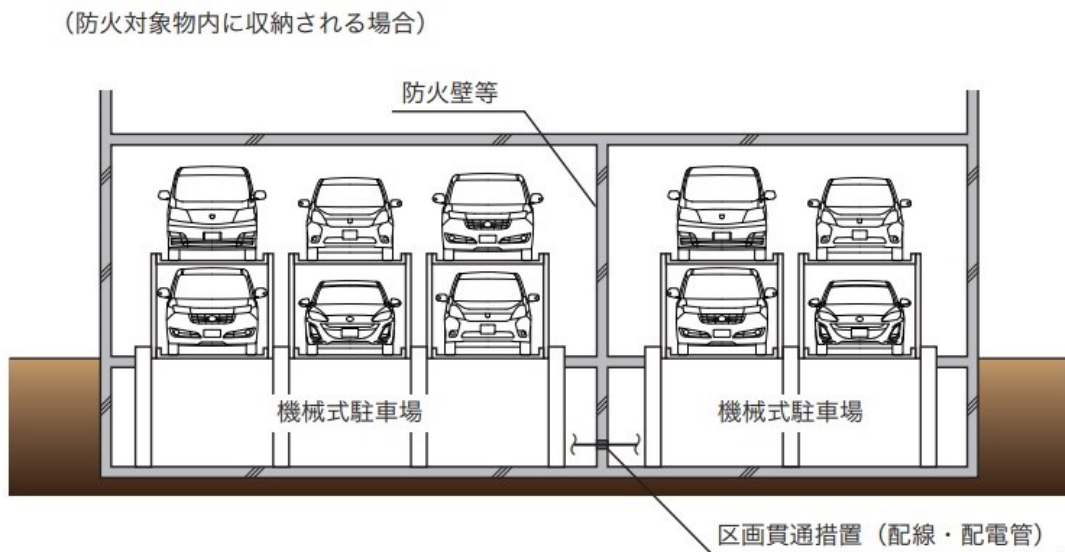


なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合、第3-5図のとおりとすること。(第3-6図参照)

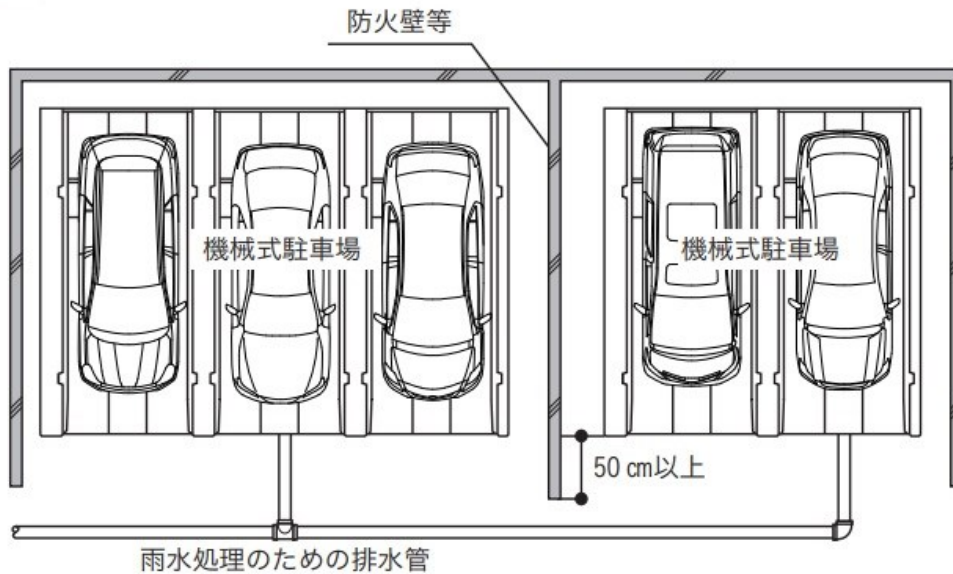
- (7) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車場の両端から 50 cm 以上、最上段の車両の頂部より 50 cm 以上突出させること。
- (ウ) 防火壁等には、配線及び配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
- (エ) 配線及び配電管が、防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

(平面図)





(平面図)



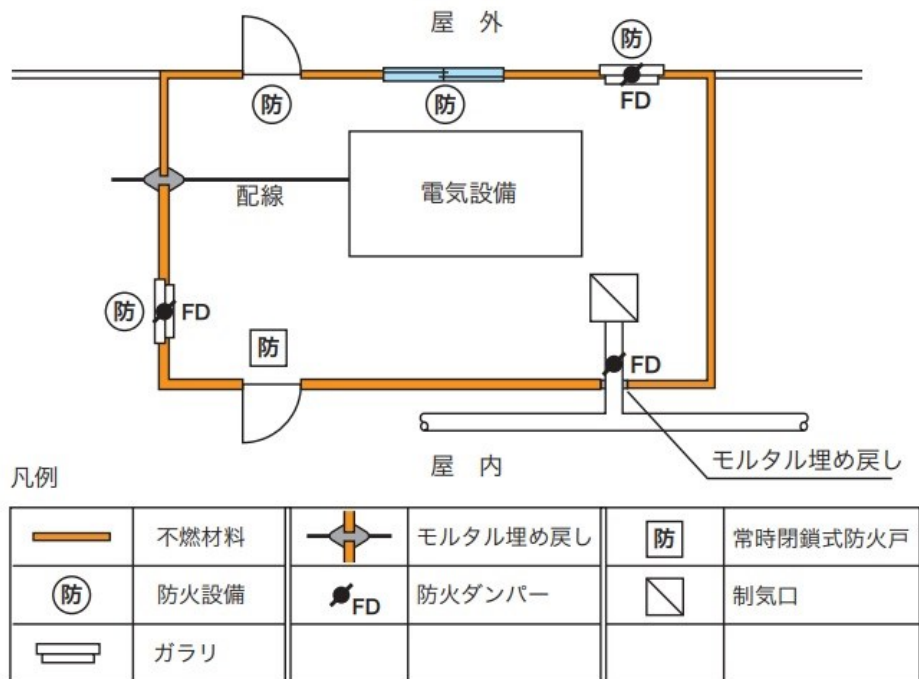
第3-6図

- (5) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイによること。
- ア 不燃区画された部分の場合（第3-7図参照）

不燃材料で造られた壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面

積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- (ア) 屋内に面する出入口、窓は、常時閉鎖式の防火戸が設けてあること。  
ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものを用いることが困難な場合においては、随時閉鎖式の防火戸とすることができる。
- (イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられること。
- (ロ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- (ハ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (ニ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



第3-7図

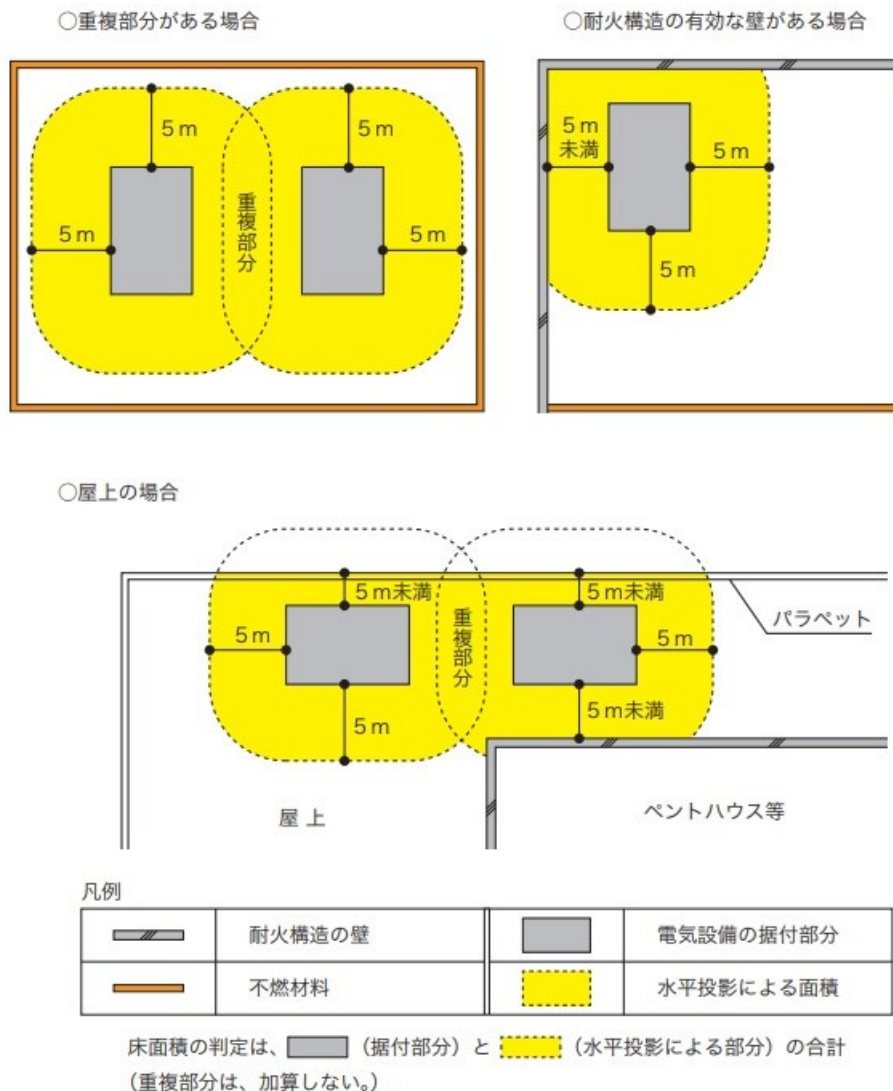
イ 水平投影による部分の場合（第3-8図参照）

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の機器が2か所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合に

は、重複加算しない。) とすること。

- (4) 水平投影による部分に不燃材料の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。



第3-8図

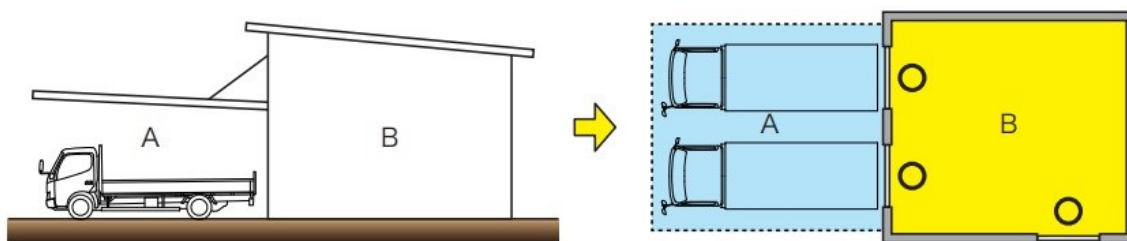
- (6) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。

## 第4 無窓階の取扱い

### 1 床面積に対する開口部の割合

- (1) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-1図参照)

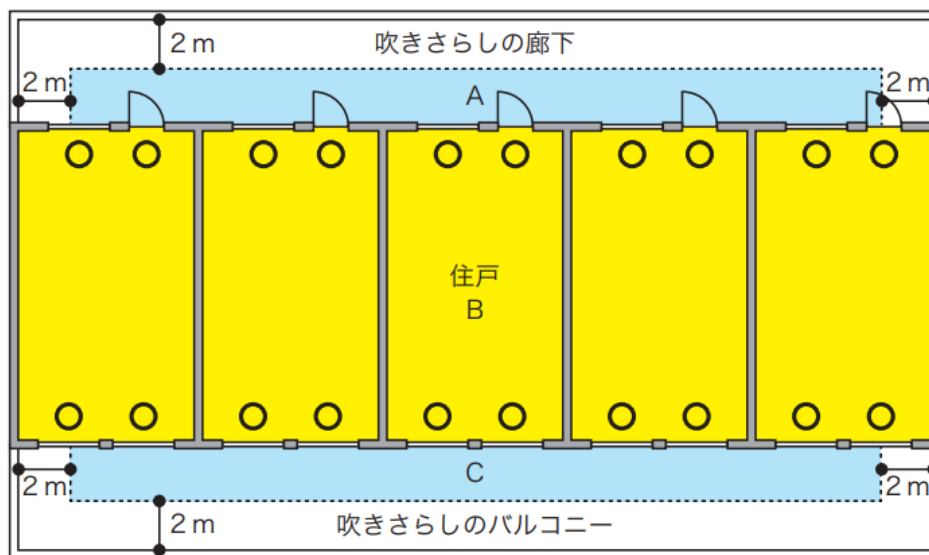
(例1) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物



○：有効開口部として取り扱う部分

ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

(例2) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



○：有効開口部として取り扱う部分

吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2mを超える部分が床面積に算入される。したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Bと合算して(A+B+C)となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

- (2) 省令第5条の3に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分（おおむね床面積が50㎡未満）で、消火活動に支障がないと認めるものは、消防用設備等の設置については、政令第32条の規定を適用することができる。

## 2 開口部の位置

- (1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第4-2図参照）

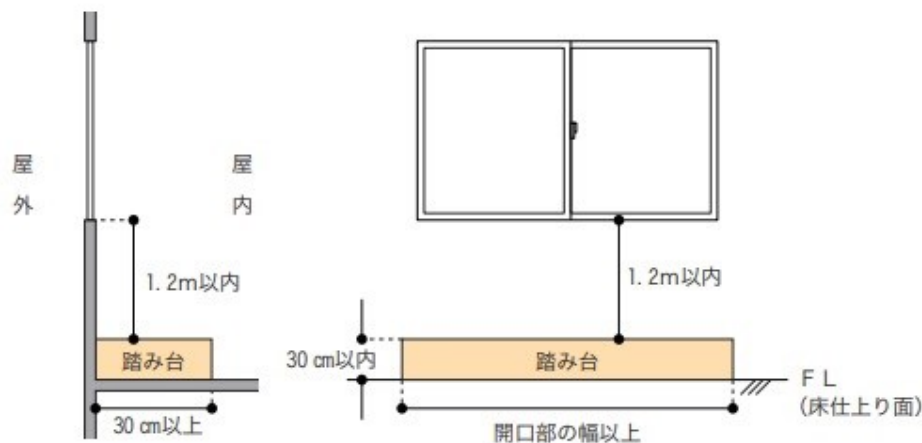
ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

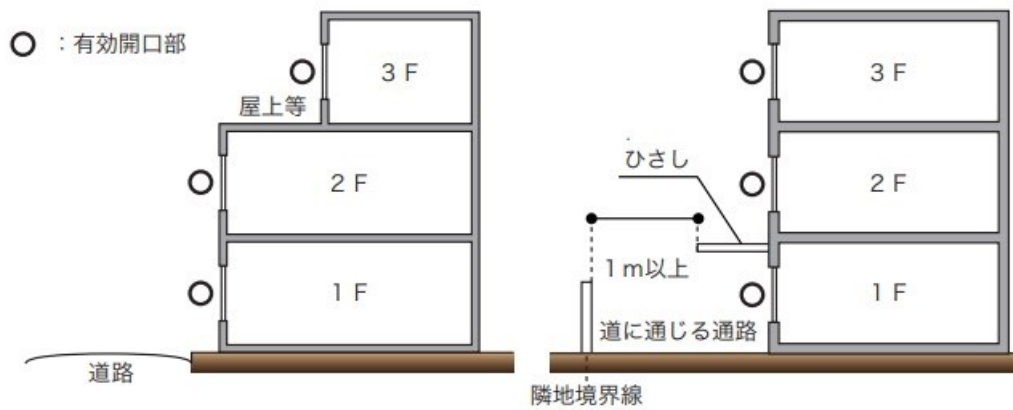


第4-2図

- (2) 次に掲げる場所は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

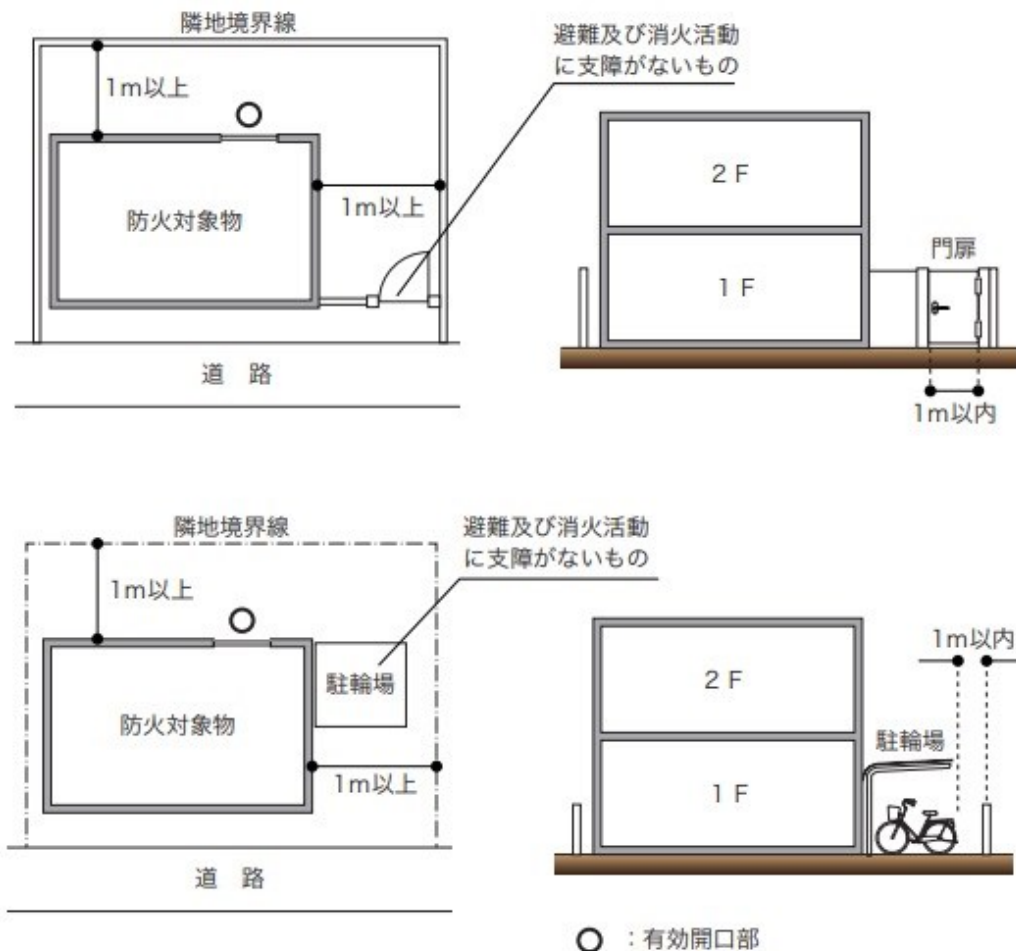
ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの（第4-3図参照）



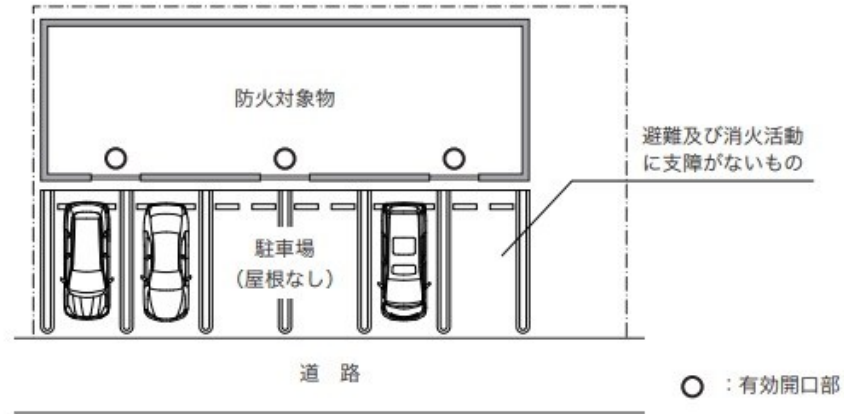
第4-3図

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-4図参照）



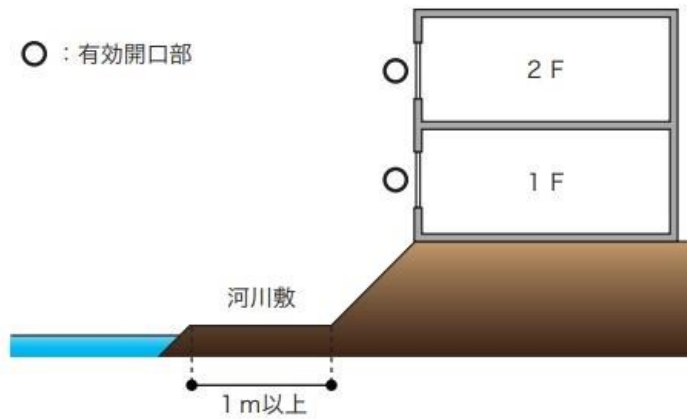
第4-4図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-5図参照）



第4-5図

オ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの（第4-6図参照）

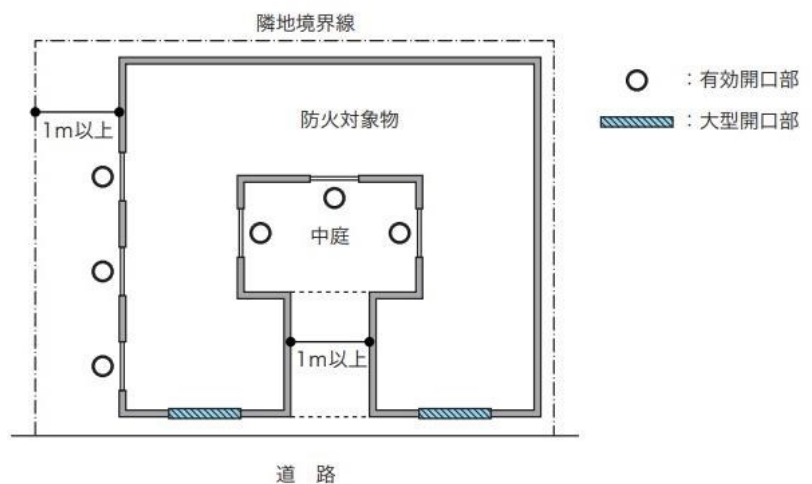


第4-6図

カ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次の全てに適合するもの（第4-7図参照）

- (ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1 m以上であること。
- (イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部\*があること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。

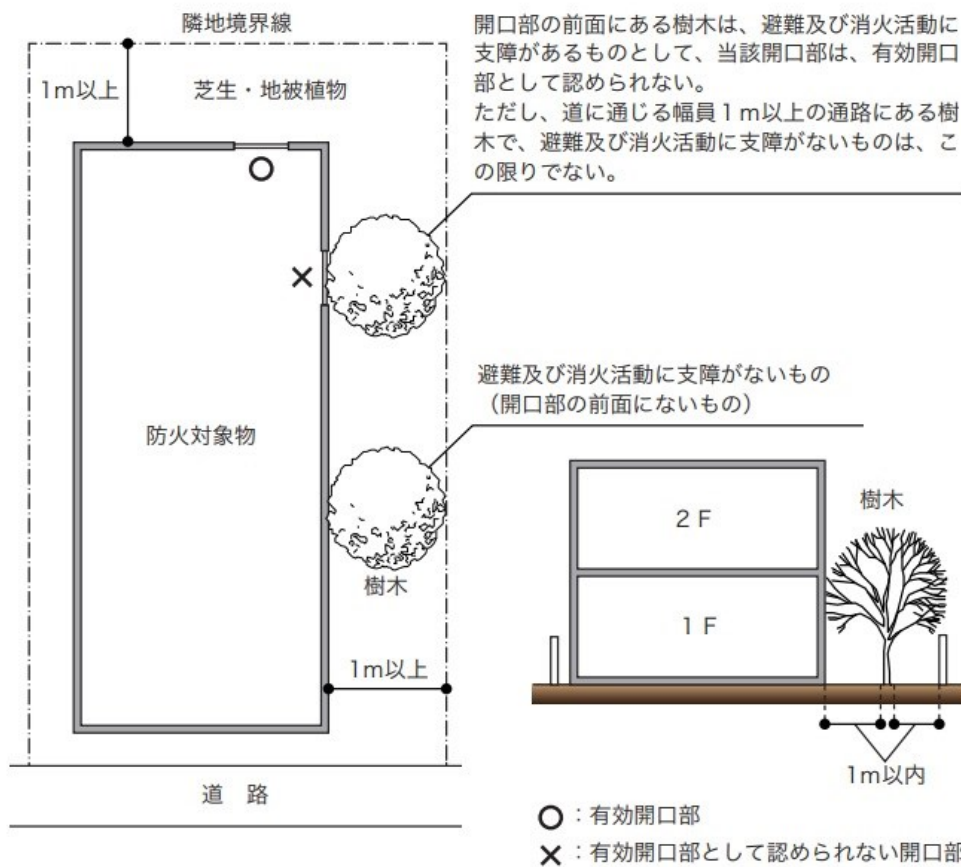
※省令第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部をいう。



第4-7図



キ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの（開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。）（第4－8図参照）

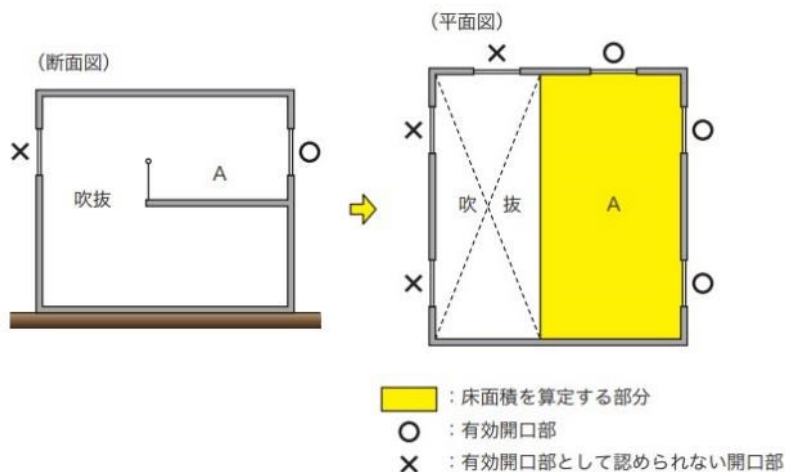


第4－8図

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（第4－9図参照）

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第4－9図

### 3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

#### (1) テント地等

テント地等を固定する格子又は柱等の配置が、省令第5条の3第1項において規定する開口部の大きさ以上であること。

#### (2) シャッター付き開口部

##### ア 手動式軽量シャッター

屋内から手動により開放することができるもので、次のいずれかに掲げるもの

- (ア) 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの
- (イ) 避難階に設けられたもの（屋外から消防隊が特殊な工具等を用いることなく容易に開放できるものに限る。）
- (ロ) 建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー、第121条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー又はこれら同等以上の面積（奥行き60cm以上、長さが当該シャッターの幅以上（おおむね1m以上）有するものに限る。）及び耐火性能を有し、かつ、構造耐力上安全なバルコニーに設けられたもの
- (ハ) 煙感知器の作動と連動して施錠を開放するもの（非常電源が付置されたものに限る。）
- (ニ) 屋外から水圧によって開放又は開錠できる装置（以下この項において「水圧開放装置」という。）を備えたもの（避難階以外の階に、水圧開放装置を設ける場合には、水圧開放装置の注水口を避難階に設けたシャッターを開放する方式のもの若しくはシャッターの押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）又は幅1m以上の足場を有する開口部とすること。）

##### イ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

- (ア) 屋内から非常電源により開放することができるもので、前ア(ニ)によるほか、次のいずれかに掲げるもの
  - a 煙感知器の作動と連動して開放するもの（非常電源が付置されたものに限る。）
  - b 屋外から非常電源により開放できる電動式シャッター付きの開口部
  - c 防災センター又は中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放することができるもの（非常電源が付置されたものに限る。）
- (イ) 屋内及び屋外から通電又は停電時に自動又は手動で開放することができるもの（重量シャッターを除く。）

ウ オーバーヘッドドア（オーバースライダー）

屋内から手動又は非常電源により開放することができるもので、前ア(7)、  
(1)、(2)及び(4)並びにイに掲げるもの

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの

イ 電動式ドアで、次の(7)又は(1)のいずれかに該当するもの

(7) 普通ガラスで板厚 6 mm 以下のもの

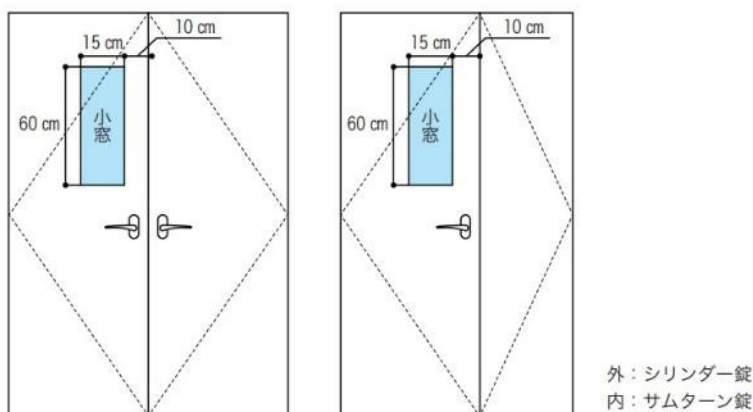
(1) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの

ウ スチールドアで、屋外から水圧開放装置によって施錠を開放できるもの  
なお、設置方法及び避難階以外の階に設ける場合には、前(2)ア(4)の例によること。

エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの（第4-10図参照）

オ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの（電気錠等）

カ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）



(4) 二重窓等

第4-10図

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）  
又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わせられたもの  
の有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。ただし、  
設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) ガラス窓

第4-1表に掲げるガラス窓によること。なお、低放射ガラス（通称 Low-E  
ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

第4-1表

ガラス開口部の種類		開口部の種類		有効な開口部の判定 (省令第5条の3)	
				足場有	足場無
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6.0mm以下	引き違い戸		○	○
		FIX		○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸		△	△
		FIX		×	×
	厚さ10mm以下	引き違い戸		△	×
		FIX		×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5.0mm以下	引き違い戸		○	○
		FIX		○	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス 6.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス 6.0mm以下の合わせガラス (2) 網入板ガラス6.8mm 以下+PVB(ポリビニル ブチラール)30mil(膜 厚0.76mm)以下+フロ ート板ガラス5.0mm以 下の合わせガラス	引き違い戸		△	△
		FIX		×	×
	(1) フロート板ガラス5.0 mm以下+PVB(ポリビニ ルブチラール)60mil(膜 厚1.52mm)以下+フロ ート板ガラス5.0mm以 下の合わせガラス (2) 網入板ガラス6.8mm 以下+PVB(ポリビニル ブチラール)60mil(膜 厚1.52mm)以下+フロ ート板ガラス6.0mm以 下の合わせガラス (3) フロート板ガラス3.0 mm以下+PVB(ポリビニ ルブチラール)60mil(膜 厚1.52mm)以下+型板 ガラス4.0mm以下の合 わせガラス	引き違い戸		△	×
倍強度ガラス		引き違い戸		×	×
		FIX		×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により判断すること。				

(凡例)

○…開口部全体を有効開口部として取り扱うことができる。

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合はおおむね1/2の面積で算定する。）を有効開口部として取り扱うことができる。（クレセントやレバーハンドル自体が鍵付きとなっている等の特殊なものは、個別に判断すること。）

×…有効開口部として取り扱うことはできない。

【備考】

- 1 「足場有」とは、避難階又は外部バルコニー（建基令第126条の7第5号に規定する構造（奥行1m以上、長さ4m以上のもの）若しくは屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 開口部は、2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を開錠することにより開放することができるものとする。
- 5 開口部に鍵付き開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部として扱えないものとする。
- 6 有効開口部として扱えないものであっても、容易にガラス窓を取り外すことができる場合は、認めて差し支えない。
- 7 フィルムを貼付したガラスの取扱いは次によること。

(1) ポリエチレンテレフタレート製

ア 多積層（引裂強度の向上を目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）は、認められる。

イ 多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ mを超え400 $\mu$ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）は、「足場有」の場合に限り認められる。

ウ 多積層で、基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）は、「足場有」の場合に限り認められる。

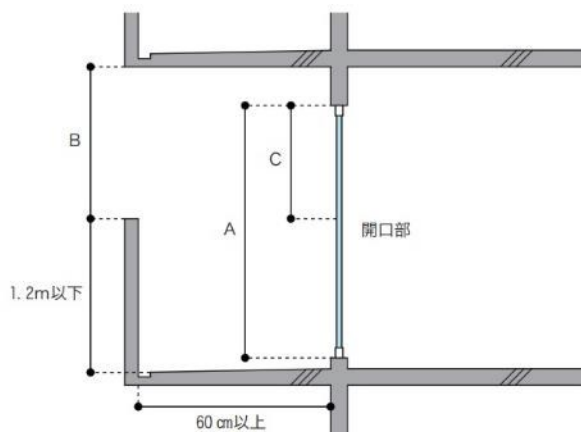
(2) 塩化ビニル製

基材の厚さが400 $\mu$ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）は、認められる。

(6) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、第4-11図のAの部分とすること。ただし、Bは1 m以上で、手すりの高さが1.2m以下の場合に限る。

なお、バルコニーの幅員が60 cm未満の場合は、Cを有効開口部の寸法とすること。



第4-11図

4 開口部の状態

省令第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取扱いは、次によること。

(1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。

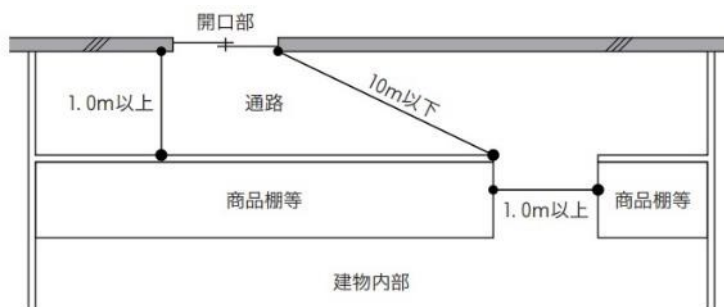
ア 格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等を避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次の全てに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第4-12図参照）

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1 m以上であること。

(ロ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10 m以下であること。



第4-12図

- (2) 窓部分を合板等で閉鎖するなど、開口部の前面に柵（床面からの高さがおおむね1.5m以下のキャスター付きの可動可能なものを除く。）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- (3) 営業中は、省令第5条の3に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階の消防用設備等の設置については、政令第32条の規定を適用することができる。ただし、政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

### 第3章 消防用設備等の設置単位

#### 第1 消防用設備等の設置単位

##### 1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物(屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。)である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。(第1-1図参照)

なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること(建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの(一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。)を除く。第1-2図参照)。

独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第1-3図を参考とすること。



建築物	用途	政令別表第1	階数	延べ面積
①	工場	(12)項イ	2/0	2,000 m <sup>2</sup>
②	倉庫	(14)項	1/0	2,000 m <sup>2</sup>
③	渡り廊下	(15)項	1/0	50 m <sup>2</sup>

3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-1図

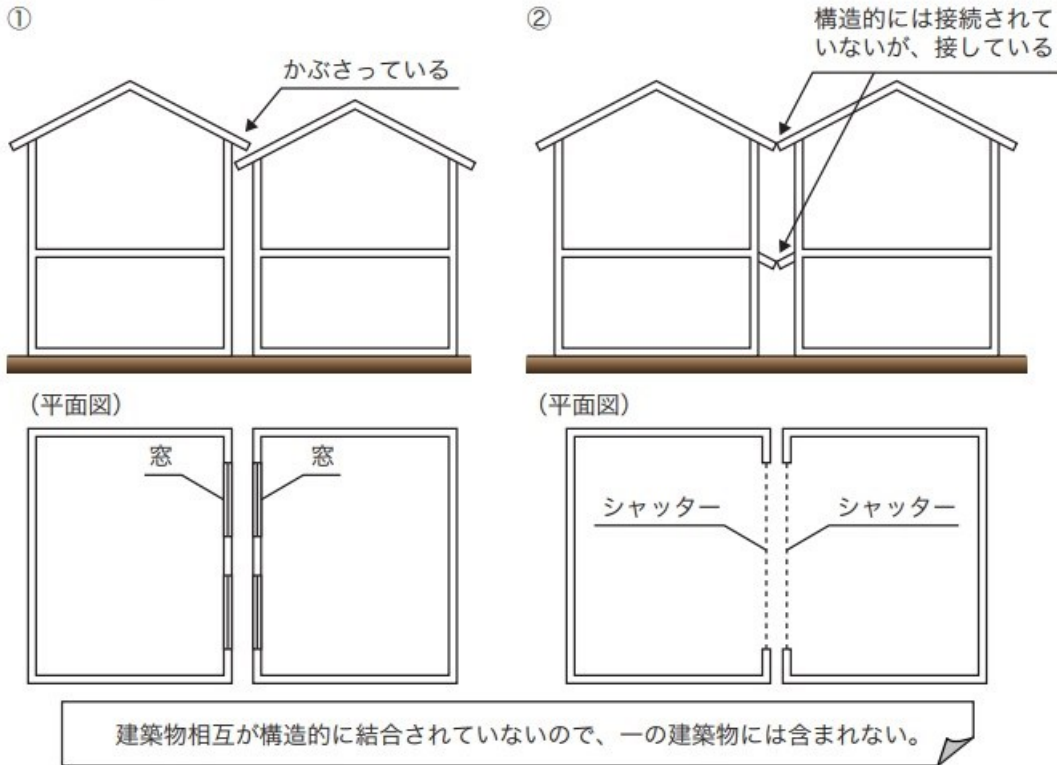


3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

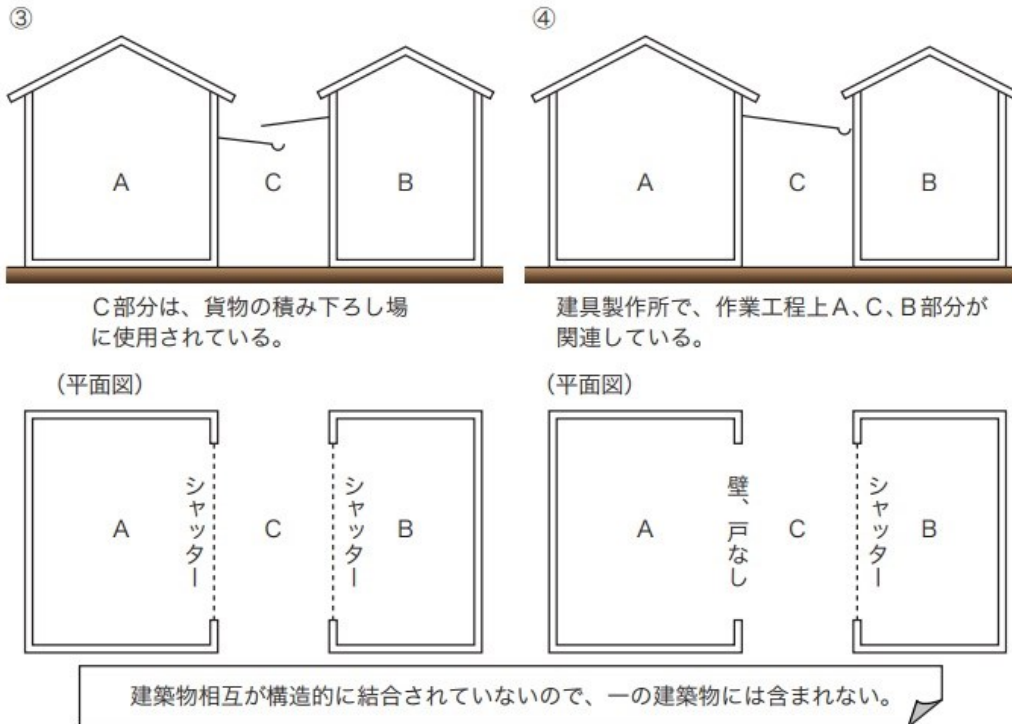
第1-2図



(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合



第1 - 3図

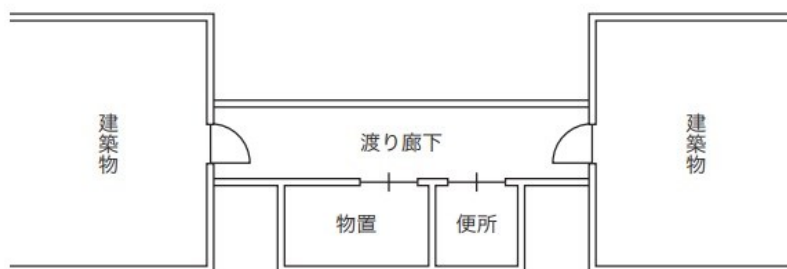
## 2 渡り廊下で接続されている場合の取扱い

渡り廊下で接続している建築物は、原則 1 棟として取り扱う。ただし、「消防用設備等の設置単位について（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号）」で示すものとして、次の要件を満たす場合は、別棟として取り扱って差し支えない。

なお、屋外消火栓設備及び消防用水の設置単位は、渡り廊下の距離等にかかわらず接続している建築物 1 棟として取り扱うこと。

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

したがって、第 1 - 4 図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。



第 1 - 4 図

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は 3 m 未満、その他の場合は 6 m 未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1 階にあっては 6 m、2 階以上の階にあっては 10m を超えるものであること。

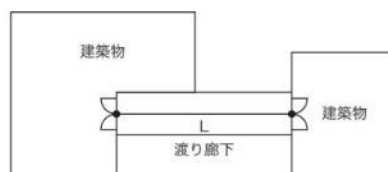
なお、この場合の建築物相互間の距離 (L) は、次によること。

ア 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。（第 1 - 5 図参照）

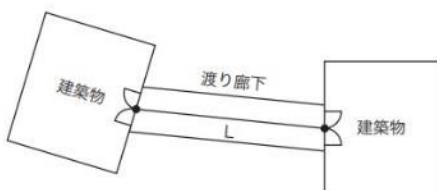
(例 1)



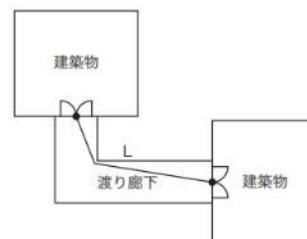
(例 3)



(例 2)

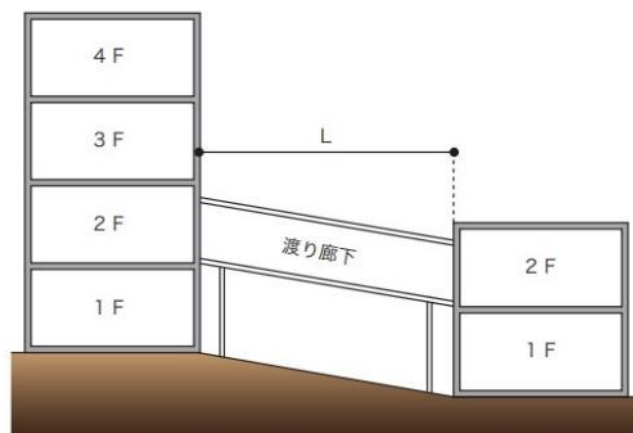


(例 4)



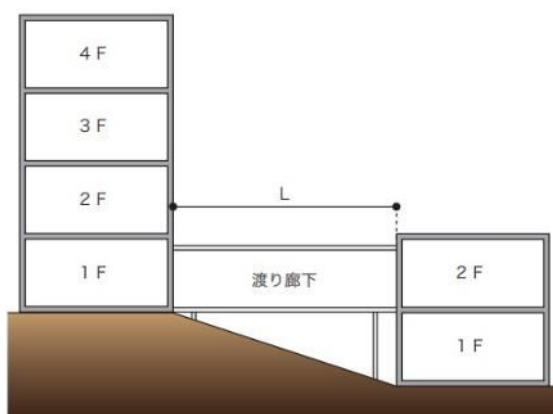
第 1 - 5 図

イ 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。(第1-6図参照)



第1-6図

ウ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。(第1-7図参照)



2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

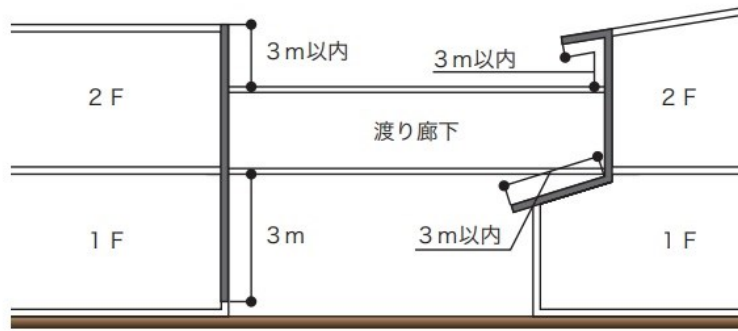
第1-7図

(4) 前(3)に適合しないものであっても、次のアからウまでに適合する場合は、(3)と同等の取扱いができるものであること。

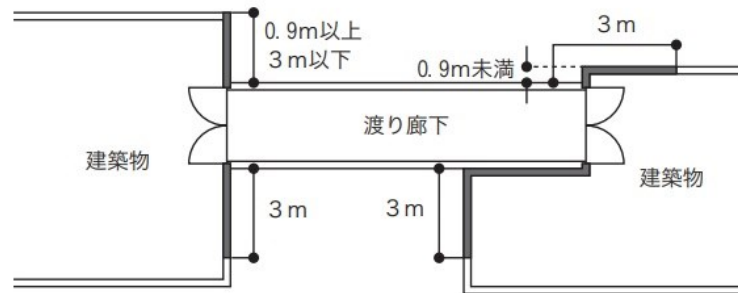
ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(7)又は(1)によること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90cm以上の距離を有している場合に限る。）。(第1-8図参照)

(断面図)

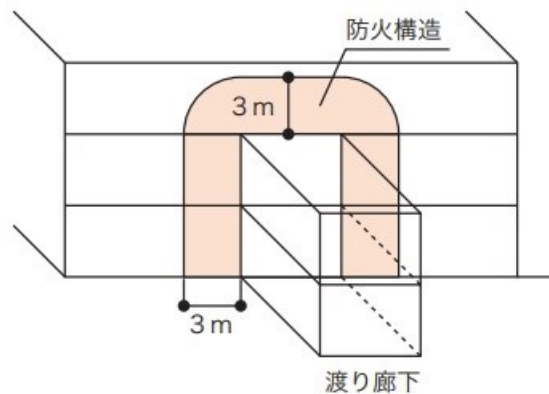
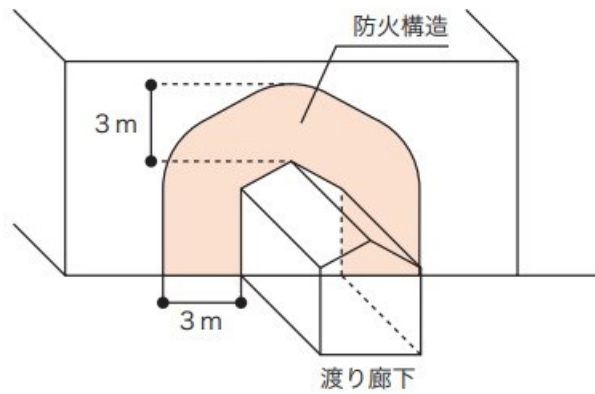


(平面図)



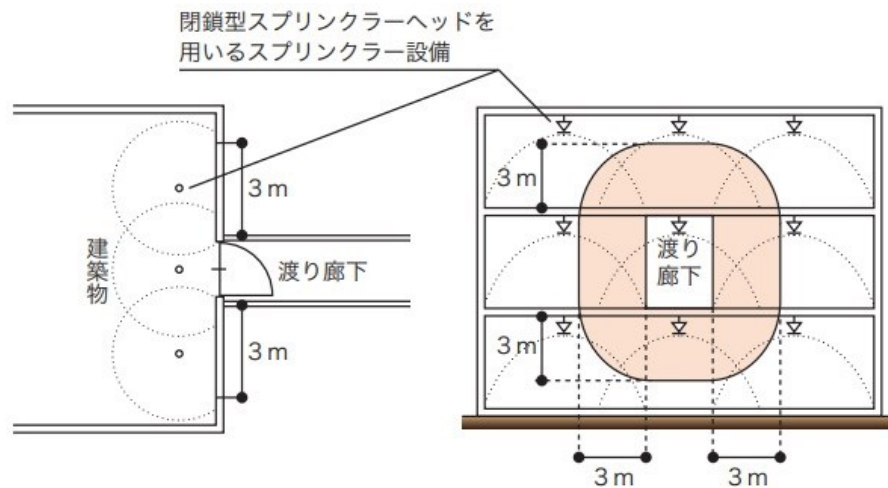
第 1 - 8 図

- (7) 建築物の外壁は防火構造、屋根にあっては準耐火構造で造られていること。(第 1 - 9 図参照)



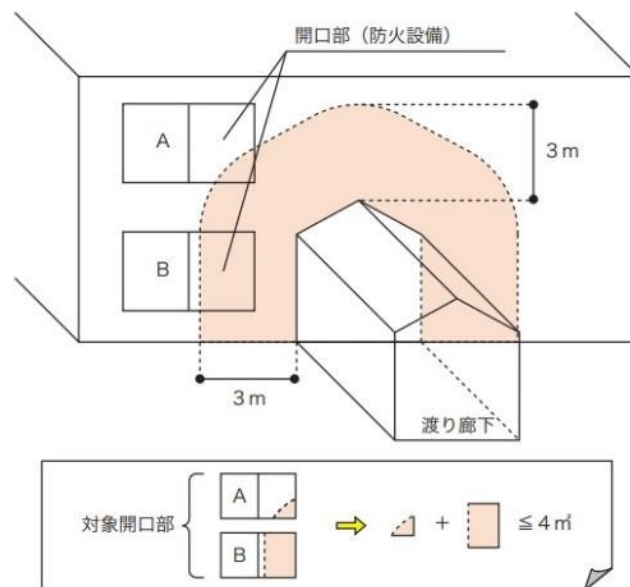
第 1 - 9 図

- (イ) (ア)以外のものについては、防火構造の壁その他これらに類するもの、又は政令第12条第2項の基準の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。(第1-10図参照)



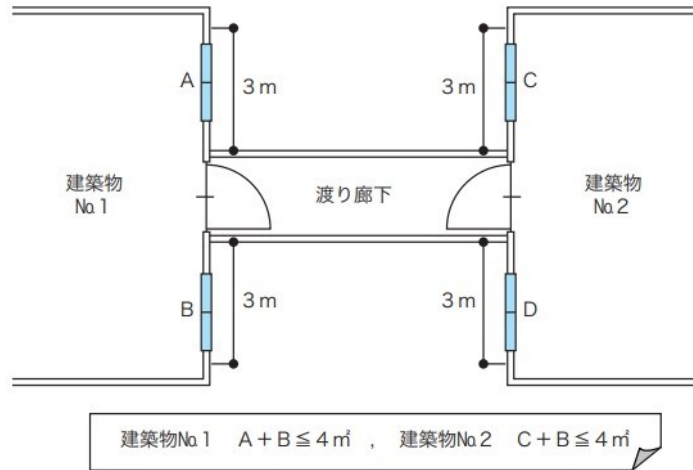
第1-10図

- イ 前(ア)の外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。(第1-11図参照)



第1-11図

なお、面積4㎡以内の開口部とは、第1-12図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各々側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。

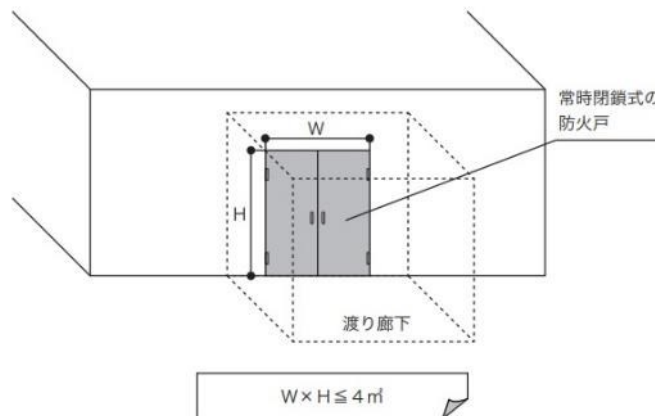


第1-12図

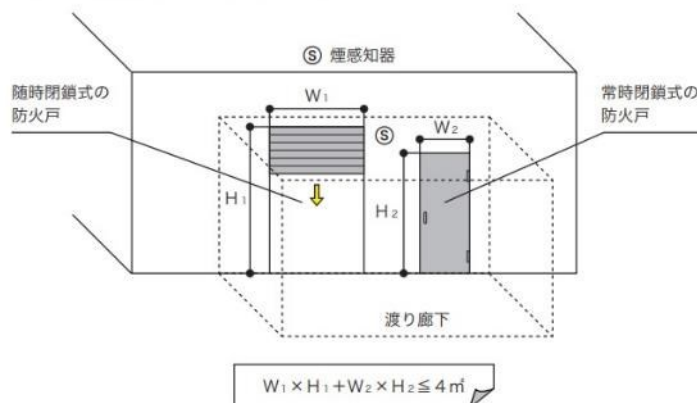
ウ 渡り廊下については、次の(7)又は(イ)によること。

- (7) 吹き抜け等の開放式の渡り廊下であること。
- (イ) (7)以外のものについては、次のaからcまでに適合するものであること。
  - a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
  - b 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも  $4\text{m}^2$ 以下であること。(第1-13図参照)

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



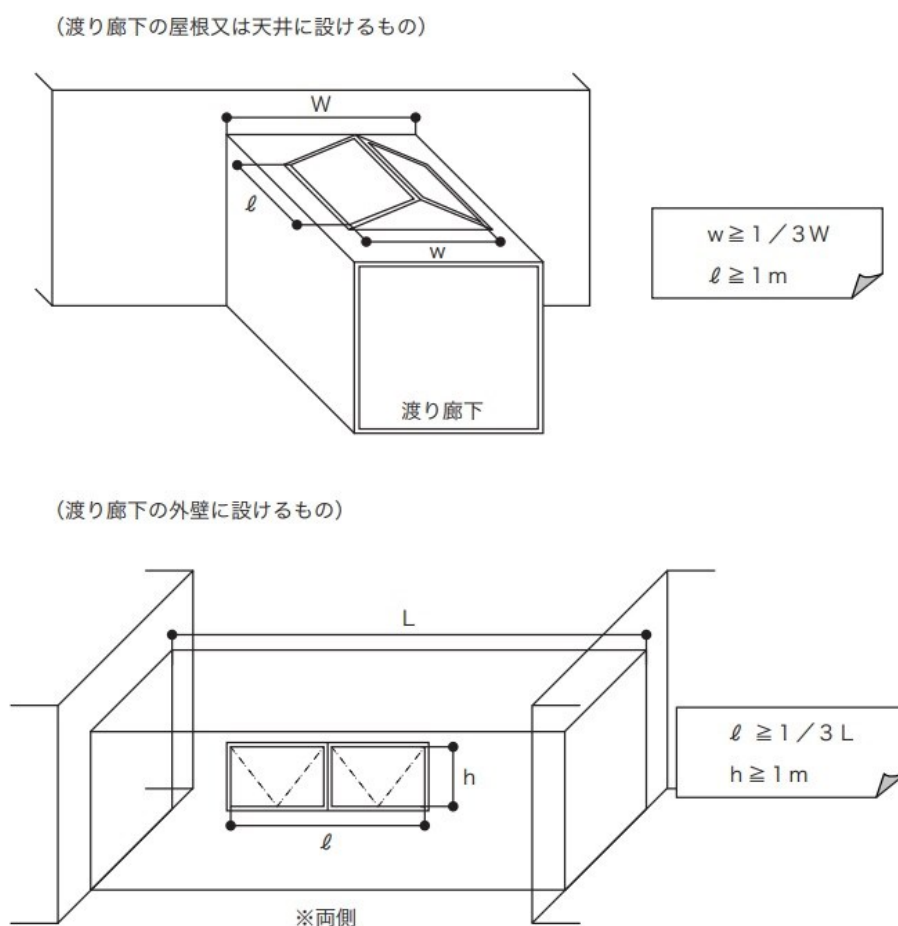
(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



第1-13図

c 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

(a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が  $1 \text{ m}^2$  以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ  $1 \text{ m}$  以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。（第1-14図参照）



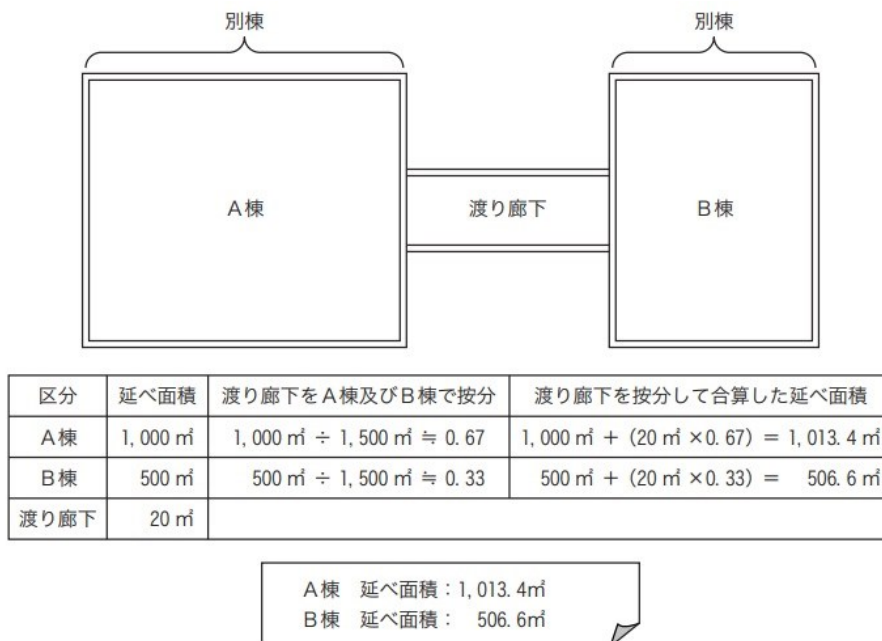
第1-14図

(b) 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が付置されていること。

### 3 渡り廊下部分に設置を要する消防用設備等

前2により別棟として取り扱う場合の消防用設備等の設置単位は、次によること。

- (1) 第1-15図に示すとおり、A棟及びB棟が別棟とみなされる場合は、A棟及びB棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。また、A棟及びB棟が1棟になる場合の延べ面積は、当該A棟及びB棟の床面積の合計並びに渡り廊下の部分の床面積を合算して取り扱うこと。



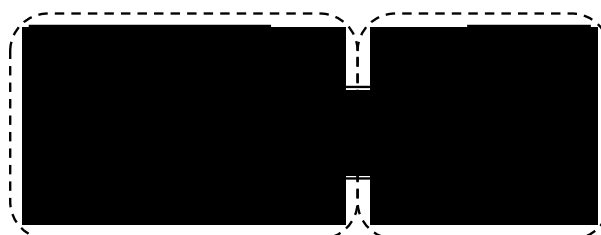
第1-15図

- (2) 渡り廊下の按分された面積は、それぞれの棟の消防用設備等の設置基準面積に含まれること。また、渡り廊下の各棟の按分に含まれる範囲は、それぞれの棟で要求される消防用設備等の設置を要するものとし、当該部分を有効に包括するように設置すること。

なお、区画等により明確に区分できない場合は、接続する両方の棟で要求される消防用設備等の設置を要するものであること。

- (3) 渡り廊下により接続される棟を別棟と取り扱う場合で、接続される棟の構造が異なる場合は、次の例により構造を判断すること。

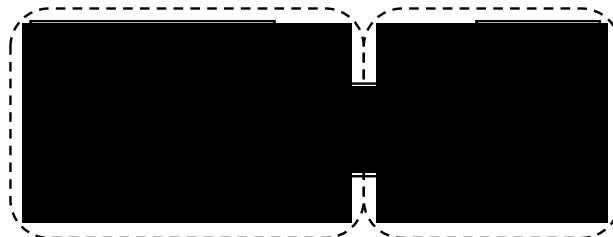
ア 渡り廊下の構造が、接続する棟より耐火性能が低い場合（第1-16図参照）



第1-16図



イ 渡り廊下の構造が、接続する棟より耐火性能が高い場合（第1-17図参照）



第1-17図

#### 4 消防用設備等の設置を要する部分

(1) 原則として、建基令第2条第1項第3号において規定する床面積に算定される部分であること。

なお、下屋、地下機械室、荷物棚、塔屋、屋上の倉庫等にあっても床面積に算入される場合があることに留意すること。

(2) (1)以外の部分

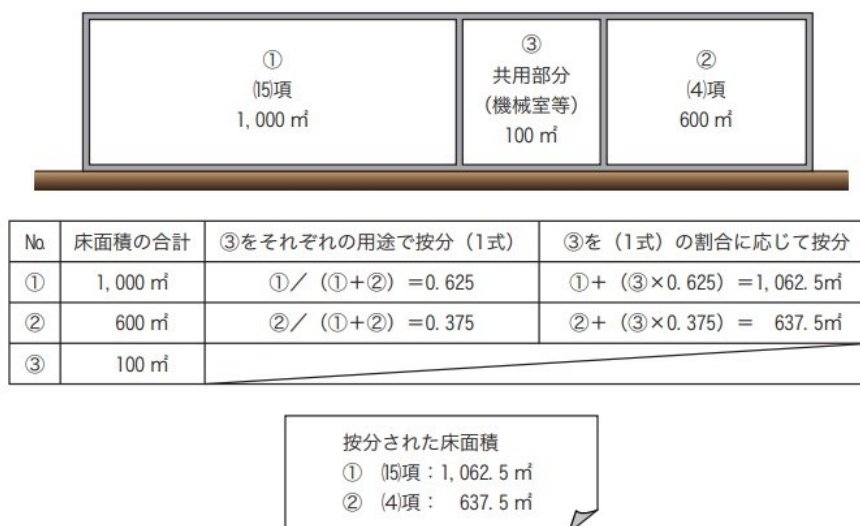
第2章第3各項で示す階数又は床面積に算定される部分も(1)と同様に取り扱うこと。

#### 5 政令第9条の取扱い

(1) 用途の按分

用途の按分は、第1-18図の例により算出すること。

(例1)

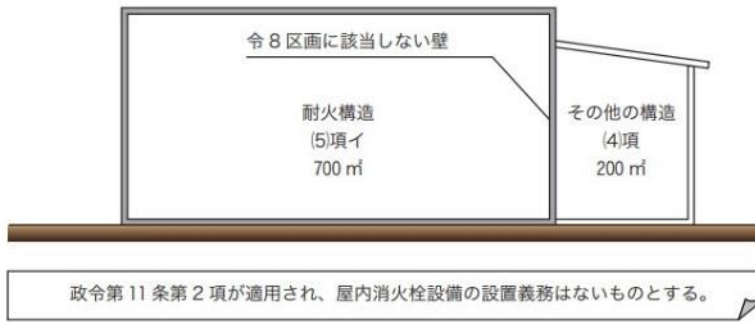


第1-18図

(2) 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、政令第9条の規定により用途ごとに取り扱うこととすること。(第1-19図参照)

(例2)

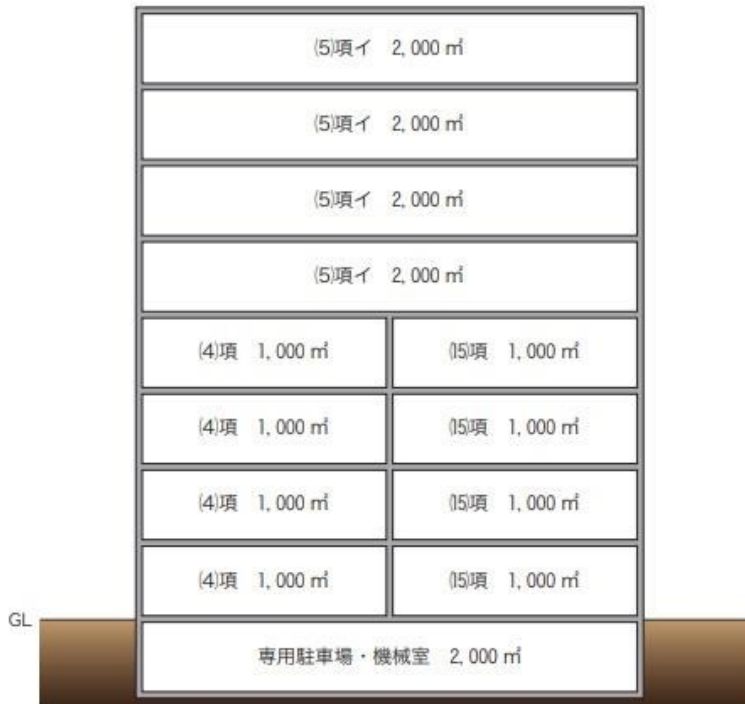


第1-19図

(3) 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。また、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。(第1-20図参照)

(例3)



共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按分計算		従属する床面積
(4)項	4,000 m <sup>2</sup>	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m <sup>2</sup>
(5)項イ	8,000 m <sup>2</sup>	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m <sup>2</sup>
(15)項	4,000 m <sup>2</sup>	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m <sup>2</sup>

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第1-20図

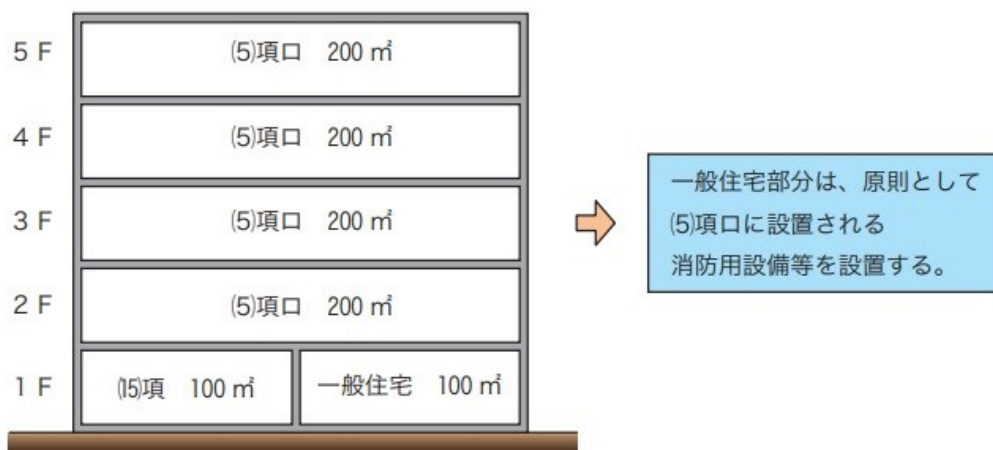
(4) 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

(5) 一般住宅の取扱い

一般住宅の用途に供される部分を2以上の政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積に応じて按分した場合は、床面積の大なる政令別表対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令第9条の規定の適用のないもの、又は当該政令別表対象物の用途、位置、構造若しくは設備の状況から判断し、火災の発生若しくは延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものは、これによらないことができる。（第1-21図参照）

(例4)



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政令別表対象物	(5)項口	800㎡	900㎡	$800\text{㎡} \div 900\text{㎡} \approx 89\%$
	(15)項	100㎡		$100\text{㎡} \div 900\text{㎡} \approx 11\%$
一般住宅		100㎡	100㎡	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。  
 ・(5)項口  $100\text{㎡} \times 0.89 = 89\text{㎡}$  →  $800\text{㎡} + 89\text{㎡} = 889\text{㎡}$   
 ・(15)項  $100\text{㎡} \times 0.11 = 11\text{㎡}$  →  $100\text{㎡} + 11\text{㎡} = 111\text{㎡}$   
 ○一般住宅部分は、原則として(5)項口に設置される消防用設備等を設置する。

第1-21図

## 第2 内装制限

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）及び第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

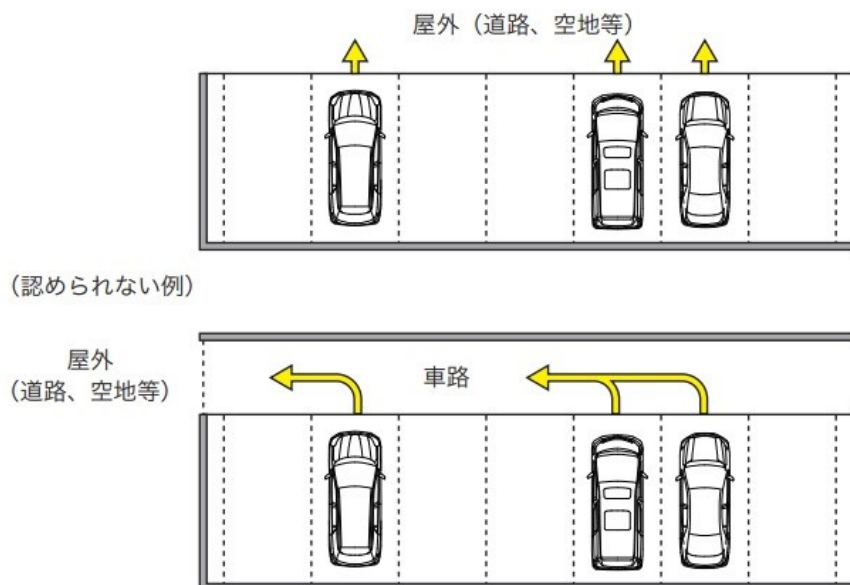
- 1 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち、屋内の全ての部分をいうものであること。ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内及びユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りでない。
- 3 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。ただし、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分又は照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積が各面の面積の10分の1以下の場合は、この限りでない。
- 4 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装制限の対象として取り扱うこと。
  - (1) 床に固定又は固定はされていないが、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの
  - (2) 床面からの高さが2m以上で、用途の形態により、別空間となるよう設けられた室を形成するもの
- 5 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。

### 第3 水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い

政令第13条第1項に規定する水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この項において「水噴霧消火設備等」という。）の設置に係る取扱いは、次によること。

#### 1 駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第13条第1項の規定により駐車のために供される部分で、当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、第3-1図の例に示すとおり、自動車が横に1列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外（道路、空地等）に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えないものであること（直接屋外に出ることができる部分が常時外気に直接開放されているものに限る。）。



第3-1図

#### 2 電気設備が設置されている部分

(1) 政令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分（以下この項において「電気設備」という。）で、床面積が200㎡以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。ただし、次の

いずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

ア 配電盤又は分電盤

イ 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 電気設備のうち容量が20KVA未滿（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの

エ 電気設備の冷却又は絶縁のため、油類を使用せず不燃性ガスであるSF<sub>6</sub>（六フッ化硫黄）のみを使用するもの

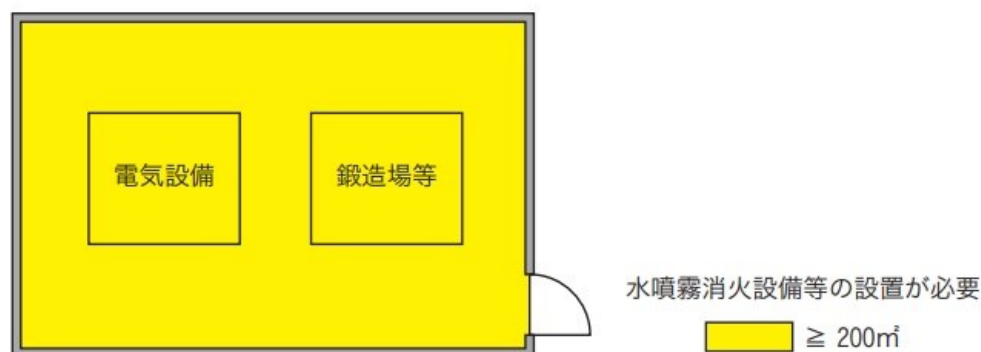
(2) 電気設備が設置されている部分の床面積は、「第2章第3建築物の床面積及び階の取扱い」2(5)によること。

### 3 多量の火気を使用する部分

(1) 政令第13条第1項の規定により鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）で、床面積が200㎡以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、入力合計が350kW以上のものが設置されている場所が該当するものであること。

(2) 鍛造場等の床面積の算定は、「第2章第3建築物の床面積及び階の取扱い」2(6)によること。

4 電気設備の部分と鍛造場等の部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）、当該部分の床面積が200㎡以上の場合、水噴霧消火設備等の設置が必要であること。（第3-2図参照）



第3-2図

## 5 通信機器室

政令第 13 条第 1 項の規定により通信機器室で、床面積が 500 m<sup>2</sup>以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「通信機器室」とは、次に掲げる室その他これらに準ずる室をいうものであること。

### (1) 電話通信機器室

電話通信を行うに必要な機器が設けられている室で、自動機械室、市外機械室及び手動交換室（これらの機械の保守及び調整を行う電話調整室、試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室（ケーブル内に乾燥空気を供給する装置が置かれるガス施設室を含む。）をいう。

### (2) 電報通信機器室

電報通信を行うに必要な機器が設けられている室で、中継交換機械室、加入電信機械室、電信機械室及び通信室（これら機械の保守及び調整を行う加入電信試験室、電信試験室、加入電信調整室、印刷電信調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室をいう。

### (3) 無線通信機器室

無線通信を行うに必要な機器が設けられている室で、無線機械室（冷却のためのブローアーム室、無線機械の保守及び調整を行う無線調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。

### (4) 搬送通信機器室

搬送通信に必要な機器が設けられている室で、搬送機械室（これら機械の管理、保守及び調整を行う回線統制室、搬送試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。

### (5) データ通信機器室

データ通信及び料金計算を行うに必要な機器が設けられている室で、データ（料金計算を含む。）通信機械室（計算機械室、データプリント室、さん検孔室、テープ保管室その他これらに付随する調和機室及び前室その他これら機械の保守及び調整を行う計算機調整室を含む。）及びケーブル室をいう。

## 6 合成樹脂類

### (1) 不燃性又は難燃性の判断について

政令第 13 条第 1 項の規定により合成樹脂類で、危政令別表第 4 で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱う政令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「不燃性又は難燃性」の判断は、試験の再現性等を考慮して JIS K7201 に定める酸素指数法により判断することとし、当該試験法に

基づく酸素指数 26 以上のもの及び固体でないものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと。

なお、参考に合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が 26 未満のものを第 3-1 表に、また、酸素指数が 26 以上のもの及び固体でないものを第 3-2 表に示すものとする。この場合、第 3-1 表に示すものであっても、難燃化を行い、酸素指数が 26 以上となる場合があるので留意すること。

#### 第 3-1 表 (酸素指数 26 未満のもの)

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)  
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)  
エポキシ樹脂 (EP) ……接着剤以外のもの  
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)  
ポリアセタール (POM)  
ポリウレタン (PUR)  
ポリエチレン (PE)  
ポリスチレン (PS)  
ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等)  
ポリプロピレン (PP)  
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

(注) ( ) 書は略号又は別名を示す。

#### 第 3-2 表 (酸素指数 26 以上のもの又は液状のもの)

フェノール樹脂 (PF)  
ふつ素樹脂 (PFE)  
ポリアミド (PA)  
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)  
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)  
ユリア樹脂 (UF)  
けい素樹脂 (SI)  
ポリカーボネート (PC)  
メラミン樹脂 (MF)  
アルキド樹脂 (ALK) ……液状

(注) ( ) 書は略号又は別名を示す。



(2) 貯蔵又は取扱いについて

「貯蔵し、又は取り扱うもの」とは、一定量以上の合成樹脂類を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のため断熱材として使用しているもの等は該当しないものであること。

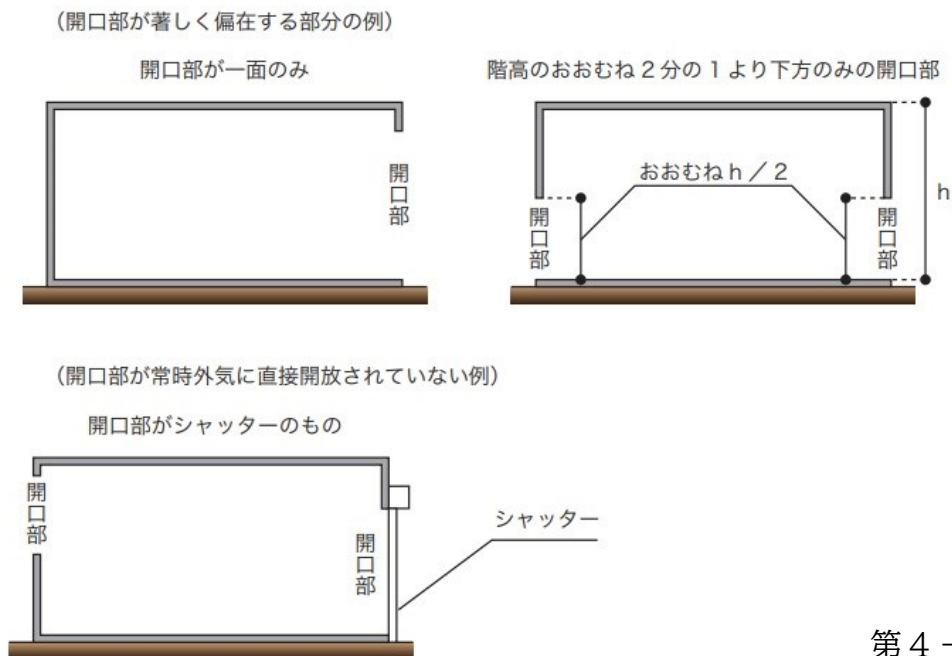
なお、販売を目的として展示しているものは、貯蔵又は取扱いに含まれるものであること。

## 第4 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取扱い

省令第18条第4項第1号及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は防護対象物となる部分が、次によるものであること。

### 1 共通事項

開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。（第4-1図参照）



第4-1図

### 2 移動式を設置することができる部分

- (1) 省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、壁面のうち一の長辺を含む2面以上に、又は天井面に次のいずれかに該当する開口部が存する場所であること。

ア 常時直接外気に開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上であること。

イ 外壁面の四方の上部50cm以上が常時直接外気に開放されること。

ウ 防火対象物の1階又は避難階の部分の外気に直接面する開口部で、地上

から手動操作又は遠隔操作により容易に開放することができるものの面積の合計が当該床面積の 20%以上であること。

エ 各階の防護対象部分で、有効な排煙装置（非常電源を付置したもので、5回毎時以上の排煙能力のあるものをいう。）を有するもので、当該防護対象部分以外から手動又は遠隔操作により容易に開放することができる開口部の有効面積の合計が当該床面積の 15%以上であること。

オ 排煙上有効な越屋根（越屋根部分の開口部の合計面積が、当該床面面積の 5%以上あるものをいう。）を有するもので、当該防護対象部分以外から手動又は遠隔操作により容易に開放することができる開口部の有効面積の合計が当該床面積の 15%以上であること。

(2) 前(1)の開口部は、次によること。

ア 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から 0.3 m以上離れていること。

イ 開口部面積の合計の 1/2 以上は、壁面の天井面から下方 2 m以内の部分又は天井面部分に設けられたものの面積の合計であること。

## 第4章 消防用設備等の技術基準

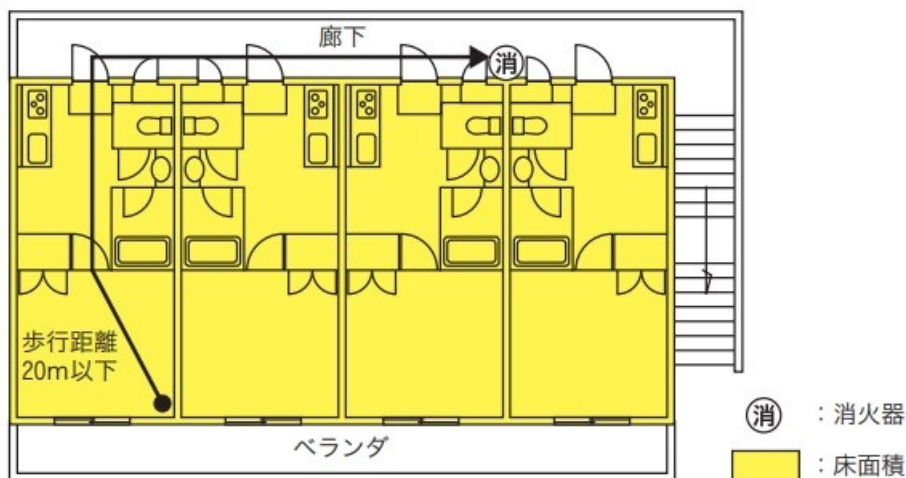
### 第1 消火器具

#### 1 設置場所

消火器の設置場所は、政令第10条第1項及び第2項並びに省令第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

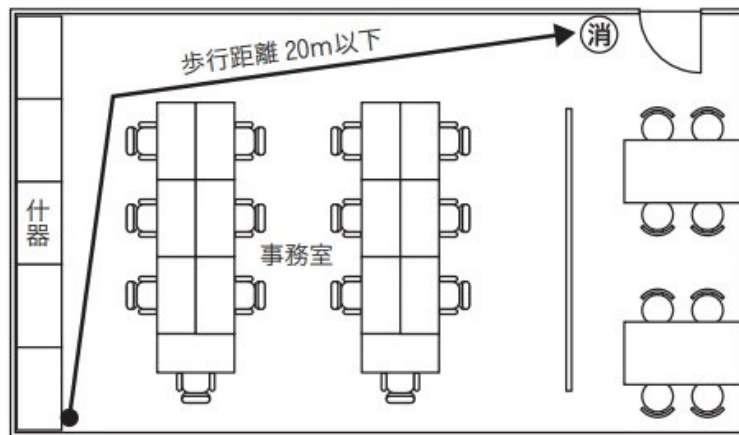
- (1) 政令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。
- (2) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。●
- (3) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近であること。●
- (4) 省令第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。（第1-1図参照）

（例1）政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



第1-1図

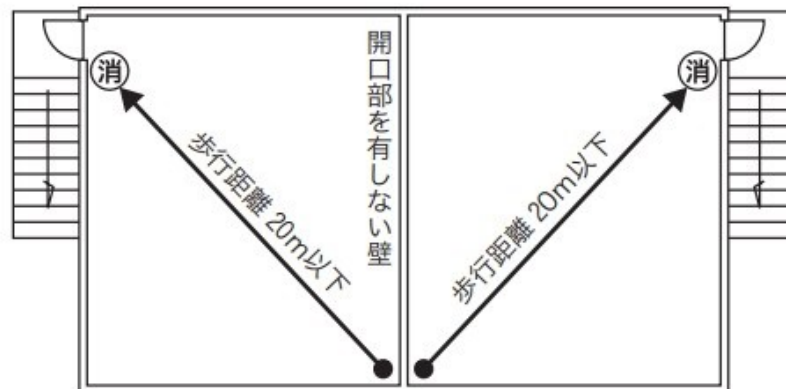
- (5) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。（第1-2図参照）



第1-2図

消：消火器

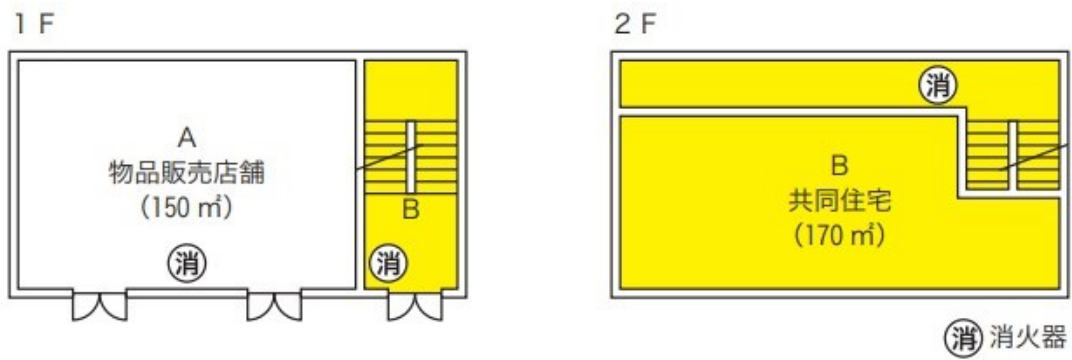
- (6) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。●（第1-3図参照）



消：消火器

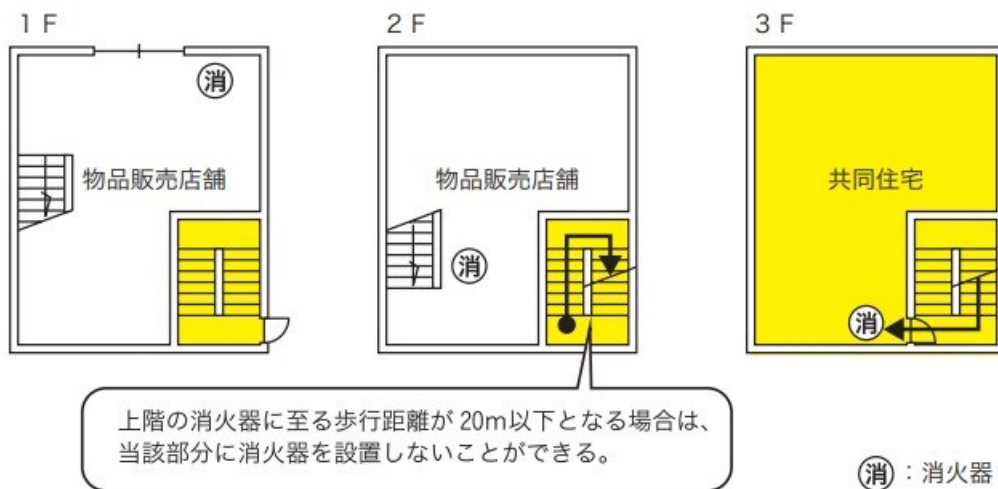
第1-3図

- (7) 第1-4図の例に示すとおり、A及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあっては、階ごとにA、B部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。ただし、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用して、当該部分からA又はB部分上階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、1階のB部分に設置しないことができる。



第 1 - 4 図

- (8) メゾネットの共同住宅その他 2 階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。(第 1 - 5 図参照)



第 1 - 5 図

- (9) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (10) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、患者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく、有効に機能を達し得な

い状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m を超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

## 2 付加設置

政令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第 6 条第 3 項から第 5 項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

### (1) 少量危険物又は指定可燃物

省令第 6 条第 3 項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器 (ABC) 10 型とすること (少量危険物のうち、第 1 類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第 2 類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第 3 類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第 5 類の自己反応性物質を除く。)。●

### (2) 電気設備

省令第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力 50kW 以下のものを除く。)

イ 燃料電池発電設備 (条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの (条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。)

エ 蓄電池設備 (定格容量と電槽数の積の合計が 4,800AH・セル未満のものを除く。)

### (3) 火気を使用する場所

省令第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積 2 m<sup>2</sup>以上の炉 (個人の住居に設けるものを除く。)

エ 厨房設備 (当該厨房設備の入力 (同一厨房室内に複数の厨房設備を設け

る場合には、各厨房設備の入力の合計)が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)

オ 入力 70kW 以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるものを除く。)

キ 乾燥設備(入力が 17kW 未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が 1 m<sup>2</sup> 未満のもの、乾燥物収容室の内容積が 1 m<sup>3</sup> 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)

ク サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

ケ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

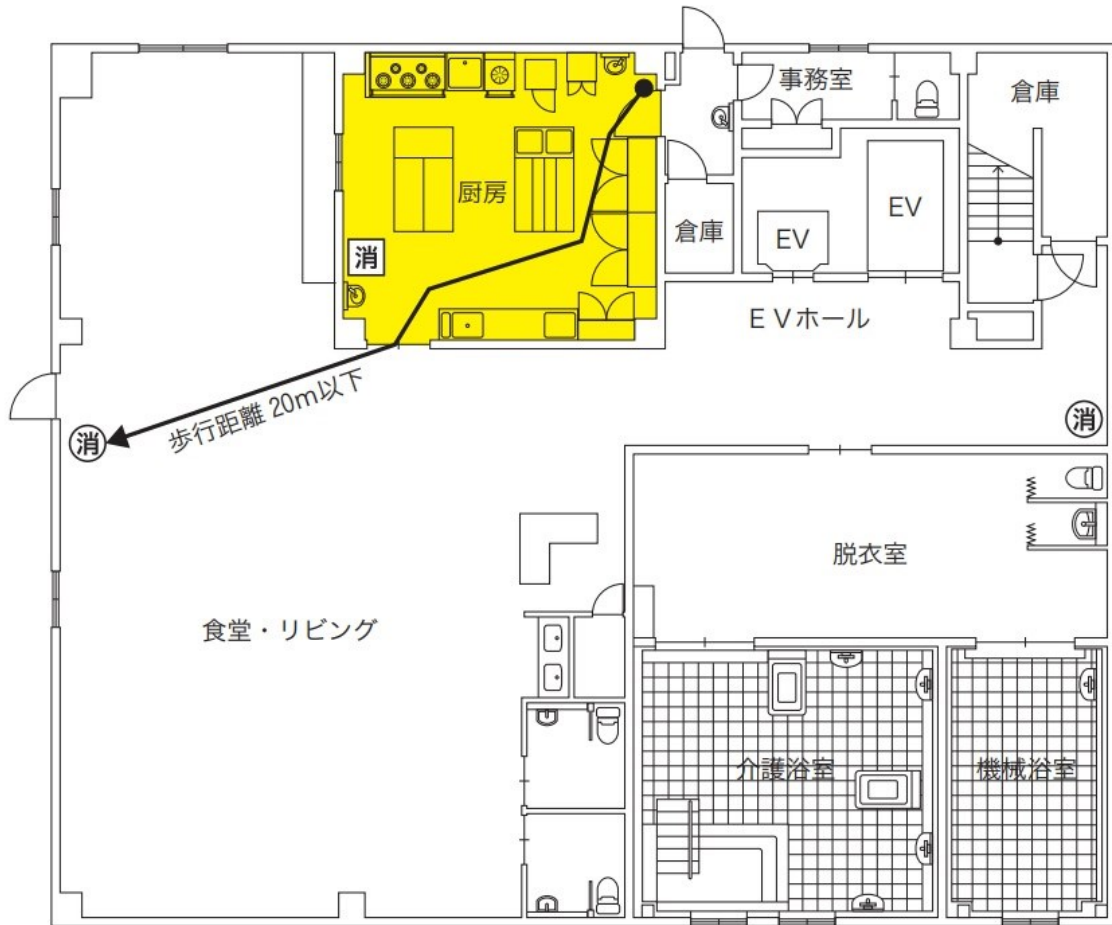
コ 火花を生ずる設備

サ 放電加工機

- (4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。ただし、政令第 10 条第 1 項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、1 個以上とすることができる。(第 1 - 6 図参照)



(例2) 政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物(火気を使用する設備が設けられた場所)



(防火対象物の規模)

用途	(6)項口
延べ面積	2,100 m <sup>2</sup>
能力単位の 数値	$2,100 \text{ m}^2 \div 100 = 21$ $A \geq 21$

(火気を使用する設備が設けられた場所)

用途	厨房設備
床面積	36 m <sup>2</sup>
能力単位の 数値	$36 \text{ m}^2 \div 25 = 1.44$ $A \geq 2$

消 : 能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては3、B火災に適応するものにあつては7有する粉末(ABC)消火器

消 : 能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては1、B火災に適応するものにあつては1有する噴霧ノズルを付けた強化液消火器

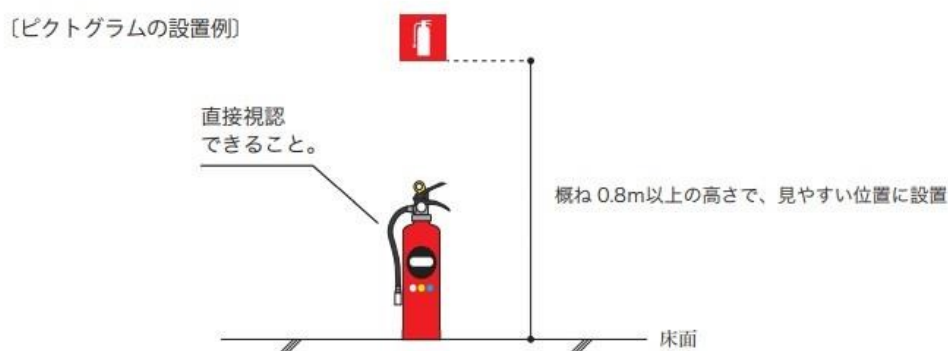


厨房に設置された強化液消火器1個及び防火対象物用として食堂に設置された粉末消火器1個により、火気を使用する設備が設けられた場所の能力単位の数値(2以上必要)及び消火器に至る歩行距離を満足することから、厨房に消火器2個を設置する必要はないものとして取り扱うことができる。

ただし、設置される消火器の能力単位の数値の合計が、防火対象物及び付加設置部分に必要なとされる能力単位の数値を満足する場合に限る。

### 3 標識

消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本産業規格 Z 8210 に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、政令第 32 条の規定を適用し、省令第 9 条第 4 号に規定する標識を設けないことができる。(第 1 - 7 図参照)



第 1 - 7 図

### 4 設置個数

消火器具は、初期消火の重要な手段であることから、政令第 10 条第 3 項に規定する設置個数の減少は、行わないものとする。▲

## 第2 屋内消火栓設備

### 1 加圧送水装置

ポンプ方式を用いる加圧送水装置は、次によること。

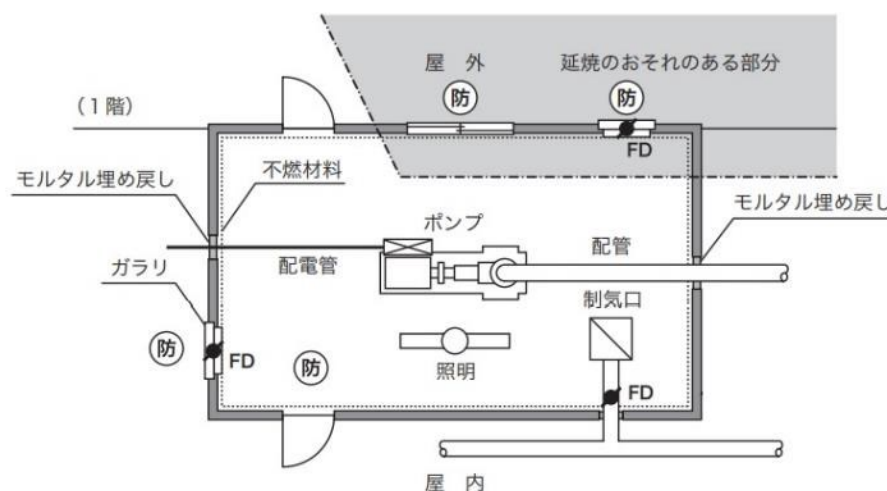
#### (1) 設置場所（水中に設置するポンプを除く。）（第2-1図参照）

ア 点検が容易にできるスペース、照明、排水等が確保されており、かつ、不燃材料で造った壁、柱、床又は天井（天井がない場合にあっては屋根）で区画された専用の室に設けること。

イ 開口部には、防火設備が設けられていること。ただし、屋外に面する開口部で、建基法第2条第6号において規定する延焼のおそれのある部分以外の部分の開口部は、この限りでない。

ウ 空調、衛生設備等の機器で出火危険のおそれのないもの及び消防用設備等の自家発電設備は、併置することができる。

エ 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該管と不燃区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。



第2-1図

#### (2) 水中に設置するポンプを設ける場合

ア 水中に設置するポンプの水中部は、点検、整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設けるほか、引き上げ用のフック等を設けること。●

イ 吸込みストレーナーは、水槽底部から50mm以上で、かつ、水槽壁面からポンプ側面までの距離は吸込みストレーナー又はポンプ外径の2倍以上となるように設けること。▲

ウ ポンプ吐出側の配管には、逆止弁、止水弁及び連成計（又は圧力計）を設け、ポンプ吐出口から止水弁までの配管の最頂部に自動空気抜弁を設けること。●

(3) ポンプの併用又は兼用

省令第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ニ)ただし書の規定による他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」とは、次により取り扱うこと。

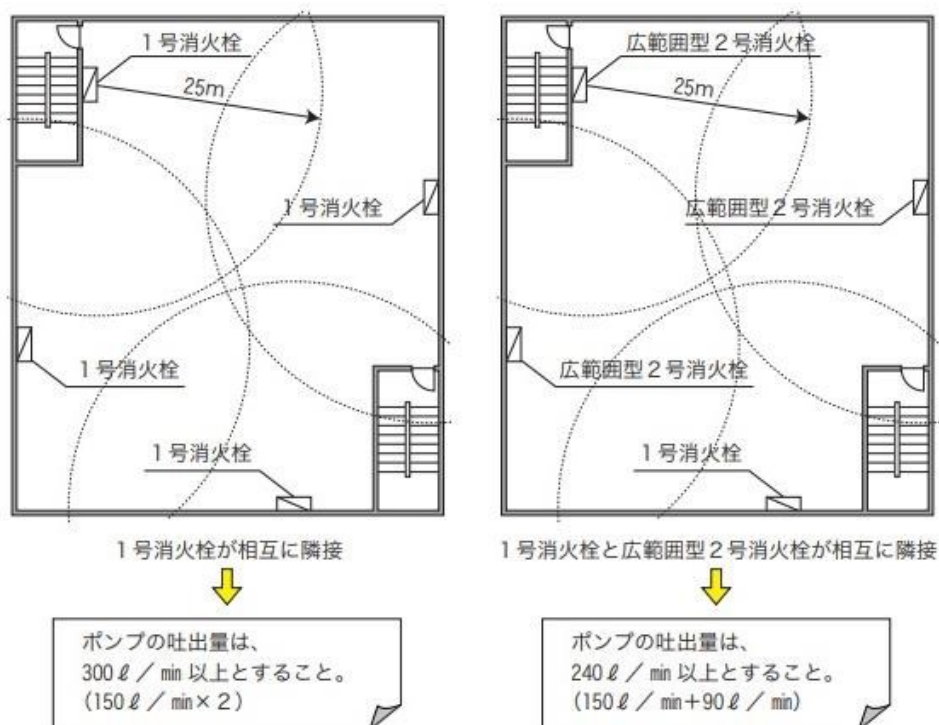
ア 同一の防火対象物

- (7) 1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓を同一の防火対象物で併用する場合のポンプの吐出量は、いずれの階においても、当該階における隣接する2の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれの屋内消火栓が政令第 11 条第 3 項第 1 号ニ並びに第 2 号イ(5)及びロ(5)に規定する性能を満足するよう設けること。この場合において、ポンプの吐出量は、1号消火栓が相互に隣接する場合にあっては  $300\ell/\text{min}$  以上、1号消火栓と広範囲型2号消火栓が相互に隣接する場合にあっては  $240\ell/\text{min}$  以上とすること。(第 2-2 図参照)

種 類	ノズル先端の放水量	規 定 吐 出 量
1 号 消 火 栓	$130\ell/\text{min}$	$150\ell/\text{min}$
2 号 消 火 栓	$60\ell/\text{min}$	$70\ell/\text{min}$
広 範 囲 型 2 号 消 火 栓	$80\ell/\text{min}$	$90\ell/\text{min}$

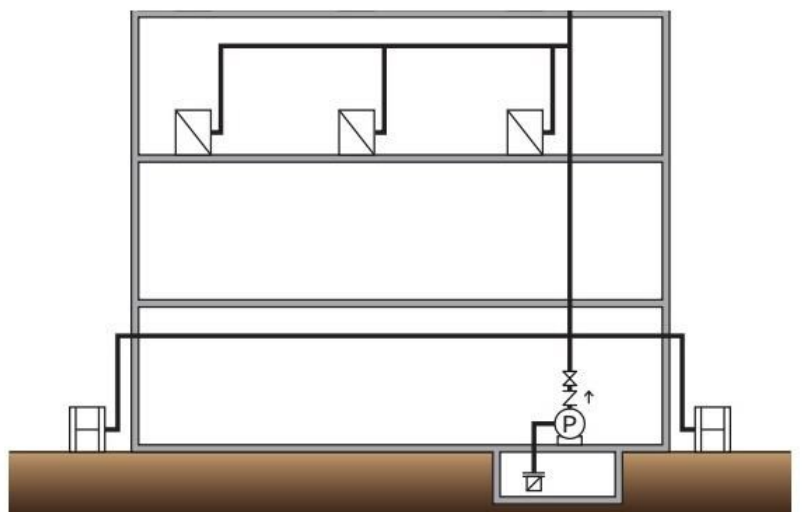
備考 設置個数が2を超えるときは、2個の屋内消火栓とする。

(例1)



- (イ) 同一の防火対象物で、他の消防用設備等と併用する場合のポンプの吐出量は、各消防用設備等に必要となる規定吐出量を加算して得た量以上とすること。（第2-3図参照）

なお、ポンプが一の消火設備として起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。



△：屋内消火栓（易操作性1号）

□：屋外消火栓

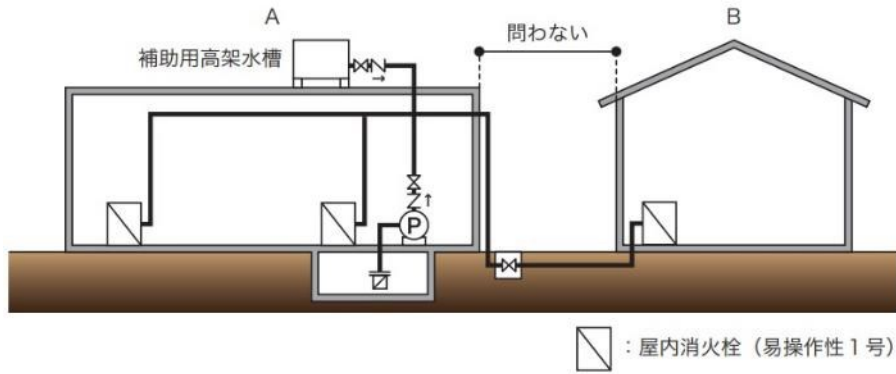
消防用設備等	ポンプの能力	設置個数	吐出量
屋内消火栓設備	150 ℓ / min	2個（3個）	300 ℓ / min
屋外消火栓設備	400 ℓ / min	2個	800 ℓ / min
ポンプの吐出量			1,100 ℓ / min

ポンプの吐出量は、1,100 ℓ / min 以上とすること。

第2-3図

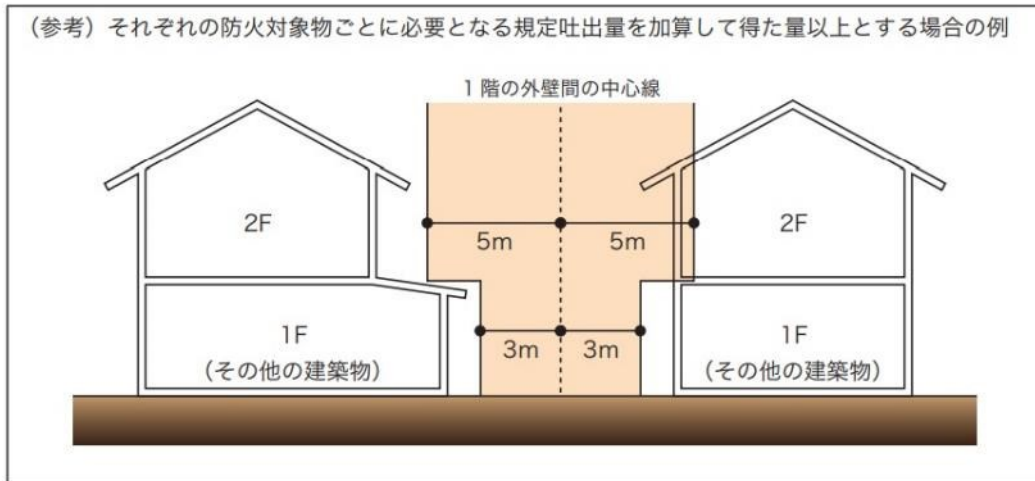
イ 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、かつ、管理権原が同一の場合に限る。）の消防用設備等と併用する場合のポンプの吐出量は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

- (ア) 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの（第2-4図参照）
- (イ) 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては3 m以上、2階以上にあっては5 m以上の距離を有するもの



防火対象物	構造	吐出量
A	準耐火建築物	300 ℓ / min
B	その他の建築物	150 ℓ / min

ポンプの吐出量は、300 ℓ / min 以上とすることができる。



第 2 - 4 図

## 2 水源

(1) 水源の水槽の材質は、次によること。

ア コンクリート、鋼板等の不燃材料で造ること。

イ 腐食のおそれのあるものは、有効な防食のための措置を講じること。

ウ 合成樹脂製の貯水槽を使用する場合は、次によること。

(ア) 室内に設置する場合は、省令第 12 条第 1 項第 4 号イ (二) に準じた室内に設けること。

(イ) 屋外又は屋上に設ける場合は、省令第 12 条第 1 項第 4 号イ (二) (2) に準じること。または、不燃材料等で防火上有効な措置を講じること。

(2) 水源の原水

ア 水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないものであること。▲

イ 空調用の冷温水を蓄えるために水槽（以下「空調用蓄熱槽」という。）に蓄えられている水の水源の原水は、次による場合に消火設備の水源の原水に使用できるものであること。▲

- (ア) 消火設備の水源として必要な水量が常時確保されていること。
- (イ) 水温はおおむね 40℃以下であること。
- (ロ) 空調用蓄熱槽からの採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること。

(3) 水源水量

ア 1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓を同一の防火対象物に設置する場合の水源水量は、屋内消火栓を設置する階のうち、隣接する2の屋内消火栓の水量の和が最大となる階の量以上の量とすること。

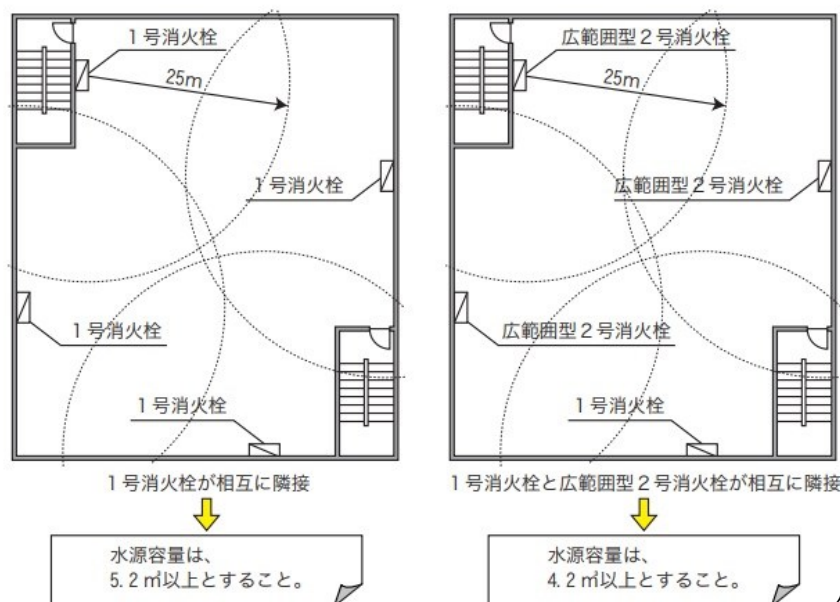
この場合において、隣接する2の屋内消火栓の水量の算出に当たっては、1号消火栓にあつては 2.6 m<sup>3</sup>、2号消火栓にあつては 1.2 m<sup>3</sup>、広範囲型2号消火栓にあつては 1.6 m<sup>3</sup>がそれぞれ必要とされているので、例えば、1号消火栓が相互に隣接する場合にあつては 5.2 m<sup>3</sup>以上、1号消火栓と広範囲型2号消火栓が相互に隣接する場合にあつては 4.2 m<sup>3</sup>以上となること。

（第2－5図参照）

種類	水源水量
1号消火栓	2.6m <sup>3</sup>
2号消火栓	1.2m <sup>3</sup>
広範囲型2号消火栓	1.6m <sup>3</sup>

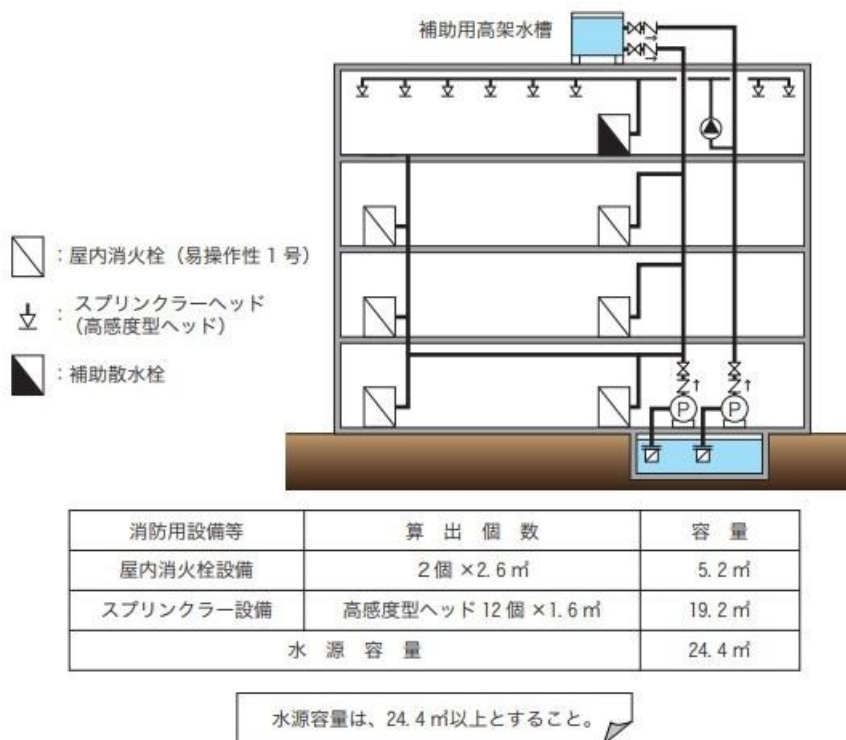
備考 屋内消火栓の設置個数が2を超えるときは、2とする。

(例1)



第2－5図

イ 他の消防用設備等と併用する場合の水源水量は、各消防用設備等に必要  
な規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以  
上とすること。ただし、消防用水（防火水槽を含む。）とは、屋内消火栓  
設備と水源の使用方法が異なることなどから併用をしないこと。（第2－  
6図参照）



第2－6図

ウ 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規定水量が連続して  
取水できるものとする。

### 3 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下「配管等」という。）は、省令第12条第1  
項第6号の規定によるほか、次によること。

#### (1) 配管

省令第12条第1項第6号ニの規定によるほか、次によること。

ア 配管の設置場所の使用圧力値（ポンプを用いる加圧送水装置の場合は締  
切全揚程時の圧力、高架水槽を用いる加圧送水装置の場合は背圧により加  
わる圧力、送水口を設けるものは送水圧力をいう。以下「使用圧力値」と  
いう。）が、1.6MPa以上となる部分に設ける管は、JIS G3448、JIS G3454  
（Sch40以上）若しくはJIS G3459（Sch10以上）に適合するもの又はこれ  
らと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。

イ 合成樹脂製の管は、気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有する



ものとして、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号。以下「合成樹脂管等告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

ウ 配管内の消火水が凍結するおそれのある部分又は配管外面が結露するおそれのある部分（浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。））の配管等には、保温材、外装材及び補助材により保温を行うこと。▲

エ 配管等は、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、ステンレス鋼管又は WSP-041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）若しくは WSP-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工すること。▲

## (2) 管継手

省令第 12 条第 1 項第 6 号ホの規定によるほか、次によること。

ア 管継手の設置場所の使用圧力値が 1.6MPa 以上となる部分に設ける管継手は、フランジ継手にあつては、JIS B2239 又は JIS B2220（16K 以上）に適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては、JIS B2312 又は JIS B2313（Sch40 以上）、材料に JIS G3459 を用いるものは、（Sch10 以上）のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を使用すること。

イ 金属製の管継手は、省令第 12 条第 1 項第 6 号ホの表に掲げるもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手及びバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 31 号。以下「金属製管継手等告示」という。）に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

ウ 合成樹脂製の管継手は、気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして、合成樹脂管等告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

エ 可とう管継手は、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

## (3) バルブ類

省令第 12 条第 1 項第 6 号トの規定によるほか、次によること。

ア バルブ類は、当該バルブ類の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に適用するものを設けること。

イ 材質は、省令第 12 条第 1 項第 6 号ト (イ) に規定するもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

ウ 開閉弁、止水弁及び逆止弁は、省令第 12 条第 1 項第 6 号ト (ロ) に規定するもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

(4) 屋内消火栓設備の乾式の取扱い

配管に十分な保温を講じることが困難で、凍結による配管の破裂又は放水障害が生ずるおそれがあると認めるときには、乾式とすることができる。

ア 性能

屋内消火栓箱から遠隔操作又は消火栓弁の開放等と連動して加圧送水装置が起動したときから、1 分以内に政令第 11 条第 3 項第 1 号ニに定める性能が得られるものであること。●

イ 構造

(7) 加圧送水装置の吐出側の配管には、当該配管内の水を有効に排出できる措置を講ずること。▲

(1) 加圧送水装置を起動した場合における水撃に耐える構造であること。

▲

ウ 水源

水源は、その水量が政令第 11 条第 3 項第 1 号ハに規定する量に乾式配管部分の水量を加えた量となるように設けること。▲

エ その他

(7) 屋内消火栓箱には、省令第 12 条第 1 項第 3 号イに規定する「消火栓」の表示のほか、乾式である旨を表示すること。▲

(1) 制御盤の付近に、空気抜き弁、通気弁又は吸排気弁の位置を示した図及び水抜きの方法を明示すること。▲

(5) 連結送水管用の主管との配管兼用

省令第 12 条第 1 項第 6 号イただし書の規定により、連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用（以下この項において「連結送水管主管兼用」という。）する場合は、次によること。

ア 連結送水管主管兼用ができる防火対象物は、次の全てを満たすこと。

(7) 当該防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが地盤面 50m 以下であること。

(1) 棟が異なる防火対象物と屋内消火栓設備の加圧送水装置を共用していないこと。

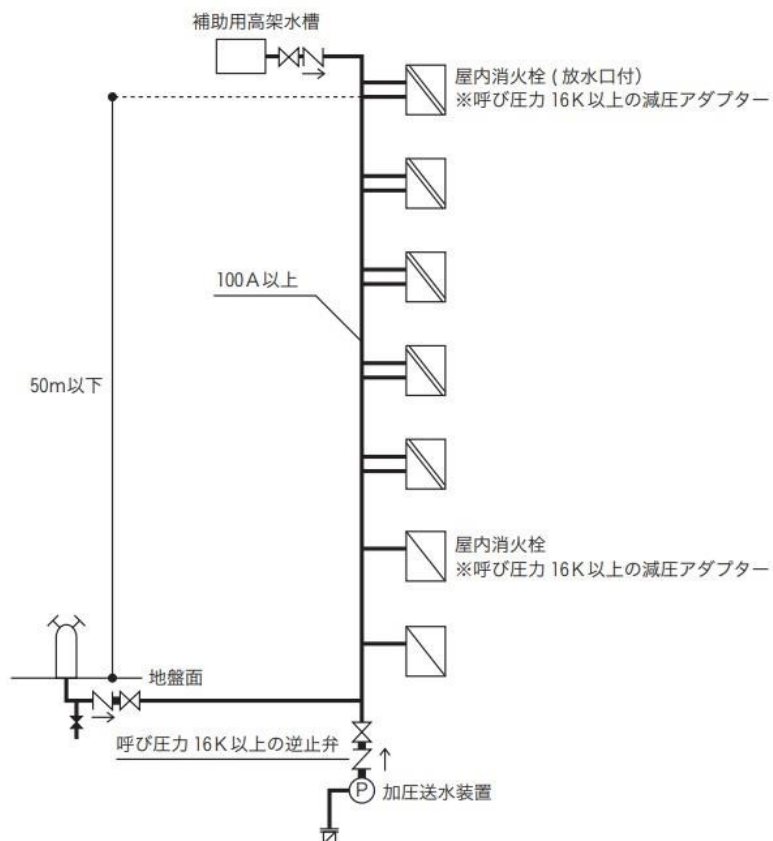
(7) 中継ポンプを用いないものであること。

イ 主管は、呼び径 100A 以上とすること。

ウ 連結送水管の設計送水圧力が 1.0MPa を超えるものは、省令第 31 条第 5 号イからニまでに規定する配管等とし、屋内消火栓設備のポンプ吐出側に

は、呼び圧力 16K 以上の逆止弁を設けポンプに直接送水圧力がかからないこと。

エ 屋内消火栓の消火栓弁には、連結送水管に消防隊が送水した際に屋内消火栓の放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置として、呼び圧力 16K 以上の減圧アダプター又は減圧弁等を設けること。



第 2 - 7 図

#### 4 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算

(1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、次によること。

ア 1号消火栓のホースの摩擦損失水頭値は、ホース 1 mあたり 0.12mとすること。

イ 易操作性 1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型 2号消火栓のホースの摩擦損失水頭値は、品質評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

(2) 配管の摩擦損失計算は、次によること。

ア 「配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）」によること。

イ 設計時における配管の摩擦損失水頭の計算値には、余裕を持たせるため 1.1 を乗じること。▲

## 5 屋内消火栓箱等

### (1) 屋内消火栓箱

ア 屋内消火栓箱の色については、特段の規定はないものであること。

イ 扉の開閉が容易で、ホース等が避難の障害とならないように設けること。

ウ 屋内消火栓箱の表面には、「消火栓」と表示し、かつ、扉の裏面に操作方法を明示したシール等を貼付すること。●

エ 連結送水管の放水口を併設して収納する屋内消火栓箱の表面には、「放水口」と表示すること。●

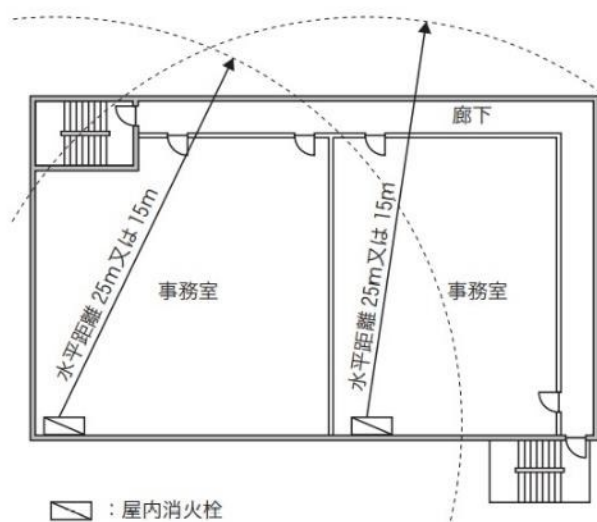
### (2) 設置方法

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓は、同一の防火対象物（増築等の防火対象物で、当該増築以外の部分に設けられている既存のものを除く。）には、同一操作性のものを設置すること。▲

なお、政令第11条第3項第1号に規定する防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵又は取り扱う防火対象物に設ける場合には、1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）とすること。▲

イ 階の出入口又は階段に近く、火災の際容易に操作ができる位置に設けること。▲（第2-8図参照）

（望ましくない例）



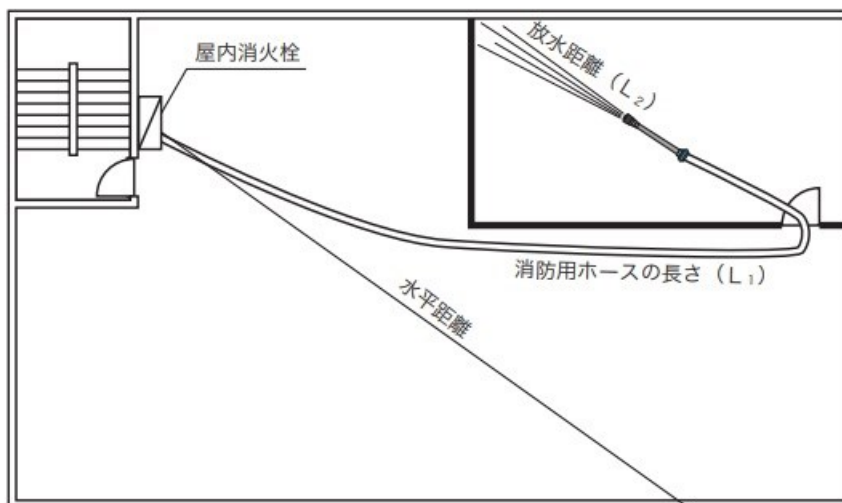
第2-8図

ウ 政令第11条第3項第1号ロ並びに第2号イ(2)及びロ(2)に規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。（第2-9図参照）

この場合の放水距離は、おおむね第2-1表によること。▲  
 したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、屋内消火栓を増設するか、又は適切な消防用ホースの長さを用いること。●

第2-1表

屋内消火栓の種類	水平距離 (m)	消防用ホースの長さ (m)	
		$L_1$	$L_2$
1号消火栓	25 m	30 m	7 m
易操作性1号消火栓	25 m	30 m	7 m
2号消火栓	15 m	20 m	10 m
広範囲型2号消火栓	25 m	30 m	7 m



防火対象物の各部分から消防用ホース接続口まで、 $L_1 + L_2$ 以下となるよう設けること。

第2-9図

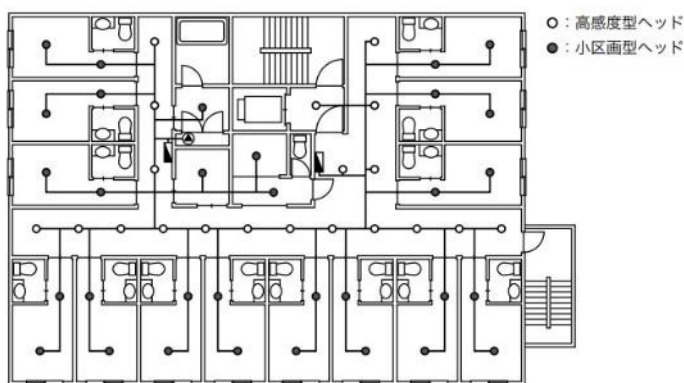
### 第3 スプリンクラー設備

#### 1 加圧送水装置

「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

なお、一のスプリンクラー設備に、異なる種別のスプリンクラーヘッド（以下この項において「ヘッド」という。）又は方式が用いられる場合のポンプの吐出量は、それぞれのヘッド又は方式ごとに計算した値のうち、最大の値となるものとする。こと。（第3-1図参照）

（例1）政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物 4/0階建て



ヘッドの種類	個数	ポンプの吐出量
高感度型ヘッド (80 ℓ / min)	8 個	8 個 × 90 ℓ / min = 720 ℓ / min
小区画型ヘッド (50 ℓ / min)	8 個	8 個 × 60 ℓ / min = 480 ℓ / min

最大の値となる吐出量 (720 ℓ / min) とすること。

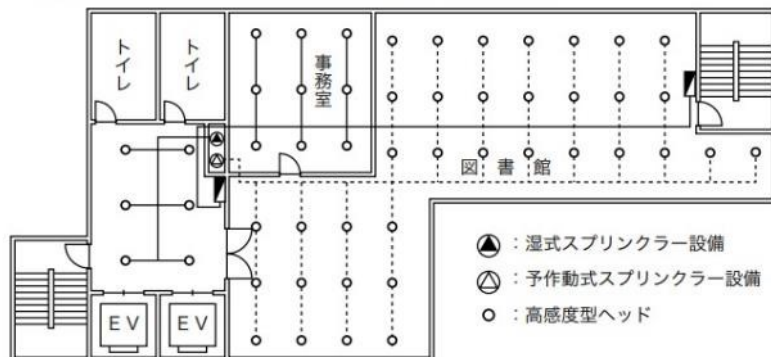
#### 2 水源

第3-1図

第2屋内消火栓設備を準用すること。

なお、一のスプリンクラー設備に異なる種別のヘッド又は方式が用いられる場合の水源水量は、それぞれのヘッド又は方式ごとに計算した値のうち、最大となるものとする。こと。（第3-2図参照）

（例2）政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物 11/0階建て



種類	ヘッドの種類	個数	水源水量
湿式スプリンクラー設備	高感度型ヘッド	12 個	12 個 × 1.6 = 19.2 m <sup>3</sup>
予作動式スプリンクラー設備		12 個	18 個 (12 個 × 1.5) × 1.6 = 28.8 m <sup>3</sup>

最大の水量となる水源水量 (28.8 m<sup>3</sup>) とすること。

第3-2図

### 3 配管等

- (1) 配水管又は枝管（直接ヘッ드의取り付けられる管）が第3-1表及び第3-2表を例により設けられた場合にあつては、省令第12条第1項第6号チに規定する「水力計算により算定された配管の呼び径」とみなすことができる。この場合において、枝管に取り付けられるヘッ드의個数は、片側5個以下とすること。●

第3-1表（放水量80ℓ/minのヘッドの場合）

ヘッドの個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	21個以上
呼び径	25A	32A	40A	50A	65A	80A

第3-2表（放水量50ℓ/minのヘッドの場合）

ヘッドの個数	3個以下	4個以下	8個以下	9個以上
呼び径	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上

- (2) 管継手は、第2屋内消火栓設備を準用するほか、消火設備用巻出し管継手は、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。●
- (3) バルブ類は、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。
- (4) 配管等の摩擦損失計算は、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

### 4 ヘッドの設置を省略できる部分

省令第13条第3項の規定によるヘッドの設置を省略できる部分は、次によること。

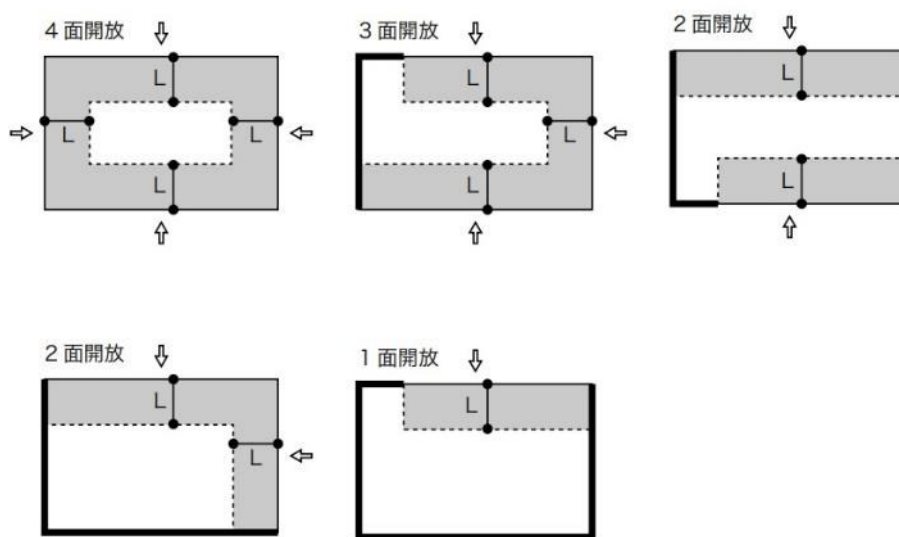
- (1) 機械浴室（寝たきり入居者の入浴のための特殊浴槽のある室をいう。）は、省令第13条第3項第1号に規定する「浴室」として取り扱うことができる。
- (2) 防災センター及び中央管理室は、省令第13条第3項第2号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。ただし、常時人がいる場所で、かつ、消防用設備等又は建築設備の操作盤、監視盤等の機器が設けられている場所（仮眠室、休憩所等は含まない。）に限ること。
- (3) ポンプ室、衛生設備、ボイラー、給湯設備、冷温水発生機等を設ける機械室は、省令第13条第3項第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。
- (4) 省令第13条第3項第6号に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満で、かつ、当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断

面形状（以下この項において「有効な吹きさらし部分」という。）の部分において、次のアからウまでに該当する部分は、当該場所として取り扱うことができる。ただし、店舗、倉庫等を使用される部分及びヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあっては、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。（第3-3図参照）

ア 有効な吹きさらし部分は、1 m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下この項において「天井高」という。）の3分の1以上であること。

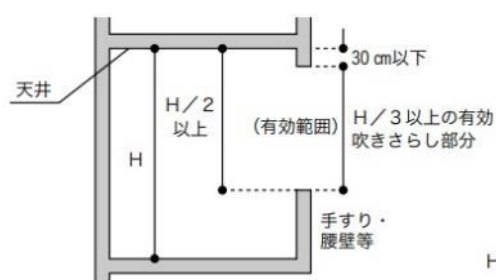
イ 前アの有効な吹きさらし部分は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。

ウ 開放型の廊下、通路等の天井面から垂れ壁等の下端までは、30 cm以下であること。



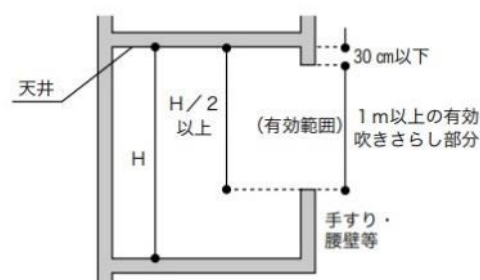
〔L：外気に面する5m未満の場所（）の部分〕の例

○有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの



H：天井高

○有効な吹きさらし部分が1 m以上あるもの



H：天井高

第3-3図



(5) 次に掲げる場所は、省令第13条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室

イ 無響室、心電図室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室

ウ 人工血液透析室に付属する診療室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、肝臓移植、火傷等治療室）、授乳室、調乳室、新生児室、未熟児室、離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

カ 医療機器を備えた診療室及び理学療法室

キ 手術関連のモニター室、ギブス室及び手術ホールの廊下

ク 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室

ケ 霊安室

(6) 次に掲げる場所は、省令第13条第3項第8号に規定する室として取り扱うことができる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵庫

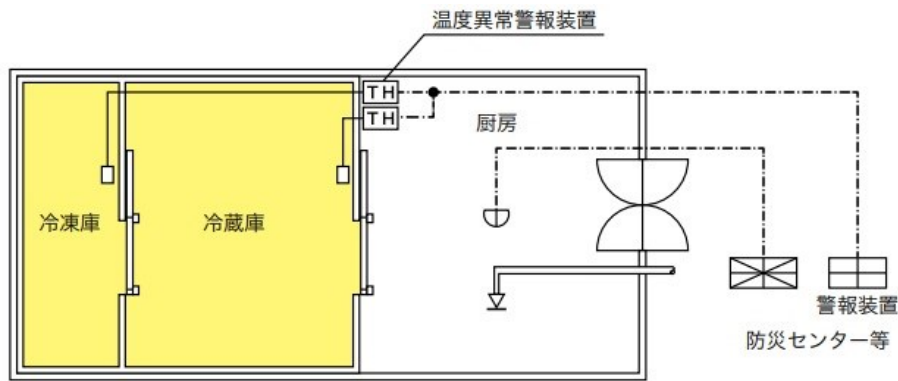
イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(7) 省令第13条第3項第10号の2に規定する「地下道で通行の用に供される部分」には、地下道に置かれている移動可能（床に固定されておらず、人力により移動できるものをいう。）な売店、設備等の存する部分も含まれるものであること。

(8) 次に掲げる場所は、政令第32条の規定を適用して、ヘッドの設置を省略することができる。

ア プール（更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。）又はスケートリンク（滑走路部分に限る。）

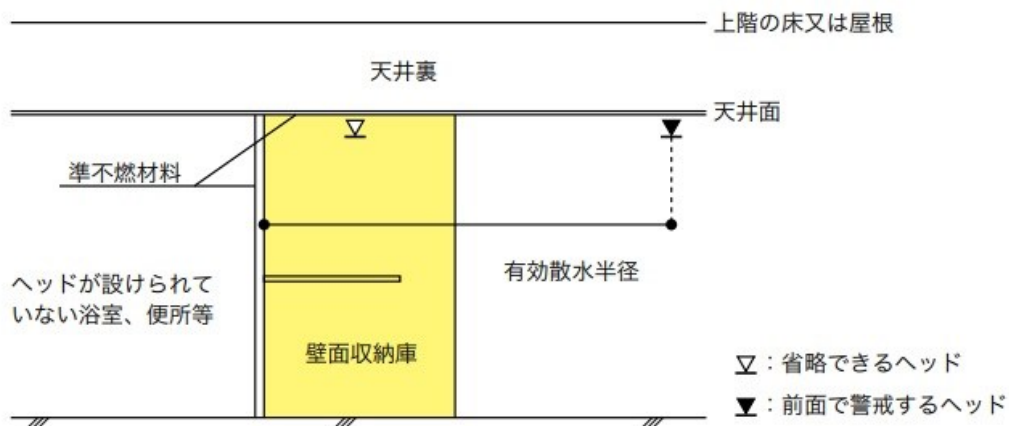
イ プレハブ式の冷凍室又は冷蔵室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合（第3-4図参照）



第3-4図

ウ 次の条件に全て適合する収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ等）で、当該収納庫の戸側に設けられている前面側のヘッドで有効に警戒されている部分（第3-5図参照）

- (ア) 棚等があり、人の出入りができないこと。
- (イ) 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。
- (ロ) ヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が準不燃材料で造られていること。
- (ハ) 当該部分に面して省令第13条第3項の規定により、ヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が準不燃材料で造られていること。



第3-5図

## 5 ヘッドの設置

ヘッドの設置は、政令第12条第2項第1号及び第2号イ並びに省令第13条の2及び第13条の3の規定によるほか、次によること。

### (1) 配置形

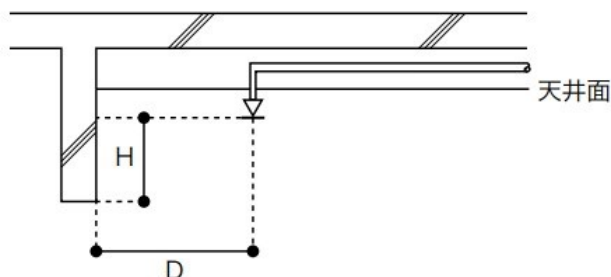
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを含む。）の配置は、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること。

(2) 種別の異なるヘッドを用いる場合

種別の異なるヘッド（有効散水半径、放水量、感度種別等）は、同一階の同一区画（防火区画されている部分、はり又はたれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている種別の異なるヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。ただし、感度の種別及び放水量が同一のヘッドにあっては、この限りでない。▲

(3) はり、たれ壁等がある場合

ア はり、たれ壁がある場合のヘッドの設置は、原則として、第3-6図及び第3-3表の例によること。ただし、同図H及びDの値については、当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合には、この限りでない。

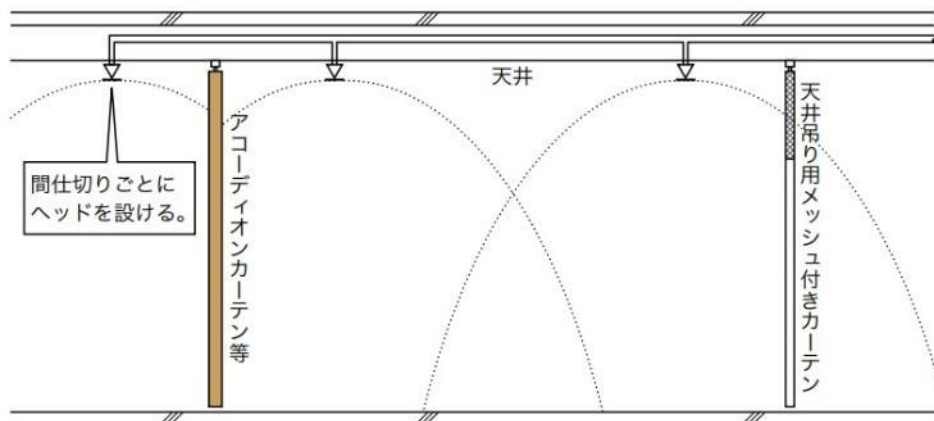


第3-6図

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.10未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

第3-3表

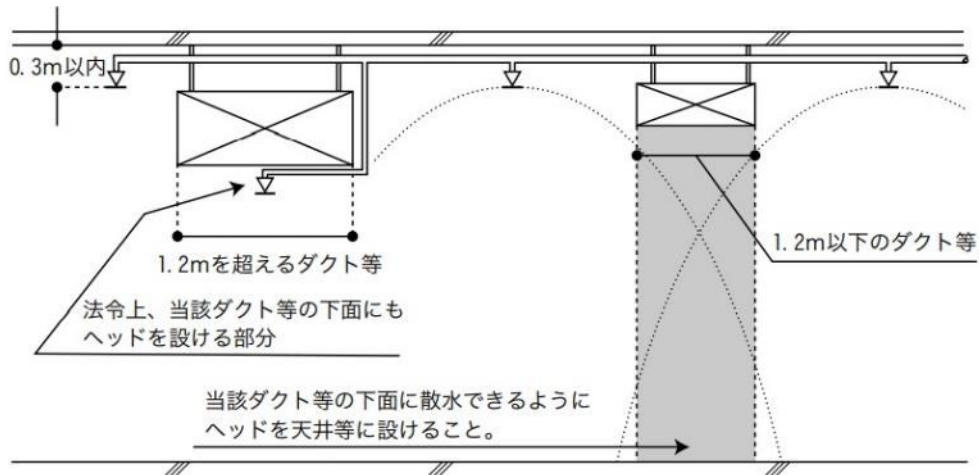
イ 間仕切り用のアコーディオンカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。ただし、天井吊り用メッシュ付きカーテン等の設置により、当該カーテン等の取付け状態が著しくヘッドの散水を妨げるものではないと認められる場合は、この限りでない（第3-7図参照）



第3-7図

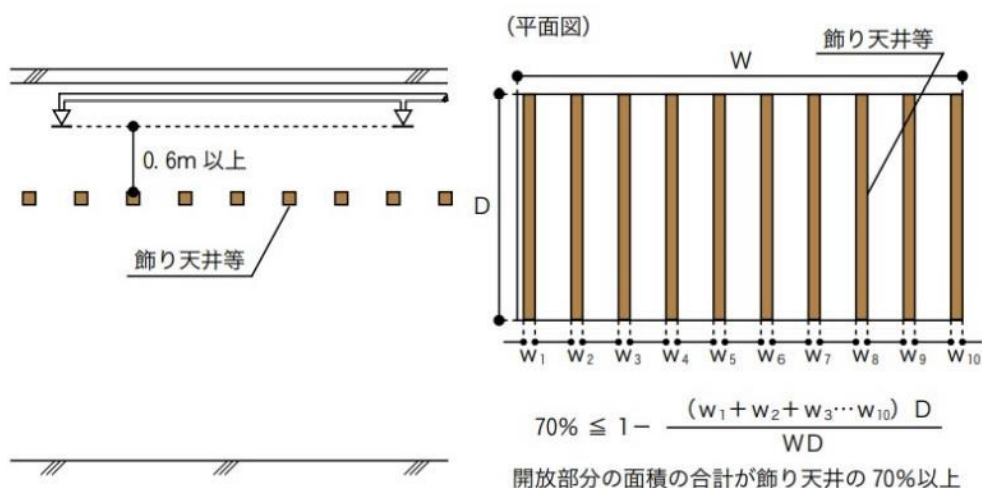
(4) 給排気用ダクト、棚、ルーバー等がある場合

ア 給排気用ダクト、棚、ルーバー等（以下この項において「ダクト等」という。）が設けられている場合には、省令第13条の2第4項第1号口の規定によるほか、幅又は奥行が1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるようにヘッドを天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）に設けること。（第3-8図参照）▲



第3-8図

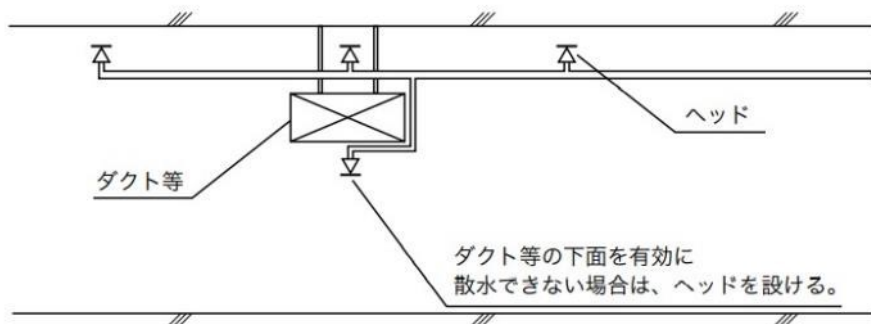
イ ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井（以下この項において「飾り天井等」という。）が設けられる場合には、飾り天井等の下面にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付け状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井等の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井等の上部までの距離が0.6m以上となる場合には、下面のヘッドを設けないことができる。（第3-9図参照）



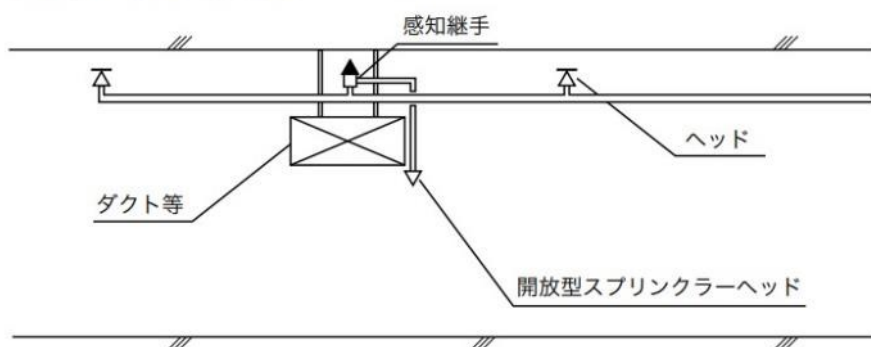
第3-9図

ウ 前ア又はイの場合において、ダクト等又は飾り天井等の下方にヘッドを設けるもので、当該ダクト等又は飾り天井等の上方に感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手をいう。）を当該機器の仕様により設け、さらに、下方に開放型スプリンクラーヘッドを設けた場合は、政令第 32 条の規定を適用し、上方部分にヘッドを設けることを要しない。ただし、ダクト等又は飾り天井等の上方に可燃物が存する場合は、この限りでない。（第 3-10 及び第 3-11 図参照）

（感知継手を設けない場合の例）

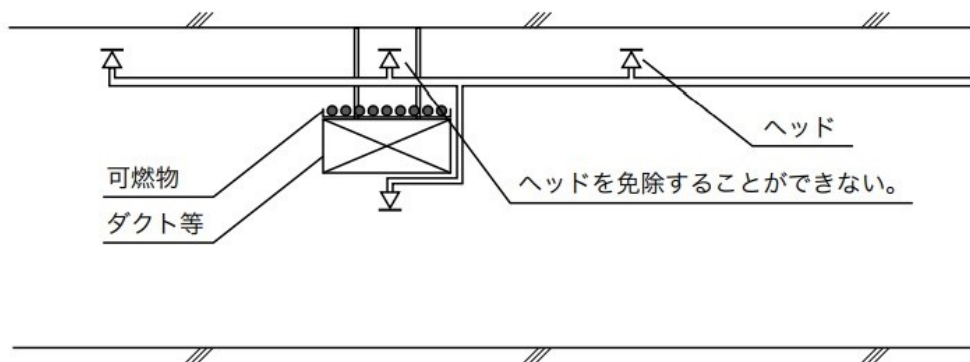


（感知継手を設ける場合の例）



第 3-10 図

（ダクト等の上方をヘッドで警戒する場合の例）



第 3-11 図

## 6 制御弁

制御弁は、省令第 14 条第 1 項第 3 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 制御弁は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。▲

なお、ここでいう「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、機器の点検ができる空間が確保された専用の室、ポンプ室、パイプシャフト若しくはパイプダクト又は壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした機械室（火気を使用する設備を設けた室を除く。）をいうものであること。

- (2) 制御弁は、容易に操作でき、かつ、いたずら防止その他適正な状態にあることが容易に確認できる場所に設けること。▲
- (3) 制御弁は、省令第 14 条第 1 項第 3 号イの規定にかかわらず、自動警報装置を設置する系統ごとに設置すること。▲
- (4) 省令第 14 条第 1 項第 3 号ロに規定する「みだりに閉止できない措置」とは、制御弁を収納した箱に封印をするか、若しくは制御弁のハンドル部に容易に破壊することができる封板等を設けるか、又は「常時開」のプレート等を制御弁の見やすい位置に取り付けることをいう。●

## 7 自動警報装置

自動警報装置は、省令第 14 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

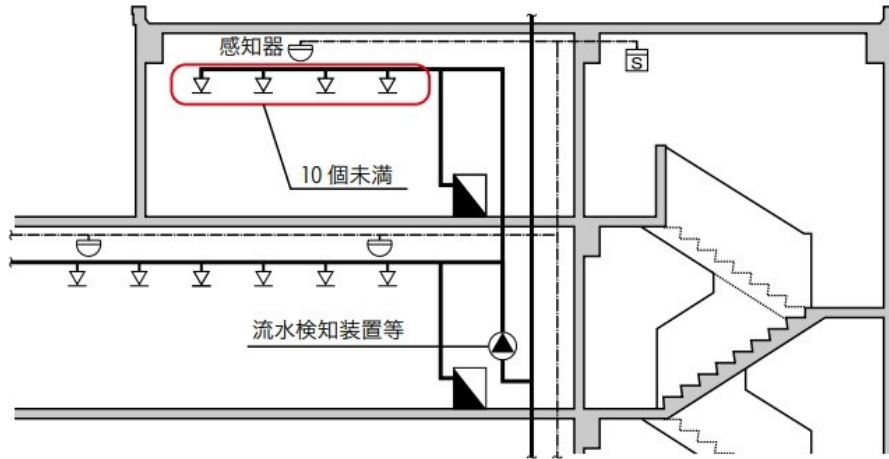
- (1) 流水検知装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。▲

なお、ここでいう「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、前 6(1)を準用すること。

- (2) 一の流水検知装置が受け持つ区域は、概ね 3,000 m<sup>2</sup>以下（工場、作業場等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあっては、12,000 m<sup>2</sup>以下）とし、2 以上の階にわたらないこと。ただし、次の場合にあっては、この限りでない。（第 3-12 図参照）▲

ア 一の階に設置されているヘッダの個数が 10 未満で、かつ、自動火災報知設備が有効に設置されている場合は、2 以上の階にわたることができる。

イ 補助散水栓のみ設置される階にあっては、流水検知装置を設置しないことができるものとする。



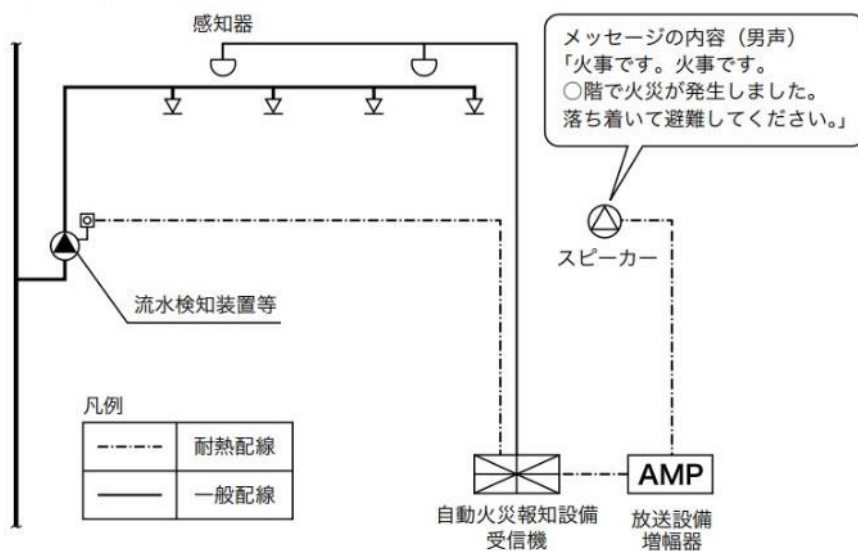
第3-12図

(3) 音響警報装置

音響警報装置は、省令第14条第1項第4号ただし書により、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができることとされているが、省令第24条第5号の規定により地区音響装置の代替えとして放送設備を設けた場合には、政令第32条の規定を適用して、同等に取り扱って差し支えないものであること。(第3-13図参照)

なお、この場合の放送設備の音声警報音のメッセージについては、火災放送とすること。

(放送設備により警報が発せられる場合の例)



第3-13図

8 末端試験弁

末端試験弁は、省令第14条第1項第5号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。
- (2) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径以上の管径の

ものとする。▲

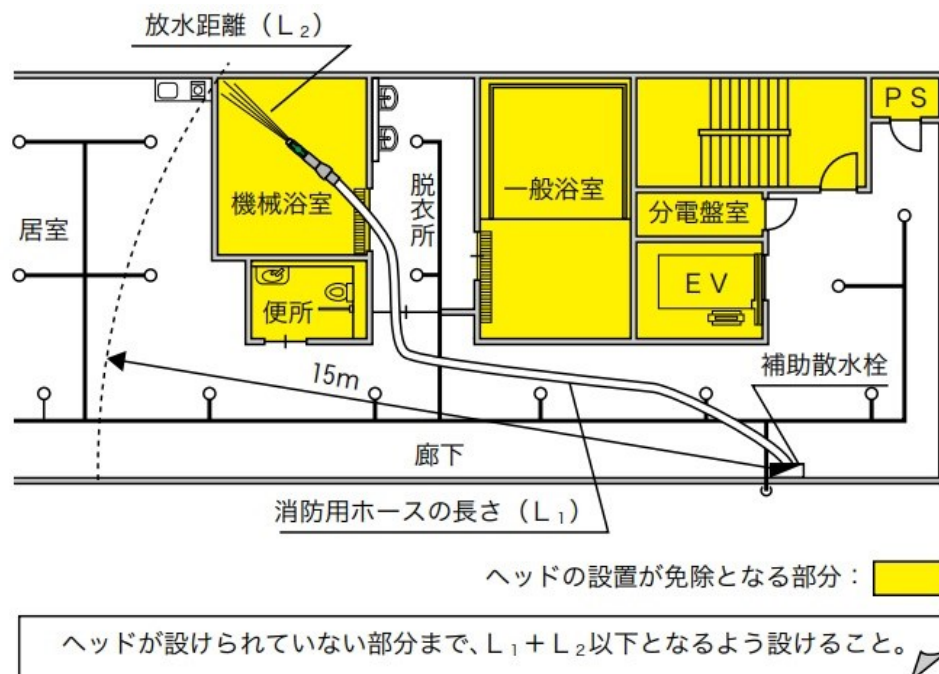
- (3) 同一階の配管に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。

## 9 補助散水栓

補助散水栓を設ける場合には、省令第13条の6第4項の規定によるほか、次によること。

- (1) 補助散水栓は、同一防火対象物（増築等の防火対象物で、当該増築以外の部分に設けられている既存のものを除く。）には、同一操作性のものを設置すること。▲
- (2) 省令第13条の6第4項第6号ロに規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、ヘッドが設けられていない部分が間仕切壁等により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるように設けることをいうものであること。（第3-14図参照）

この場合の放水距離は、おおむね10mとすること。▲



第3-14図



## 10 乾式又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

### (1) 設置場所

ア 乾式スプリンクラー設備は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害を生ずるおそれがある場所に主として設置することができるものであること。▲

イ 予作動式スプリンクラー設備は、万一誤って放水した場合に特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に主として設置することができるものであること。▲

### (2) 空気加圧用の加圧装置

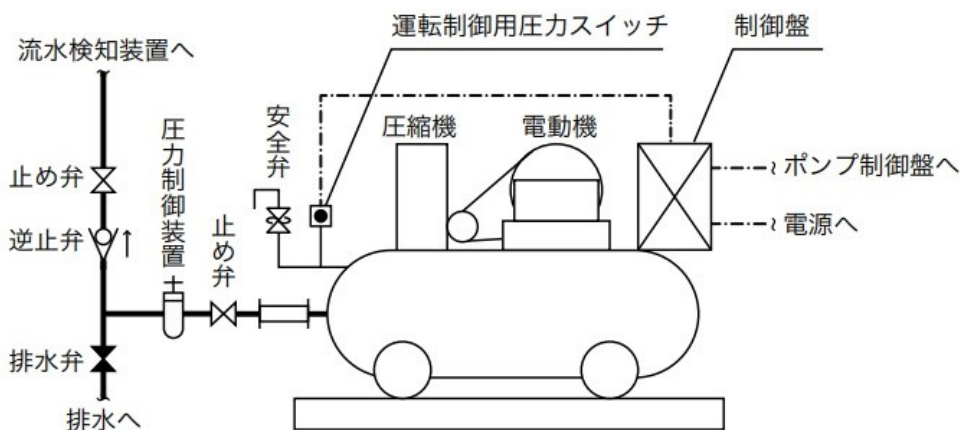
乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側に圧力の設定を必要とするもの）の空気加圧用の加圧装置は、次によること。

ア 乾式又は予作動式流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置は、専用のエアコンプレッサーを用いる方式とすること。▲

イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時間が30分以内のものであること。▲

ウ エアコンプレッサーは、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものには、非常電源を設けないことができること。

(参考) エアコンプレッサーの構成例



### (3) 減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側に圧力の設定を必要とするもの）について、省令第14条第1項第4号の5に規定する流水検知装置の圧力設定値よりも二次側の圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。●

## 11 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1) 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成21年3月31日付け消防予第131号)に基づき設置することとし、設置を行おうとする者は、設置場所を管轄する水道事業者と事前協議を行い、施工が認められる場合は、その協議結果を着工届に添付すること。

### (2) 設置方法

ア 給水装置の変更を行う場合は、再度水道事業者と協議すること。

イ 設置に際しては、放水試験を行うこと。

ウ 自動火災報知設備の火災信号の移報により電磁弁を開放し放水するもの(以下この項において「乾式型」という。)は、設備の一部又は全てが日本消防検定協会による品質評価を得ているものとし、施工内容が品質評価の基準と一致していること。

エ 乾式型は、自動火災報知設備の誤作動により作動した場合、水抜き作業が必要となる可能性があることを関係者に説明すること。

オ 乾式型は、放水試験後に水抜きを行い、凍結により配管の損傷が生じないように措置を講ずること。また、フレキシブル配管を使用する場合は、配管内に残水が生じないように設置すること。

カ 水及び空気の停滞防止措置を行うこと。ただし、乾式型で給水装置及び配管に飲用に使用される部分がなく、水及び空気の停滞による障害発生のおそれがない場合は、停滞防止措置を簡略して差し支えない。

### (3) ヘッドの設置

ア 省令第13条第3項第9号の2において規定する「廊下」に、いす、ソファ、テーブル等を設置し、娯楽、談話スペース等として使用する場合は、通行の用に供する部分以外の部分として、スプリンクラーヘッドの設置を要すること。

イ 洗濯機又は衣類乾燥機が複数台設置されている部分は、省令第13条第3項第9号の2において規定する「その他これらに類する場所」に該当しないものとして、スプリンクラーヘッドの設置を要すること。

### (4) 掲示

次に掲げる内容を見やすいところに表示すること。また、断水等した場合の防火対象物における人的対応について、消防計画等に盛り込むよう指導すること。▲

ア 水道が断水のと看、配水管の水圧が低下したときは正常な効果が得られない旨の内容

イ 水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡する旨の内容

- ウ その他維持管理上必要な事項
  - エ 連絡先（設置工事をした者、水道事業者）
  - オ その他必要な事項
- (5) 水道事業者との事前協議
- 水道事業者と設置者による事前協議は、原則として次の内容に基づき確認すること。
- ア 直結直圧式は、配水管口径 75 mm以上の配水管からの分岐とすること。
  - イ 0.294Mpa以上の年間最小動水圧が確保される地域であること。
  - ウ 設置の対象となる防火対象物は、政令に規定されているものであること。
  - エ 直結直圧式は、2階建て以下のみとし、その他は貯水槽式とすること。
  - オ 貯水槽式の水道事業者の管理範囲は、貯水槽の給水口までとすること。
  - カ 配管の摩擦損失計算により、最大の放水区域に設置されるヘッドの個数（設置個数が4以上の場合は4）を同時に使用した場合に、それぞれの先端における放水圧力と放水量が規定する性能を有すること。  
なお、最大放水区域が最も放水圧力の低くなると予想されるヘッドと離れている場合は、当該ヘッドにおける放水圧力が規定する性能を有すること。
  - キ 高架水槽に直接給水を行わないこと。

## 第4 泡消火設備

### 1 加圧送水装置

#### (1) 設置場所

設置場所は、政令第15条第6号の規定によるほか、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

#### (2) 機器

機器は、省令第18条第4項第9号の規定によるほか、次によること。

(7) 「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

(4) 省令第18条第4項第9号ハ(4)に規定するポンプの吐出量は、隣接する2放射区域（政令別表第1(13)項口に掲げる用途に供される部分にあっては、1放射区域）の面積が最大となる部分に設けられた全ての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下この項において同じ。）の毎分当たりの量以上の量とすること。（第4-2図参照）



#### (3) 設置方法

設置方法は、省令第18条第4項第9号の規定によるほか、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。ただし、省令第18条第4項第9号の規定が準用する省令第12条第1項第7号ハ(2)ただし書により、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあっては、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で泡消火設備の一斉開放弁が作動しないように施されていること。

### 2 水源

水源は、省令第18条第2項の規定によるほか、次によること。

(1) 水源は、第2屋内消火栓設備を準用すること。

(2) 省令第18条第2項第1号及び第2号に規定される水源の水量は、次によること。

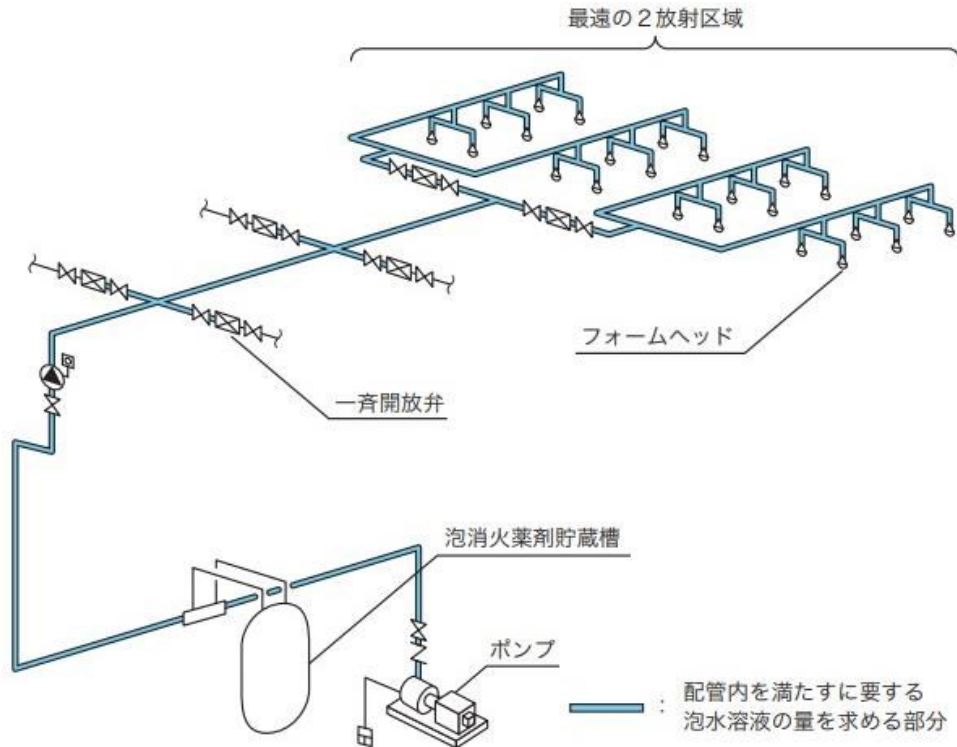
ア 前1(2)(4)に定める泡ヘッドを同時に使用した場合に10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。●

イ 省令第18条第2項第5号に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」は、ポンプから最遠の2放射区域までの配管を満たすに必要な水量とすること。（第4-1図参照）●

なお、配管にJIS G3442又はJIS G3452（白管に限る。）を用いる場合は、第4-1表により、泡水溶液の量を求めること。▲

第4-1表 JIS G3442、JIS G3452（白管に限る。）

呼び径	15 A	20 A	25 A	32 A	40 A	50 A	65 A
1 m当たりの 泡水溶液量 (ℓ)	0.2	0.4	0.6	1.0	1.4	2.2	3.6
呼び径	80 A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
1 m当たりの 泡水溶液量 (ℓ)	5.1	8.7	13.4	18.9	32.9	50.8	72.9



第4-1図

### 3 放射区域

#### (1) フォームヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

省令第18条第4項第5号の規定にかかわらず、駐車のために供される部分又は車両が通行するスロープ等及び自動車の修理又は整備のために供される部分（以下この項において「駐車場等の部分」という。）が不燃材料で造られた準耐火構造の壁又は床により、火災の延焼拡大が一部分に限定される場合にあっては、一の放射区域の面積を50㎡以下とすることができる。

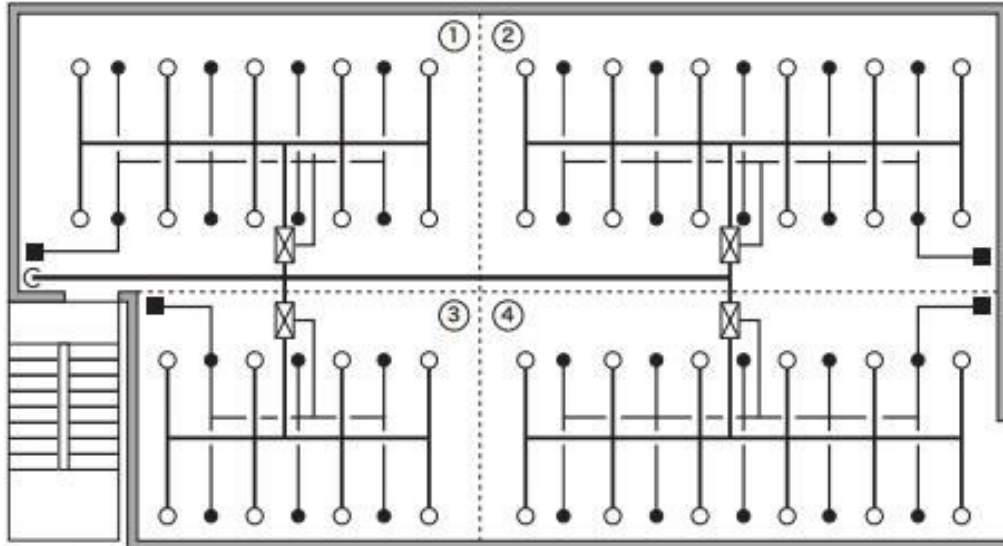
#### (2) フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

政令別表第1(13)項口の用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の3分の1以上の面積で、かつ、200㎡以上（当該面積が200㎡未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

#### 4 泡消火薬剤

省令第 18 条第 3 項に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前 3(2)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。(第 4 - 2 図参照) ●

(例) 駐車場の用に供する部分にフォームヘッドを設置した場合



凡例

①	放射区域 (50㎡以上100㎡以下)
○	泡ヘッド (フォームヘッド) 0.25MPa 35ℓ/min
●	火災感知ヘッド等 (閉鎖型スプリンクラーヘッド)
⊠	一斉開放弁
■	手動式の起動装置

放射区域番号	放射区域面積	ヘッド個数	放射量	備考
①	75 ㎡	10 個	350 ℓ/min	
②	85 ㎡	12 個	420 ℓ/min	最大となる放射区域
③	55 ㎡	8 個	280 ℓ/min	
④	85 ㎡	12 個	420 ℓ/min	最大となる放射区域

(ポンプ吐出量)

- 隣接する2放射区域の面積が最大となる部分に設けられた泡ヘッド：24個  
 $24個 \times 35 \ell / \text{min} = 840 \ell / \text{min}$

(水源水量)

- 配管中の泡水溶液：100 ℓ  
 $24個 \times 35 \ell / \text{min} \times 10 \text{min} + 100 \ell = 8.5 \text{m}^3$

(泡消火薬剤)

- 泡消火薬剤混合装置：プレッシャー・プロポーションナー方式
- 希釈容量濃度：3%  
 $(24個 \times 35 \ell / \text{min} \times 10 \text{min} \times 3\%) + (100 \ell \times 3\%) = 255 \ell$

第 4 - 2 図

## 5 泡消火薬剤混合装置等

泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号に規定する消防庁長官の定める基準が示されるまでの間、次によること。

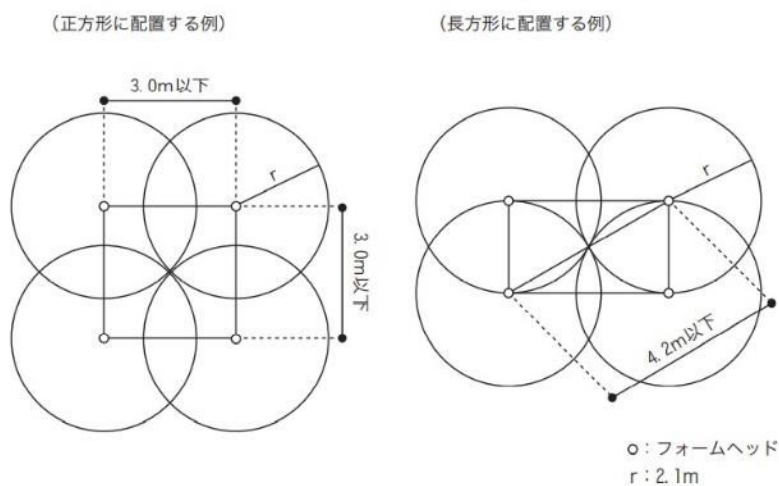
- (1) 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。
- (2) 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1分以内であること。
- (3) 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下この項において「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管とする場合にあっては、この限りでない。▲

## 6 フォームヘッド

フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号に規定する消防庁長官の定める基準が示されるまでの間、次によること。

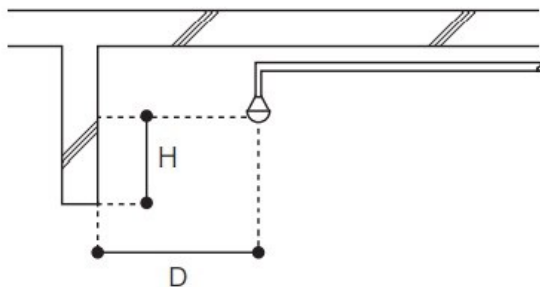
### (1) 設置位置等

ア 省令第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、使用するフォームヘッドの許容取付け高さ（フォームヘッドごとに決められたフォームヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは当該機器の仕様書で定める水平距離内に設けること。（第4-3図参照）



第4-3図

イ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第4-4図及び第4-2表の例によること。ただし、側壁型のフォームヘッド等で円状に放射しないフォームヘッドの場合や、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が、他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りでない。



第4-4図

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.10未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

第4-2表

ウ フォームヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲内に設けること。

エ フォームヘッドから天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）の取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離以上とすること。

オ フォームヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないこと。

カ 防火対象物内の駐車のために供する部分で、機械式駐車設備で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両と車両の間に配管を設けてフォームヘッドを設置すること。この場合、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この項において「火災感知ヘッド等」という。）は、天井等のみを設置することで差し支えない。（第4-5図参照）

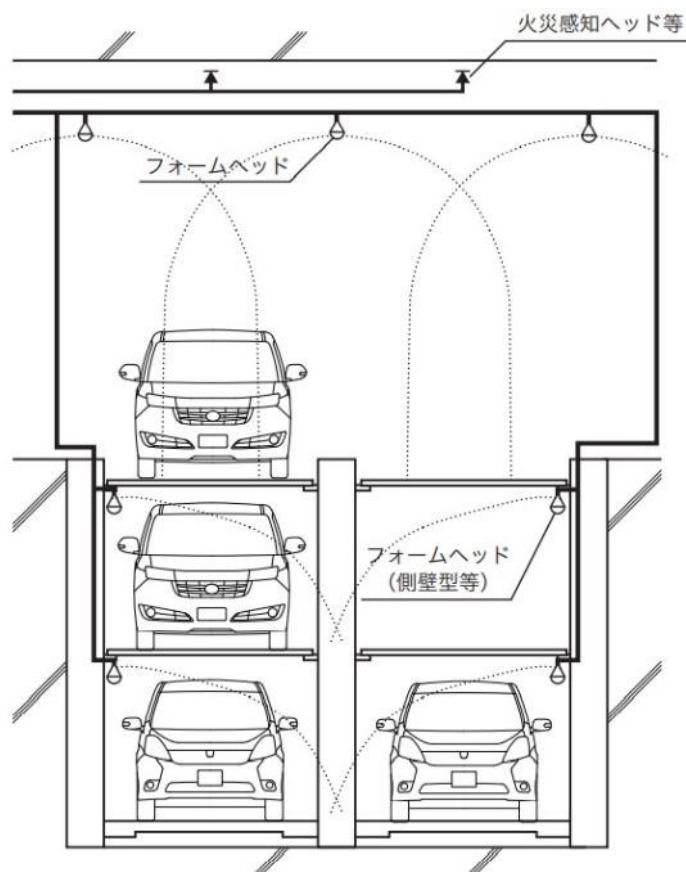
なお、側壁型のフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるよう設置すること。ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。

## (2) 機器

ア フォームヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものを使用すること。▲

イ 性能評定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること。





第4-5図

## 7 自動警報装置

自動警報装置は、省令第18条第4項第12号の規定によるほか、次によること。

- (1) 発信部に流水検知装置を用いる場合は、第3スプリンクラー設備を準用すること。
- (2) 一の発信部（流水検知装置）が受け持つ区域は、3,000 m<sup>2</sup>以下（主要な出入口から内部を見とおすことができる場合には、この限りでない。）とし、2以上の階にわたらないこと。●

## 8 起動装置

起動装置は、省令第18条第4項第10号の規定によるほか、次によること。

### (1) 自動式の起動装置

省令第18条第4項第10号イの規定による自動式の起動装置は、次によること。

#### ア 火災感知ヘッド等を用いる場合

- (ア) 火災感知ヘッド等は放射区域ごとに、次により設けること。▲

- a 火災感知ヘッド等は、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に応じて第4-3表で定める標示温度を有するものを設けること。

第4-3表

取り付け場所の最高周囲温度	標示温度
39°C未満	79°C未満
39°C以上64°C未満	79°C以上121°C未満

- b 火災感知ヘッド等1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。  
 c 取付け面の高さは、第4-4表により、火災を有効に感知できるように設けること。

なお、火災感知ヘッド等を設ける位置がこれらの高さを超える場合は、イにより感知器で起動させること。

第4-4表

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20㎡以下	7 m以下	2種	20㎡以下	5 m以下
	13㎡以下	10 m以下		11㎡以下	10 m以下

イ 感知器を用いる場合

- (7) 感知器は放射区域ごとに、省令第23条第4項の規定の例により設けること。

この場合、感知器の種別は、努めて熱感知器の特種(定温式に限る。)、1種又は2種を使用すること。▲

- (4) 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、泡消火設備専用の感知器及び自動火災報知設備の感知器によるAND回路(泡消火設備専用の感知器のみの2信号によるAND回路を含む。)を組むことができる。

(2) 手動式の起動装置

ア 手動式の起動装置は、放射区域ごとに1個設けること。▲

イ 起動装置の操作部は、当該放射区域内を見とおすことができ、かつ、操作をした者が容易に退避できる箇所に設けること。▲

## 第5 不活性ガス消火設備

### 1 設置禁止場所

次に掲げる場所は、省令第19条第5項第1号の2に規定する「常時人がいない部分以外の部分」に該当するものであること。

なお、当該部分にやむを得ずガス系の消火設備を設置する場合には、ハロゲン化物消火設備（ハロン1301）を設置すること（当該部分に、不活性ガス消火設備のうち、窒素、IG-55若しくはIG-541又はハロゲン化物消火設備のうち、HFC-23若しくはHFC-227eaを設置する場合は、（一財）日本消防設備安全センターが運営する「ガス系消火設備等評価委員会」による評価制度を活用し、政令第32条の規定を適用する場合を除く。）。

ア 当該部分の用途、利用状況等から判断して、部外者、不特定の者等の出入りするおそれのある部分

イ 当該部分の用途、利用状況等から判断して、関係者、部内者等定常的に人のいる可能性のある部分

ウ 防災センター、中央管理室その他総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分

### 2 貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、政令第16条第6号及び省令第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され開口部に防火戸を設けた専用の室に設け、かつ、放射する消火剤ごとに、次のア又はイに適合していること。

ア 二酸化炭素を放射するものにあつては、防護区画及び防護区画に隣接する部分を通ることなく出入りすることができること。

イ イナートガスを放射するものにあつては、防護区画を通ることなく出入りすることができること。

(2) 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨の表示を行うこと。▲

### 3 容器弁等

省令第19条第5項第6号の2、第8号、第12号及び第13号ハの容器弁、安全装置及び破壊板は、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）に適合するもの又は認定品のものとする。●

#### 4 容器弁開放装置

容器弁開放装置は、手動でも開放できる構造であること。▲

#### 5 選択弁

選択弁は、省令第19条第5項第11号の規定によるほか、次によること。

- (1) 選択弁は、不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 選択弁の設置場所は、貯蔵容器の直近又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所とすること。▲

#### 6 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、省令第19条第2項の規定によるほか、不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成7年消防庁告示第7号。以下「噴射ヘッド告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

#### 7 防護区画の構造等

防護区画の構造、開口部、換気装置等は、政令第16条第1号並びに省令第19条第5項第3号及び第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 防護区画は、2以上の室にまたがらないこと。ただし、通信機器室又は電子計算法器室の付室等で、次の全てに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができる。▲

ア 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが構造上困難であること。

イ 居室、廊下、休憩室等の用に供されないこと。

ウ 主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。

- (2) 防護区画内には、避難方向及び出入口の位置を示す誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。▲

- (3) イナートガスを放射するものにあつては、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して防護区画の開口部を設けないこと。

- (4) 防護区画からの安全な避難を確保するため、次によること。▲

ア 防護区画に設ける避難口は、2以上とし、かつ、2方向避難が確保できるように設けること。ただし、手動式の起動装置は、防護区画内を見とおせる出入口1か所に設けることとして差し支えないこと。

イ 当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離が30m以下とな

るようにすること。

ウ 地階の防護区画の床面積は、400 m<sup>2</sup>以下とすること。ただし、防火対象物の地下の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分がある場合はこの限りでない。

なお、ここでいう「ドライエリア等」とは、当該防護区画の外周が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリア、その他の外気に開放されており、かつ、次の条件を全て満たすものをいう。

- (ア) 開口部の面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から 2.5 m以上であること。
  - (イ) ドライエリア等には、地上に出るための傾斜路、階段等の施設が設けられていること。
- (5) タワー方式の立体駐車場の開口部は、消火剤の放射前又は放射と同時に自動的に閉鎖するものであること。
- (6) 開口部にガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の強度を有し、かつ、耐熱性を有するものとする。●

## 8 自動閉鎖装置

省令第 19 条第 5 項第 4 号イ (ロ) に規定する自動閉鎖装置は、次に掲げる方法によること。

### (1) 出入口

ア 常時閉鎖されており、随時開くことができるストッパーなしのドアチェック付きのもの

イ 常時開放されており、起動装置と連動し閉鎖するもの、又は二酸化炭素の放出ガス圧により作動するピストンダンパーの付いたもの

ウ 引戸で、おもり等により自動的に閉鎖される構造のもの

### (2) 換気口

ア 常時開放されており、二酸化炭素の放出ガス圧により作動するピストンダンパーの付いたもの

イ 常時開放されており、起動装置と連動し、電氣的に閉鎖するもの

## 9 防護区画に隣接する部分等（二酸化炭素を放射するものに限る。）

- (1) 省令第 19 条第 5 項第 19 号の 2 ただし書に規定する「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」とは、次によること。ただし、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断して、隣接する部分に存する者が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を

除く。

ア 隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合

イ 隣接する部分の体積が防護区画の3倍以上である場合

ウ 漏えいした二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

(2) 防護区画に隣接する部分

ア 出入口の扉（防護区画に面するもの以外のものであって、避難上主要な扉に限る。）は、避難の方向に開くことができるものとする。▲

イ 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。ただし、やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室することがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホール、防臭マンホール等を用いるなど流出した二酸化炭素が流入しない措置を講じること。▲

ウ 防護区画に隣接する部分が廊下である場合は、次によること。

(7) 廊下に面して扉がある室（防護区画を除く。）の扉には、その室内側に廊下が防護区画の隣接部分であることを明示した注意銘板を設置すること。●

(1) 廊下に、誘導灯を政令第26条に定める技術上の基準の例により設置したときは、前(7)の注意銘板が設置された前アの扉の室内側には、省令第19条第5項第19号の2口の規定にかかわらず、放出表示灯を設けないことができる。

(3) 袋小路室

ア 音響警報装置を省令第19条第5項第17号の例により設けること。▲

イ 前アにより、音響警報装置が設けられているときは、当該袋小路室内には、省令第19条第5項第19号の2口の規定にかかわらず、放出表示灯を設けないことができる。

(4) 音声警報装置及び放出表示灯（第5-2図参照）

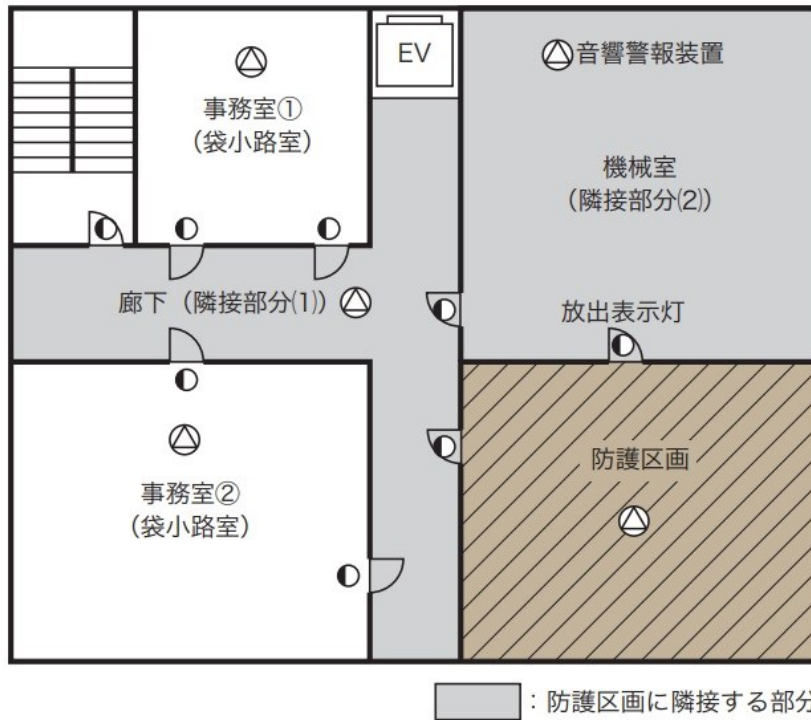
ア 防護区画に隣接する部分及び袋小路室についても、防護区画で消火剤が放出される旨又は放出された旨を有効に報知できるように設けること。

イ 防護区画に隣接する部分及び袋小路室に設ける音声警報装置は、音声による警報設備とすること。

ウ 防護区画に隣接する部分及び袋小路室に設けられている放出表示灯及び音響警報装置は、防護区画に設けられているものと同時に作動させること。

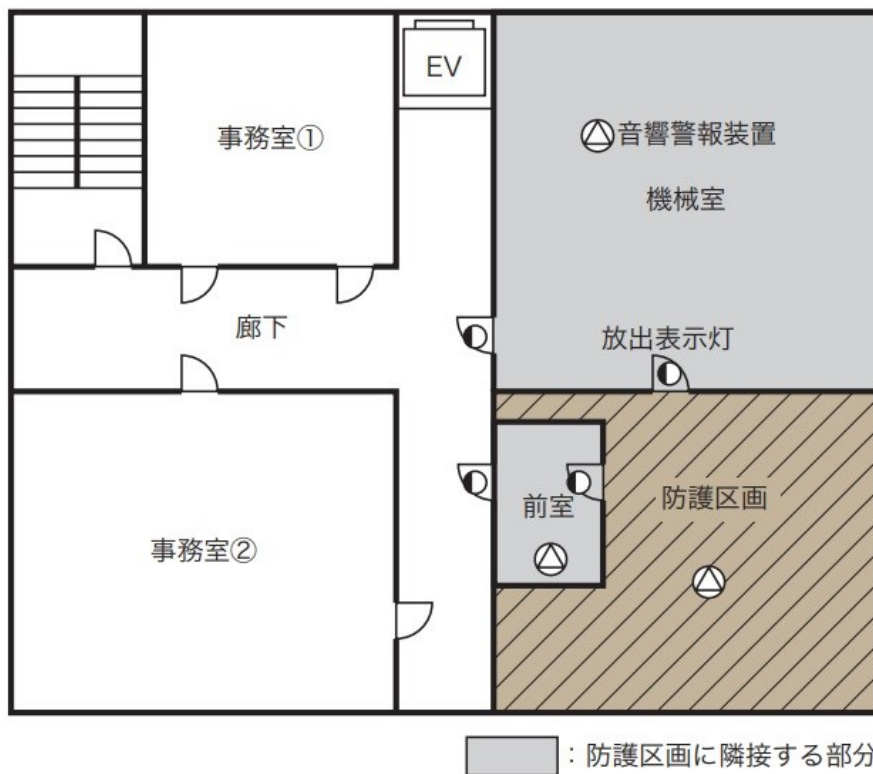
エ 防護区画に隣接する部分及び袋小路室に係る音声警報は、防護区画に係る音声警報と同一の内容とすることができること。

放出表示灯等の設置例（その1）



- 事務室には、省令に基づき放出表示灯を設け、さらに指導により音響警報装置を設けたもの。
- この場合の事務室（防護区画の隣接部分を経由しなければ避難できない袋小路室）では、音響警報装置を設けることにより、放出表示灯の設置を省略することができる。

放出表示灯等の設置例（その2）（防護区画に前室を設け、これを隣接部分とした場合）



## 10 制御盤等●

- (1) 不活性ガス消火設備には、次により制御盤及び制御盤からの信号を受信し表示等を行なう火災表示盤（以下この項において「制御盤等」という。）を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。
- (2) 省令第 19 条第 5 項第 19 号の 3 に規定する制御盤は、認定のものとする事。
- (3) 火災表示盤は、制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものである事。
  - ア 防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器（消火設備専用の感知器及び自動起動に用いる自動火災報知設備の感知器）の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）
  - イ 前アの表示灯が点灯した時には、ベル・ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。
  - ウ 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示（一括表示）
  - エ 消火剤が放出した旨を明示する表示（一括表示）
  - オ 起動方式が自動式のものにあつては、自動式の状態又は手動式の状態を明示する表示
- (4) 火災表示盤の設置場所は、次による事。
  - ア 火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所である事。
  - イ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。
  - ウ 防災センター等に設ける事。
- (5) 起動装置の放出用スイッチ、引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの遅延時間は、次による事。
  - ア 二酸化炭素を放射するものにあつては、20 秒以上とし、退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、十分な遅延時間とすること。●
  - イ イナートガスを放射するものにあつては、防護区画を形成するために必要な時間とすること。
- (6) 制御盤等には、不活性ガス消火設備の完成図（完成時の平面図、系統図、防護区画図等）及び取扱説明書を備える事。

## 11 起動装置

省令第 19 条第 5 項第 14 号から第 16 号までの規定によるほか、次による事。

- (1) 省令第 19 条第 5 項第 14 号イ (イ) ただし書の規定により、自動式とすること



ができる場所は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 常時人のいない防火対象物で、二次災害の発生するおそれのないもの

イ 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

(2) 手動起動装置の操作箱は、認定品のものとする。●

(3) 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示を容易に識別することのできる明るさが確保されていること。▲

(4) 自動式の起動装置は、省令第 19 条第 5 項第 16 号の規定によるほか、次によること。

ア 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式とし、一の信号については、消火設備専用（消火設備の制御盤に直接接続される感知器をいう。）の感知器とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。●

イ 前アによる消火設備専用の感知器は、熱感知器の特種、1 種又は 2 種とすること。ただし、当該熱感知器では非火災報の発生が容易に予想される場合又は火災感知が著しく遅れることが予想される場合は、この限りでない。

ウ 消火設備専用の感知器は、省令第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。

エ 消火設備専用の感知器及び自動火災報知設備の感知器による AND 回路（消火設備専用の感知器のみの 2 信号による AND 回路を含む。）とすること。

オ 自動式に起動した装置の復旧は、手動操作によること。

カ 制御盤に自動手動切換装置が設けられるものにあっては、当該装置を起動装置に設けないことができるものであること。

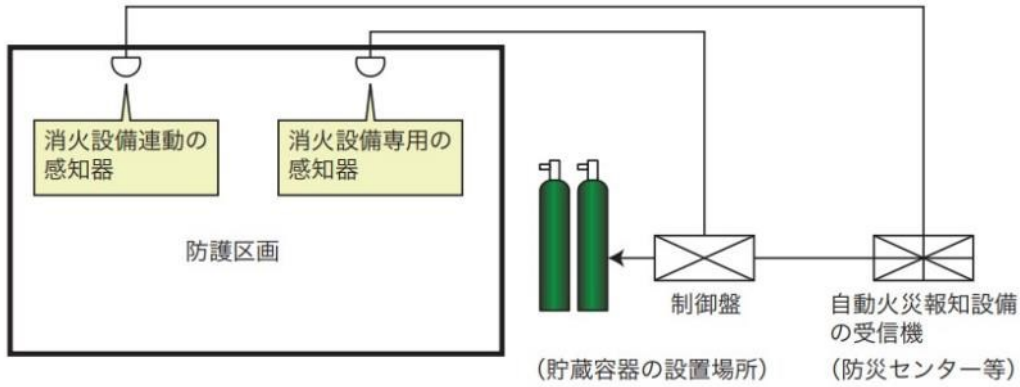
キ 消火設備専用と自動火災報知設備の感知器の別にかかわらず、感知器の作動を火災表示盤に明示すること。▲

ク 前キにより、感知器の作動を制御盤以外で受信する場合には、当該受信する機器等に不活性ガス消火設備と連動している旨を表示し、制御盤への移報は容易に停止できない措置を講じること。▲

ケ 感知器には、点検時の誤作動を防止するため、次により区別表示をすること。▲

(7) 消火設備の感知器の構成例

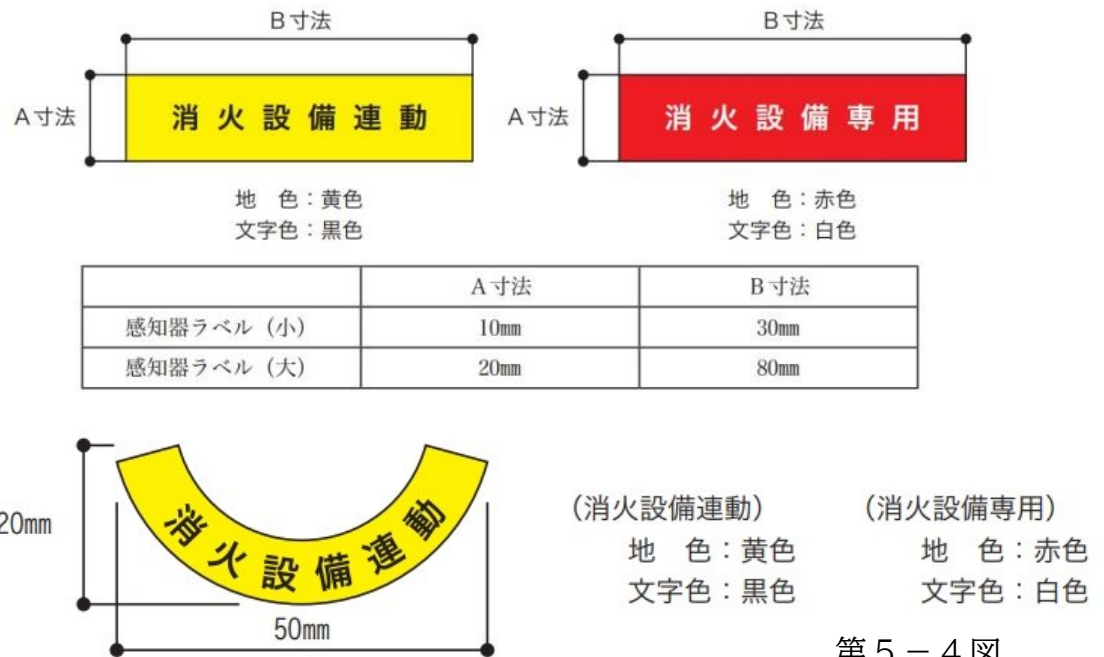
消火設備に設けられる感知器、制御盤及び受信機の構成例は、第 5 - 3 図のとおりである。



第5-3図

(イ) 感知器ラベル

消火設備連動（自動火災報知設備の受信機に直接又は中継器を介して接続される感知器であって、かつ、当該感知器の火災信号を受けて受信機が消火設備の制御盤に火災である旨の信号を送出するものをいう。）及び消火設備専用の感知器には、次に掲げる表示を貼付すること。（第5-4図参照）

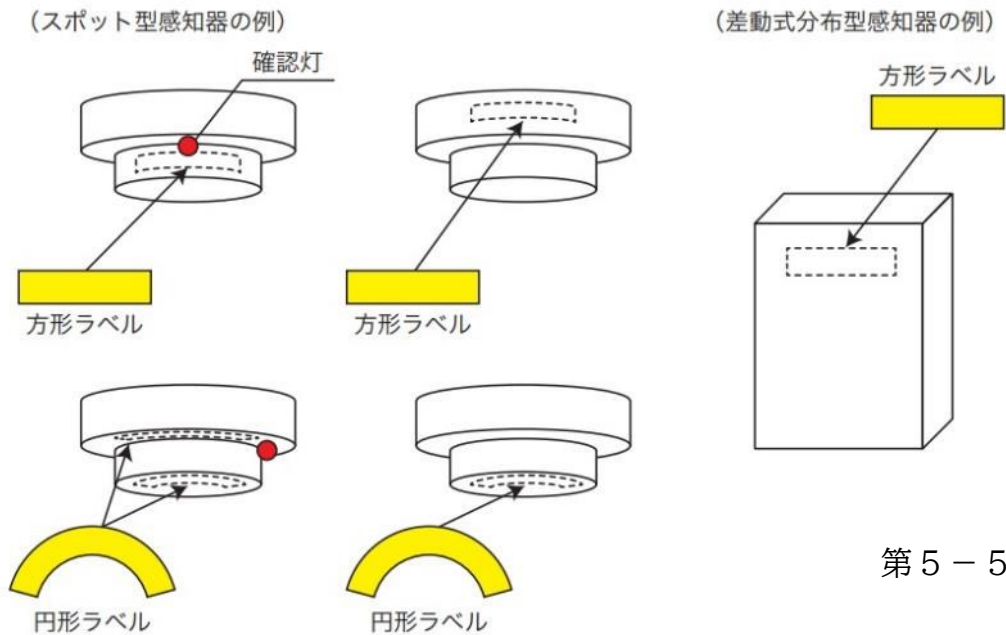


第5-4図

- a ラベルは、煙感知器の場合、煙の流入部分又は種別シール上に貼付しないこと。また、熱感知器の場合、熱感部等の感知性能に影響を及ぼすような部分には貼付しないこと。
- b ラベルの材質は、燃えにくいものとし、蓄光式又は反射式のものとする。
- c ラベルの寸法は目安とし、貼付面に合わせて一部変更することがで

きること。

d ラベルを感知器に貼付する箇所は、第5-5図の例によること。



(ウ) 受信機ラベル

自動火災報知設備の受信機であって、消火設備の制御盤に対して火災である旨の信号を送出するものにあつては、次に掲げる表示を受信機に貼付すること。(第5-6図参照)



第5-6図

## 12 音響警報装置

音響警報装置は、省令第19条第5項第17号の規定によるほか、次によること。

- (1) 音響警報装置は、不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準（平成7年消防庁告示第3号）に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 防護区画の各部分から一の音響警報装置までの水平距離が25m以下となるように反響等を考慮して設けること。●

なお、騒音の大きな防護区画等で警報装置だけでは効果が期待できない場

合には、赤色回転灯等の視覚による警報装置を併設すること。▲

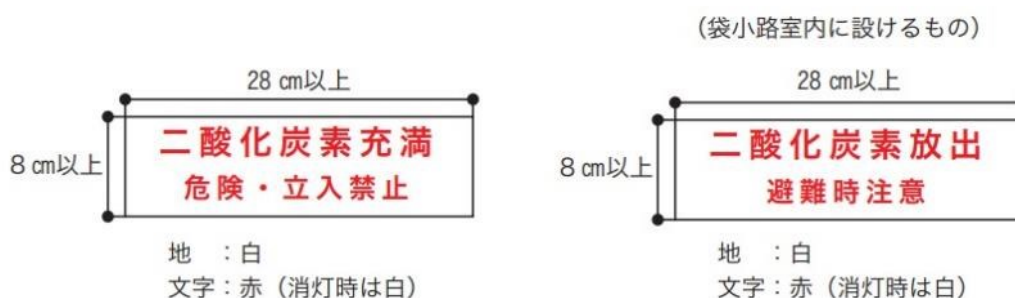
#### 14 放出表示灯

省令第19条第5項第19号イ(2)及び第19号の2ロに規定する放出表示灯は、次によること。

- (1) 放出表示灯は、防護区画又は防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。
- (2) 放出表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。
- (3) 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあつては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置等の措置を講じること。



- (4) 放出表示灯の表示及び大きさ等は、次によること。●（第5－7図参照）
  - ア 防護区画の出入口等に設けるものは「二酸化炭素充満 危険・立入禁止」及び袋小路室内の出入口等に設けるものは「二酸化炭素放出 避難時注意」と表示すること。
  - イ 表示灯の大きさは、短辺8 cm以上、長辺28 cm以上とすること。
  - ウ 地を白色、文字を赤色（消灯時は白）とすること。



第5－7図

#### 15 排出措置

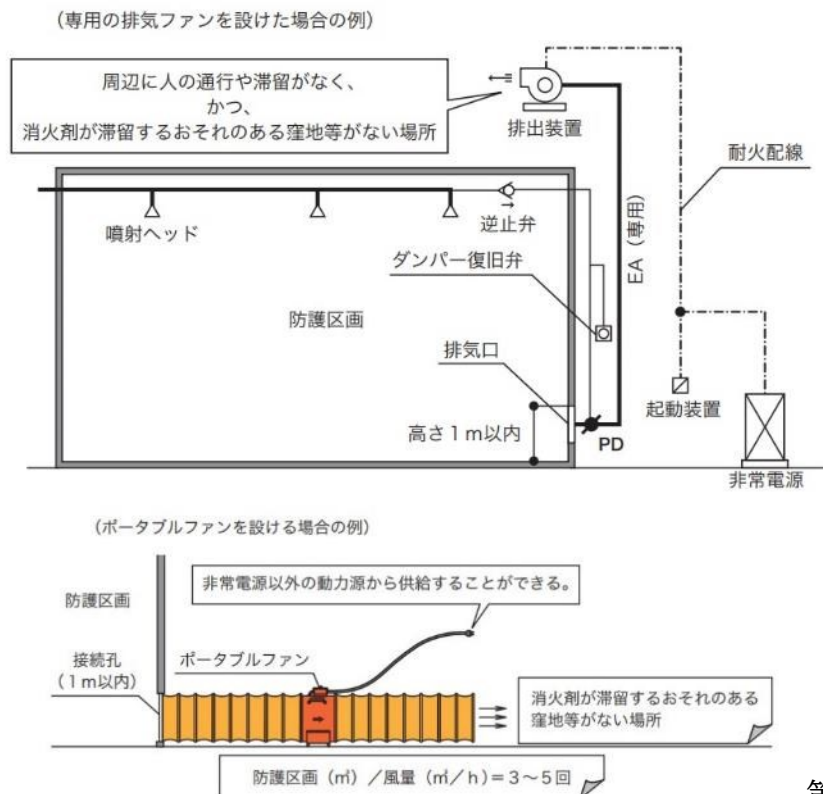
省令第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する放出された消火剤及び燃焼ガスを排出するための措置は、次によること。

##### (1) 機械排気による排出方式

放出された消火剤を排出できるように、排気ファン等（ポータブルファンを含む。以下この項において同じ。）を次により設けること。（第5－8図参照）

ア 原則として専用のものでとすること。ただし、防護区画及び当該防護区画の隣接する部分に係る排気ファン等は兼用することができるほか、消火剤が他室に漏えいしない構造のものにあつては、他の設備の排気ファン等と兼用することができる。▲

- イ 防護区画の壁の床面から高さ1 m以内の箇所に排気口を設けること。▲
- ウ 排気ファン等は、1時間以内（おおむね3から5回/h）に放出された消火剤を排出できるように設けること。▲
- エ ポータブルファンを用いる場合は、当該ポータブルファンを接続させるための接続孔を設けること。この場合、接続孔は、常時閉鎖しており、かつ、ポータブルファン使用時に接続部以外の部分から消火剤が著しく漏えいしない構造とすること。▲
- オ 排気ファン等のうち、動力源に電気を用いるもの（ポータブルファンを除く。）にあつては、非常電源を設けること。  
 なお、非常電源の種別は、省令第19条第5項第20号の規定にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとする事ができる。
- カ 排気ファン等に接続する風道は、原則として専用のものとする事。ただし、消火剤が他室に漏えいしないよう、二酸化炭素の放出ガス圧により作動するピストンダンパー等の制御により、有効、かつ、安全に排出することができるものにあつては、この限りでない。▲



第5-8図

(2) 自然排気による排出方式

防護区画及び当該防護区画に隣接する部分以外の部分から開放できる開口部で、外気に面する開口部（防護区画の床面からの高さが階高の3分の2以

下の位置にある開口部に限る。)の大きさが当該防護区画の床面積の10%以上で、かつ、容易に消火剤が拡散されるものであること。●

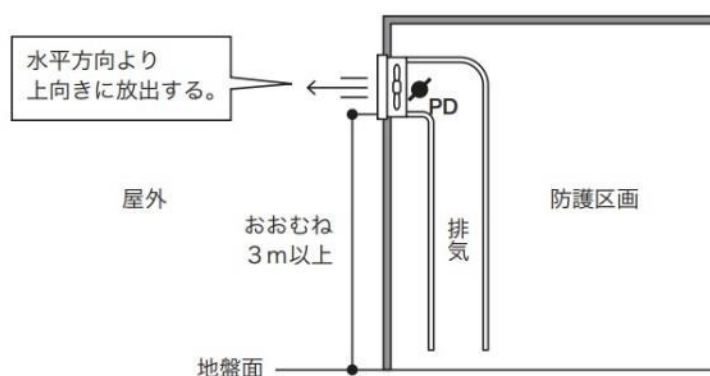
- (3) 排出ファン等の起動装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設け、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。▲
- (4) 省令第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する消火剤を排出する安全な場所とは、周辺に人の通行や滞留がなく、かつ、消火剤が滞留するおそれのある窪地等がない場所をいうものであること。

なお、ここでいう「周辺に人の通行や滞留がない場所」の具体的例は、次によること。●(第5-9図参照)

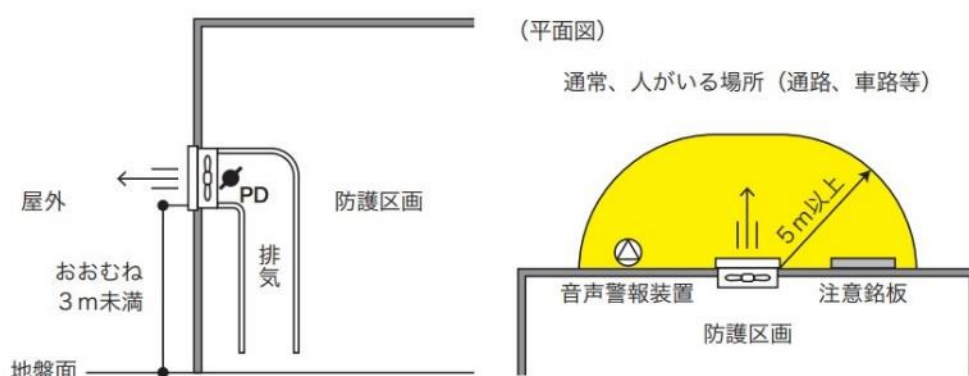
ア 排気ファン等の排出口が地盤面から高さがおおむね3m以上の場合

イ 排気ファン等の排出口が地盤面から高さがおおむね3m未満の場合は、当該人の通行又は滞留する場所からおおむね5m以上の離れた位置に設け、かつ、音響警報装置及び注意銘板を付置すること。

(排出口が地盤面から高さがおおむね3m以上の場合)



(排出口が地盤面から高さがおおむね3m未満の場合)



第5-9図

## 第6 ハロゲン化物消火設備

### 1 ハロン消火剤の使用抑制について

ハロンは、オゾン層を破壊することから、オゾン層保護のためウィーン条約に基づき排出抑制を図ることとされているが、ハロゲン化物消火設備に使用される消火剤のうち、ハロン 2402、ハロン 1211 及びハロン 1301（以下この項において「ハロン消火剤」という。）は、高絶縁性、低毒性、高浸透性、低汚損性等の利点を有し、特にハロン 1301 は、人体への安全性が高く、消火効率の高さや必要貯蔵量の少なさ等、水系消火設備や他のガス系消火設備と比較して多くの利点を有していることから、防火安全上必要な用途における使用については、ハロゲン化物消火設備の新設は認められること。なお、ここでいう「防火安全上必要な用途」とは、不特定多数の利用の有無又は特定の者の利用頻度等の人命安全確保の観点、防護対象物の水損、汚損、破損等二次被害防止の観点、早期復旧の必要性の観点等から、ハロン消火剤の設置が最も適当な用途をいう。（第6-1表及び第6-2表参照）

必要不可欠な分野（以下「クリティカルユース」という。）の当否の判断は、次によること。

#### (1) 設置対象の考え方

ア ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備は、他の消火設備によることが適当でない場合にのみ設置することを原則とする。

イ 設置される防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

ウ 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

#### (2) クリティカルユースの当否の判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。（第6-1図参照）

##### ア 人が存する部分<sup>※1</sup>の場合

当該部分は、基本的にはガス系消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備及び泡消火設備を含む。）が適さない場合<sup>※2</sup>に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

##### イ 人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系消火設備を用いることが可能であることから、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合<sup>※3</sup>に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

※1 「人が存する部分」とは、次の場所をいう。

- ① 不特定の者が出入りするおそれのある部分
  - ・不特定の者が出入りする用途に用いられている部分
  - ・施錠管理又はこれに準ずる出入管理が行われていない部分
- ② 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分
  - ・居室に用いられる部分
  - ・人が存在することが前提で用いられる部分（有人作業が行うための部分等）
  - ・頻繁に出入りが行われる部分（おおむね1日2時間以上）

※2 「水系の消火設備（水噴霧消火設備及び泡消火設備を含む。）が適さない場合」とは、次に掲げるものをいう。

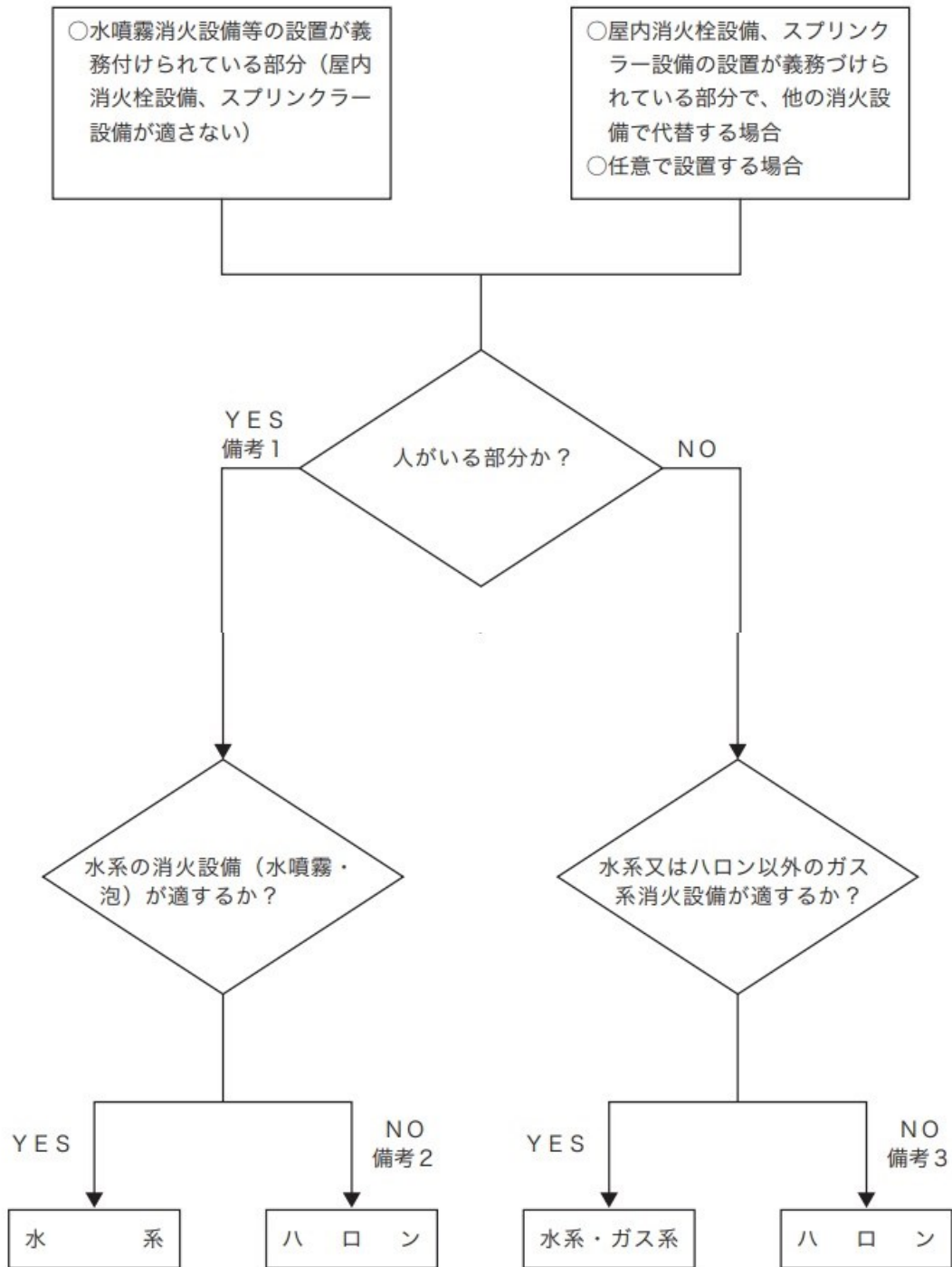
- ① 消火剤が不適である。（電気火災、散水障害等）
- ② 消火剤が放出された場合の被害が大きい。（水損、汚染の拡大）
- ③ 機器等に早期復旧の必要性がある。（水損等）
- ④ 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる。

※3 「ハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合」とは、次に掲げる部分をいう。

- ① 消火剤が放出された場合の被害が大きい（汚損、破損（他のガス系消火剤による冷却、高圧、消火時間による影響等）、汚染の拡大（原子力施設等の特殊用途に用いる施設等で室内を負圧で管理している場所に対し、必要ガス量が多いこと等））
- ② 機器等に早期復旧の必要性がある。（放出後の進入の困難性等）



(クリティカルユースの判断フロー)



第6-1図

使用用途の種類		用 途 例
通信機関係等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバ室、信号機器室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機開閉室、電気室（重要インフラの通信機器室等に付属するもの）
	放送室等	T V中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、E P S
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、V T R室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所等	危険物製造所（危険物製造作業室に限る。）、危険物製造所（左記を除く。）、屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る。）、屋内貯蔵所（左記を除く。）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、 <b>塗装室、塗料等調合室</b>
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、 <b>詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室</b>
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	L Pガス付臭室	都市ガス、L P Gの付臭室
駐車場	自動車等修理場	<b>自動車修理場</b> 、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	<b>自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、</b> 機械式駐車場（左記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	<b>フライヤー室、</b> 厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	<b>研究試験室等</b>	<b>試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室</b>
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、 <b>トランクルーム、</b> 紙庫、廃棄物庫
	書庫等	<b>書庫、資料室、</b> 文書庫、 <b>図書室、</b> カルテ室
	<b>貴重品等</b>	<b>金庫室、宝石・毛皮・貴金属販売室</b>
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

備考1 **太字部分**は、クリティカルユースに係るもの

2 用途例は、例示として便宜的に表記したものであり、クリティカルユースの当否については個々の設置対象の実情に応じてそれぞれ判断を行うものであること。

種類	ガス系消火設備								粉末消火剤	水系消火剤
消火剤	ハロゲン化物消火剤				不活性ガス消火剤					
	ハロン 1301	HFC-23	HFC-227ea	FK-5-1-12	二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541		
容器本数比	1	2～3			約3	4～5				
設置場所 (安全性)	有人区画 で設置可	常時人のいない部分			常時人のいない部分				有人区画に設置可	
毒性	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
絶縁性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
浸透性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
汚損性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
避圧措置	不要	要	要	要	不要	要	要	要	不要	不要

○：良好であることを示す。

×：劣ったものであること示す。

第6-2表

## 2 貯蔵容器等の設置場所

貯蔵容器等及び加圧用容器の設置場所は、政令第 17 条第 5 号の規定によるほか、第 5 不活性ガス消火設備を準用すること。

## 3 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、省令第 20 条第 1 項の規定によるほか、噴射ヘッド告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

## 4 防護区画の構造等

防護区画の構造、開口部、換気装置等は、政令第 17 条第 1 号並びに省令第 20 条第 4 項において準用する省令第 19 条第 5 項第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 防護区画の構造等は、第 5 不活性ガス消火設備（8(4)を除く。）を準用すること。
- (2) 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。▲
- (3) 避圧口の設計は、防護区画における最も弱い部分の耐圧強度を基に行うこと。●（HFC-23、HFC-227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものに限る。）

## 5 自動閉鎖装置

自動閉鎖装置は、省令第 20 条第 4 項第 2 号の 4 の規定によるほか、「第 5 不活性ガス消火設備」を準用すること。

## 6 制御盤

制御盤は、省令第 20 条第 4 項第 14 号の 2 の規定によるほか、「第 5 不活性ガス消火設備」を準用すること。

## 7 起動装置

起動装置は、省令第 20 条第 4 項第 12 号の 2 の規定によるほか、「第 5 不活性ガス消火設備」を準用すること。

## 8 音響装置

音響警報装置は、省令第 20 条第 4 項第 13 号の規定によるほか、「第 5 不活性ガス消火設備」を準用すること。

## 9 放出表示灯

放出表示灯は、省令第 20 条第 4 項第 14 号イ (ハ) 及びロに規定するほか、次によること。

- (1) 放出表示灯は、防護区画の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。
- (2) 放出表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。
- (3) 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあつては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置等の措置を講じること。



- (4) 放出表示灯の表示及び大きさ等は、次によること。(第 6 - 1 図参照) ●
  - ア 防護区画の出入口等に設けるものは「ガス消火剤充満 危険・立入禁止」と表示すること。
  - イ 表示灯の大きさは、短辺 8 cm 以上、長辺 28 cm 以上とすること。
  - ウ 地を白色、文字を赤色（消灯時は白）とすること。



第 6 - 2 図

## 10 注意銘柄

第 5 不活性ガス消火設備を準用すること。

## 11 排出措置

省令第 20 条第 4 項において準用する省令第 19 条第 5 項第 18 号に規定する放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置は、「第 5 不活性ガス消火設備 (15(1)イを除く。)」を準用すること。ただし、同設備 15(2)に定める開口部の大きさは、当該床面積の 1 % 以上とすることができる。

## 第7 屋外消火栓設備

### 1 加圧送水装置

#### (1) 設置場所

設置場所は、省令第22条第9号に規定によるほか、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

#### (2) 機器

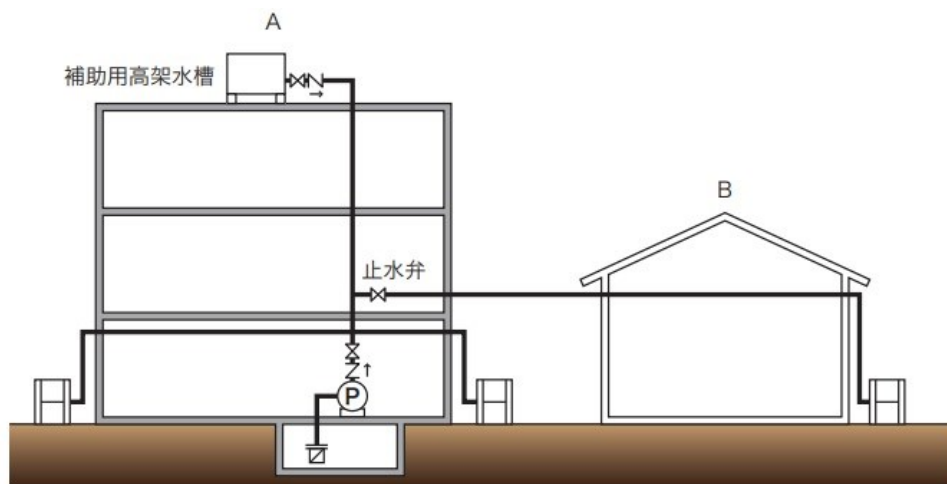
機器は、省令第22条第10号の規定によるほか、「第2屋内消火栓設備」を準用すること。

#### (3) 設置方法

設置方法は、省令第22条第10号の規定によるほか、次によること。

ア 同一防火対象物において、他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。また、ポンプが一の消火設備として起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

イ 屋外消火栓設備が同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用又は併用することができる。この場合、同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、ポンプの吐出量を800ℓ/min以上とすることができる。(第7-1図参照)



 : 屋外消火栓

防火対象物	屋外消火栓の設置個数	規定吐出量
A	2個	800ℓ/min
B	1個	400ℓ/min

ポンプの吐出量は、800ℓ/min以上とすることができる。

第7-1図

## 2 水源

水源は、政令第 19 条第 3 項第 3 号の規定によるほか、次によること

- (1) 水源は、「第 2 屋内消火栓設備」を準用すること。
- (2) 前 1 (3)イにより屋外消火栓を設置して、その設置個数が 2 を超える場合は、有効水源水量を 14 m<sup>3</sup>以上とすることができる。

## 3 配管等

配管等は、省令第 22 条第 8 号の規定によるほか、「第 2 屋内消火栓設備」を準用すること。

## 4 配管等の摩擦損失計算

- (1) 消防用ホースの摩擦損失は、次によること。

ア 呼称 50 のホースの摩擦損失水頭値は、ホース 1 m あたり 0.15m とすること。

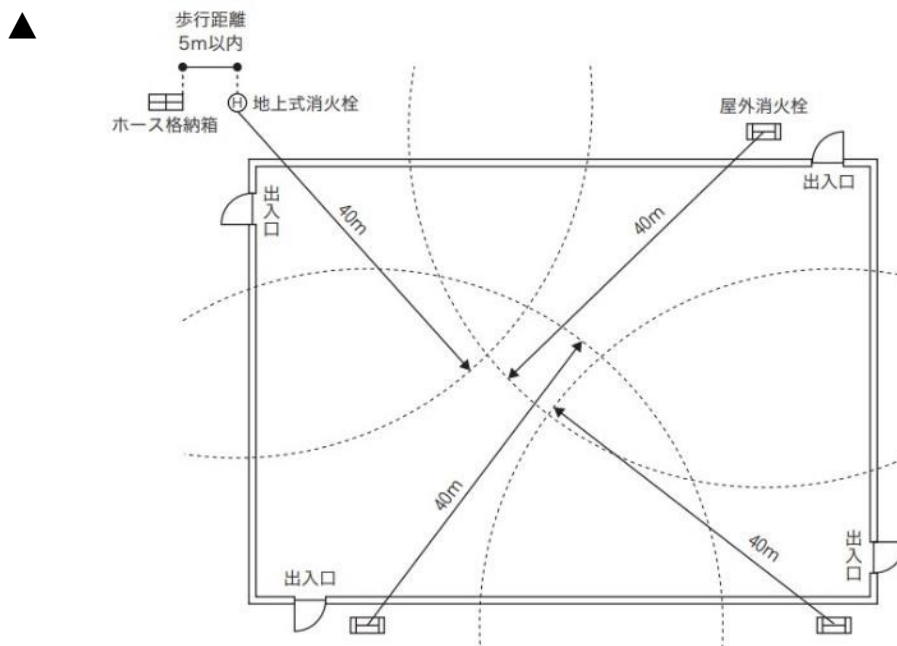
イ 呼称 65 のホースの摩擦損失水頭値は、ホース 1 m あたり 0.04m とすること。

- (2) 配管の摩擦損失計算は、「第 2 屋内消火栓設備」を準用すること。

## 5 屋外消火栓の設置位置

政令第 19 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。ただし、政令第 11 条第 4 項を適用しない場合は、この限りでない。(第 7 - 2 図参照)

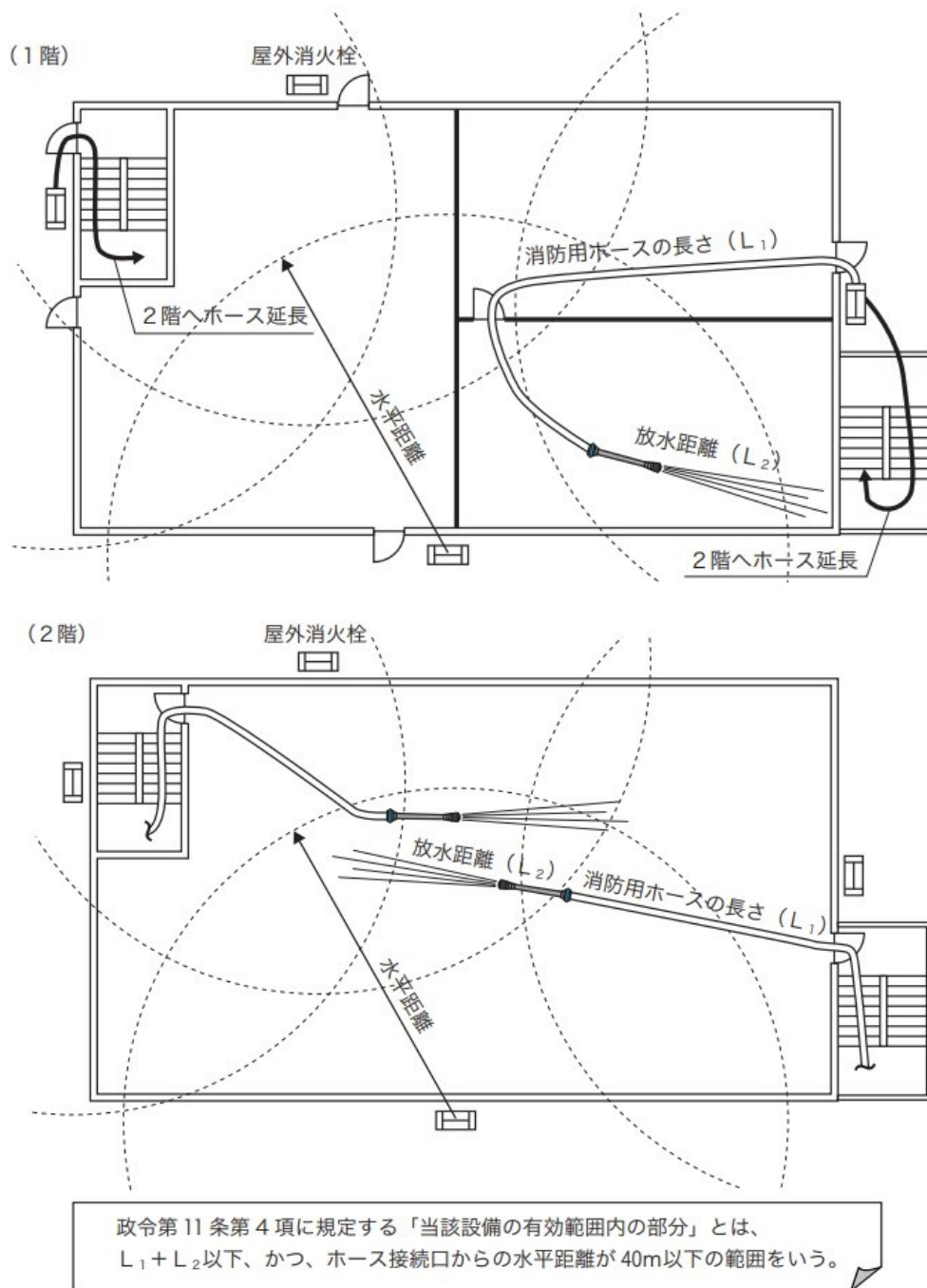


第 7 - 2 図

(2) 政令第 11 条第 4 項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離が 40m の範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に消火できる部分をいう。(第 7-3 図参照)

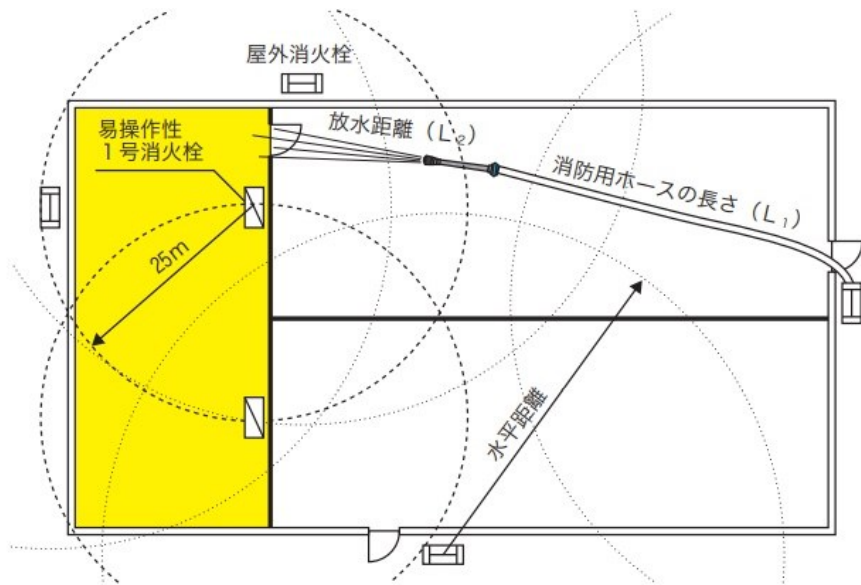
なお、この場合の放水距離は、おおむね 15m とすること。▲

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備(1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。)の設置が必要であること。●(第 7-4 図参照)



第 7-3 図

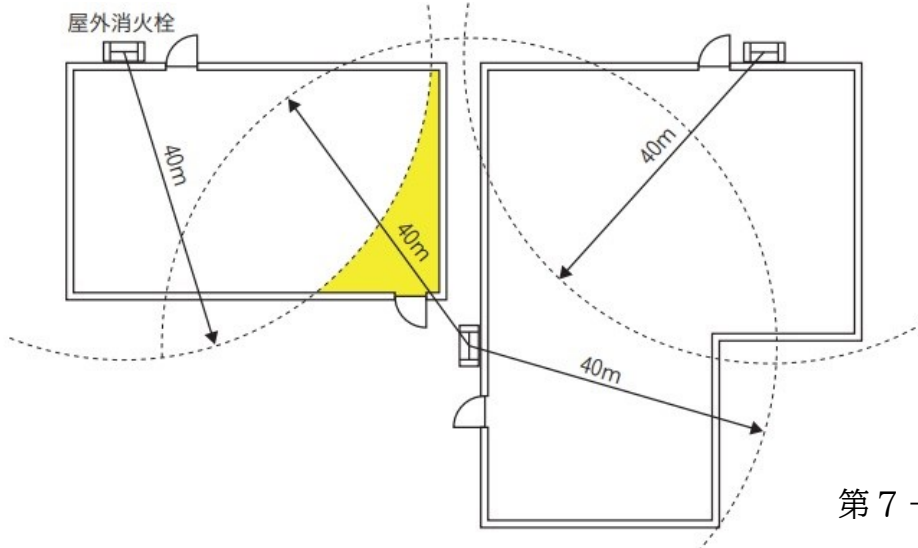




建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても、当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することができない部分がある場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

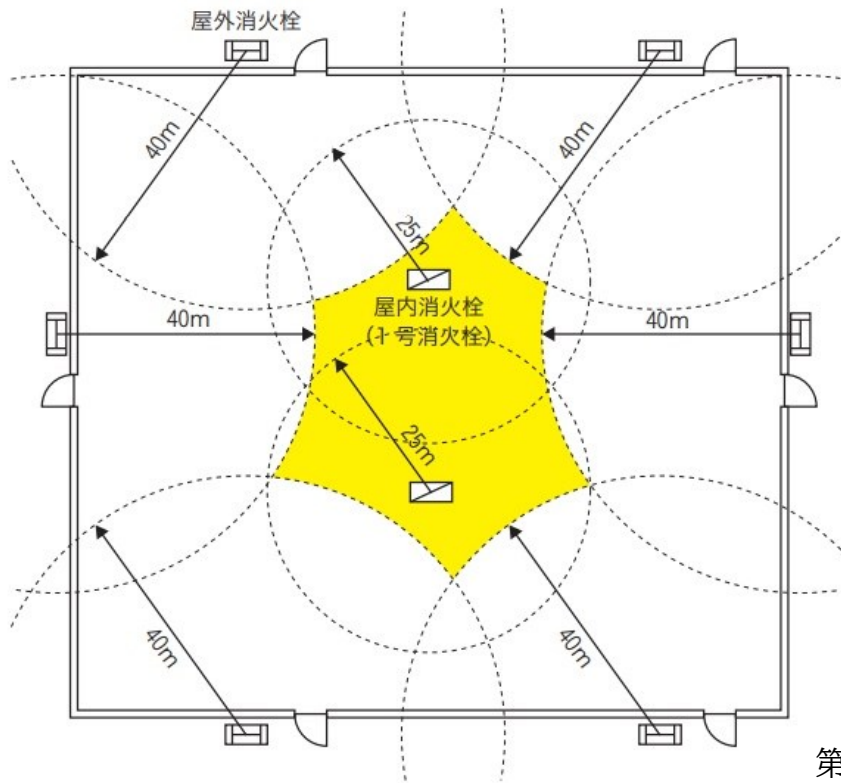
第7-4図

- (3) 同一敷地内に複数棟がある場合又は政令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。ただし、政令第19条第3項第1号及び第2号の規定による有効範囲内にある場合には、この限りでない。(第7-5図参照) ▲



第7-5図

- (4) 政令第19条第3項第1号及び第2号の規定により設置した場合において、当該建築物(政令第19条第4項の規定に該当する部分を除く。)の中央部等に未警戒となる部分(防護漏れとなる部分)が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備(1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。)の設置が必要であること。(第7-6図参照)



第7-6図

## 第8 動力消防ポンプ設備

### 1 設置場所

政令第20条第4項第4号の規定によるほか、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。▲

### 2 水源

地盤面下に水源を設ける場合は、地盤面下4.5m以内の部分の水量を有効水量とし、屋外から取水できるものとする。

### 3 器具

(1) 消防用ホースは、政令第20条第4項第2号の規定によるほか、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。●

(2) 政令第20条第4項第2号に規定される「有効に放射することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるもの）を加えた範囲内に当該規定で定められた放水範囲各部分が包含されるものであること。

### 4 その他

(1) 動力消防ポンプ設備を設置する防火対象物は、その設置数に応じて動力消防ポンプを使用するのに必要な知識及び技能のある人員等を常時2名以上確保できるように、防火管理体制を確立させること。▲

(2) 従業者等に対して定期的に操作方法を教育すること。▲

(3) 有効に動力消防ポンプ設備を操作することができないと予想させる場合は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のうち、設置を要するものを設置すること。▲

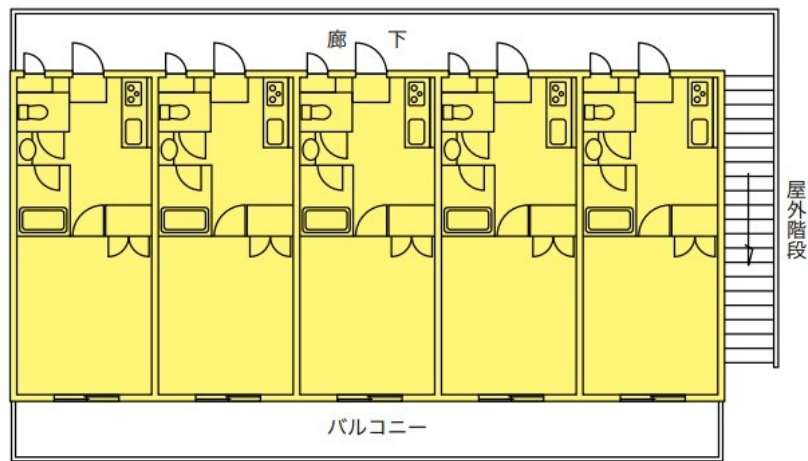
## 第9 自動火災報知設備

### 1 警戒区域

警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

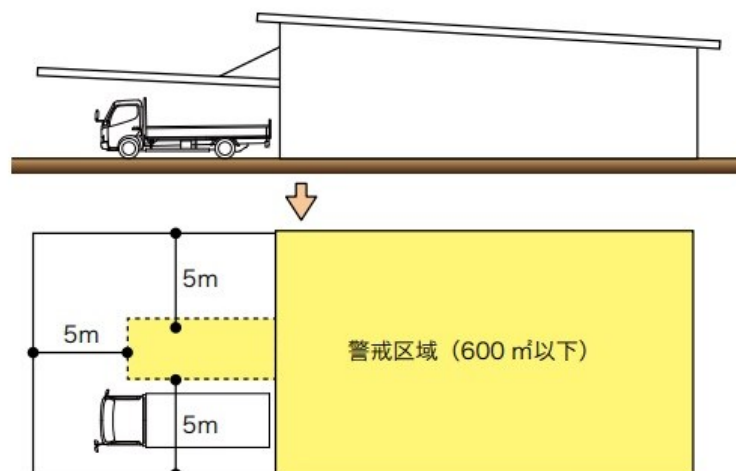
#### (1) 警戒区域の面積の算出

ア 感知器の設置が免除されている場所も含めて、警戒区域の面積を算出すること。ただし、ピロティ、吹きさらしの廊下、バルコニー、屋外階段その他床面積に算出されない部分にあっては、警戒区域の面積に含める必要はないこと。（第9-1図参照）



第9-1図

イ 省令第23条第4項第1号口の規定に該当しない常時外気に直接開放された上屋部分（車庫、倉庫等）の警戒区域は、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲を除いて設定することができる。（第9-2図参照）



第9-2図

ウ 天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、当該部分の床面積を含め、省令第 23 条第 1 項に規定する一の警戒区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以下とする必要があること。(第 9 - 3 図参照)



第 9 - 3 図

(2) 警戒区域の設定

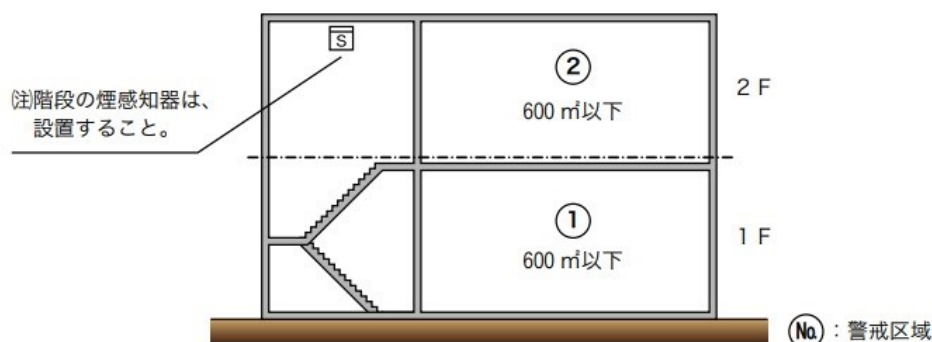
ア 2 以上の独立した建築物にまたがらないこと。

イ 政令第 21 条第 2 項第 2 号ただし書に規定する「主要な出入口からその内部を見通すことができる場合」とは、直接屋外又は廊下に面した通常使用される出入口から、内部を容易に見通すことができる場合であり、学校の体育館のフロア一部分、屋内競技場、集会場、劇場の客席部分等が該当するものであること。

なお、間仕切り壁のない場合であっても、棚や荷物の積上げ、大型機械の設置等により、内部を見通すことができなくなる場合は、ただし書に適用しないものとして取り扱うこと。

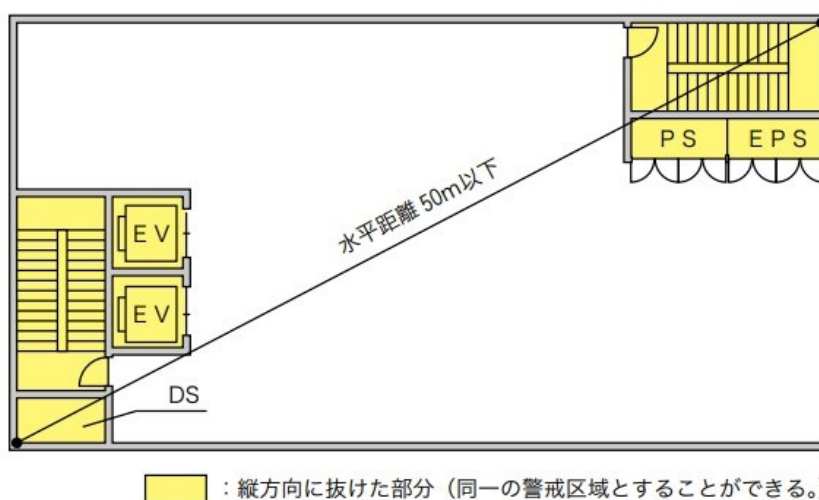
ウ 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（床で上下に水平区画されているものを除く。）と居室、廊下、通路等とは、別に警戒区域として設定すること。ただし、階数が 2 以下の階段は、当該階の警戒区域とすることができる。(第 9 - 4 図参照) ▲

(階数が 2 の場合の警戒区域の設定例)



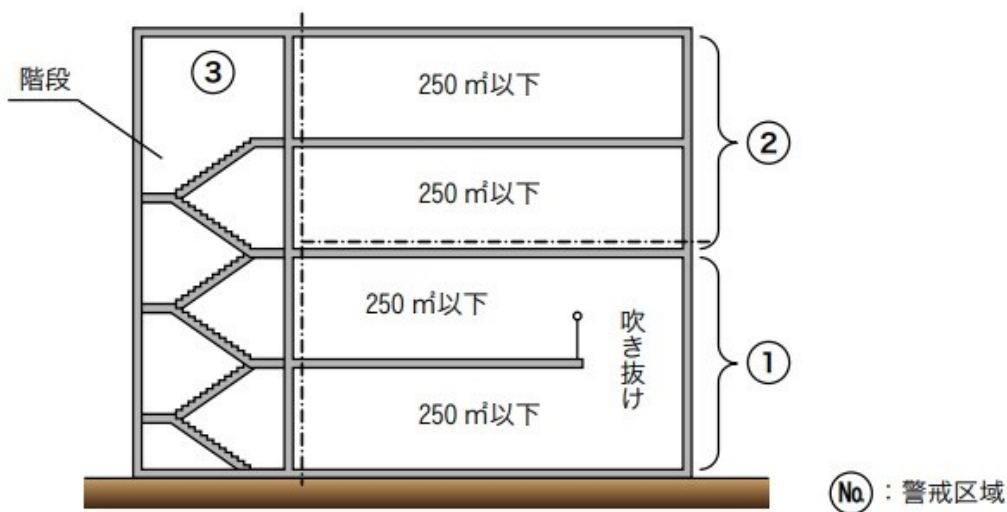
第 9 - 4 図

エ 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する場所（床で上下に水平区画されているものを除く。）が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一つから水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。（第9-5図参照）



第9-5図

オ 省令第23条第1項に規定する「一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の二の階にわたる場合」は、階段、吹き抜け等により、いずれかの警戒区域から火災が発生したことが確認できるものであること。（第9-6図参照）



第9-6図

- カ 各階の階段がそれぞれ歩行距離 5 m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。
- キ 警戒区域は、防火対象物の防火区画にまたがらないように設定されていること。▲
- ク 炎感知器は、主要な出入口からその内部を見通すことができる場所にあつては、政令第 32 条の規定を適用して、警戒区域の一辺の長さを 100m 以下とすることができるものであること。

## 2 受信機

受信機は、省令第 24 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号から第 8 号まで並びに第 24 条の 2 第 1 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。

### (1) 設置場所

ア 省令第 24 条第 2 号ニに規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。ただし、防災センター等が存しない場合にあっては、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

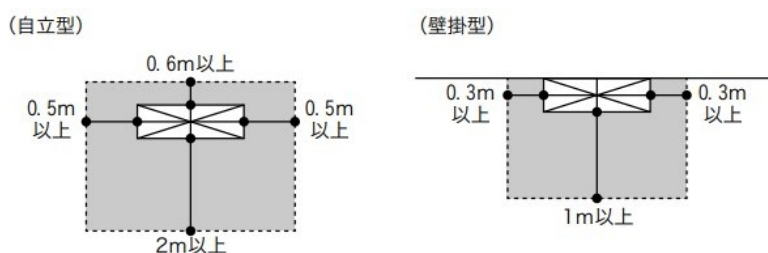
- (ア) 防災センター
  - (イ) 中央管理室
  - (ウ) 守衛室
  - (エ) 管理人室

イ 前アに掲げる場所のうち、施錠により管理されている室に受信機を設置する場合は、自動火災報知設備の作動と連動して開錠する電気錠等を設けること。▲

ウ 温度若しくは湿度が高く、又は衝撃、振動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

エ 省令第 24 条の 2 第 1 号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」とは、操作上又は点検上支障とならないよう、第 9-7 図による有効な空間を確保することをいうものであること。●

なお、自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。また、操作上又は点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



第 9 - 7 図

オ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

カ 一の防火対象物（政令第8条区画したものを除く。）は、原則として1台の受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に2以上の防火対象物がある場合等管理上やむを得ない場合は、受信機の場所を1か所とし、各防火対象物と受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設け、設備の集中管理を図ることができる。▲

キ 一の防火対象物に2以上の受信機を設置する場合

省令第24条第2号トに規定する「受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次に掲げるものをいう。ただし、同一室内又は場所に設ける場合で、受信機が設置されている場所から、他の受信機における火災信号等の受信状況が容易に確認できる場合は、政令第32条の規定を適用し、相互に同時に通話することができる設備を設けることを要しない。

(7) 発信機（P型1級、T型）

(イ) 非常電話

(ウ) インターホン

(エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

ク 放送設備が設置される防火対象物にあつては、操作部と併設すること。

▲

## (2) 機器

ア 一の表示窓で、複数の警戒区域を表示しないこと。

イ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号等を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号等の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りではない。

## (3) 非常電源

受信機に内蔵されている予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

## 3 感知器

省令第23条第4項から第8項まで及び省令第24条の2第2号の規定によるほか、次によること。

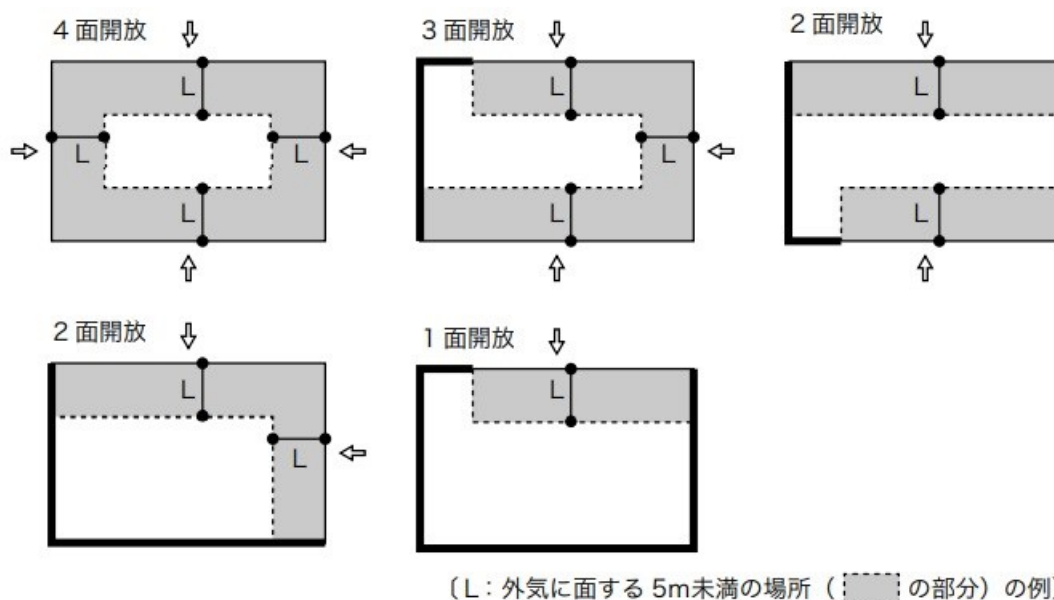
### (1) 感知器の選択

感知器の選択は、省令第23条第4項から第7項までの規定によるほか、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について（平成3年12月6日付け消防予第240号。以下この項において「240号通知」という。）」



における設置場所の環境状態と適応感知器により選択することとし、その取扱いは次によること。●

ア 常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分については、省令第23条第4項第1号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」に該当するものであること。(第9-8図参照)



第9-8図

イ 省令第23条第5項第6号の規定の適用を受ける防火対象物にあつては、建基法第2条第4号に規定する居室以外の部分(天井裏、収納庫等)にも煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設置する必要があること(省令第23条第4項第1号ニ及びホに掲げる場所を除く)。(第9-9図参照)

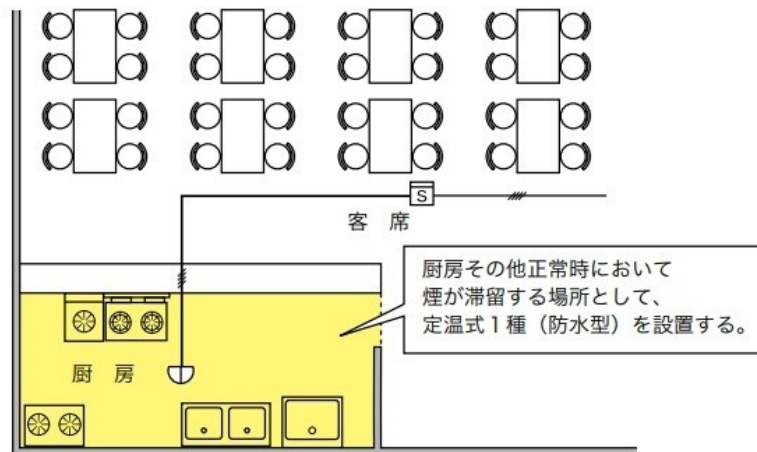


第9-9図

ウ 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器

(ア) 省令第23条第4項第1号ニ(イ)から(ハ)まで及びホ(ハ)に掲げる場所に設置する感知器は、240号通知中別表第1によること。(第9-10図参照)

政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物（無窓階）の厨房

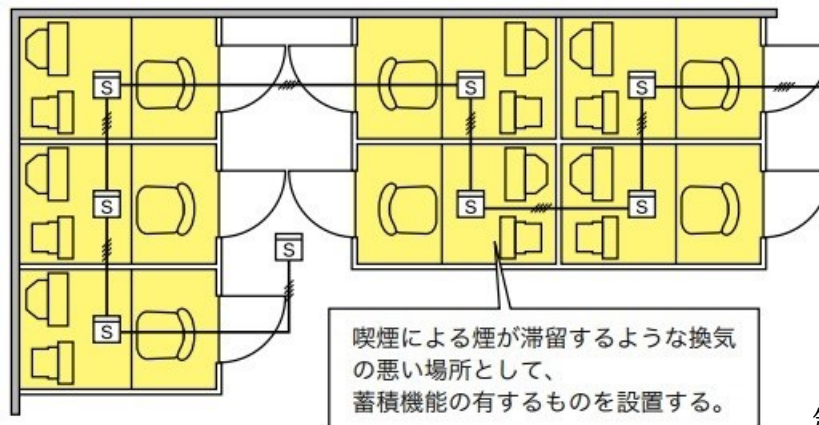


第9-10図

エ 省令第23条第5項各号に掲げる場所のうち、240号通知中別表第2の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。ただし、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあつては、省令第23条第4項第1号ニ(イ)に掲げる場所として240号通知中別表第2の適応熱感知器又は炎感知器を設置することができる。（第9-11図参照）

政令別表第1(2)項二に掲げる防火対象物の個室（無窓階以外の階）

省令第23条第5項第3号の2の規定により、煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設けなければならない。



第9-11図

オ 省令第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所のうち、240号通知中別表第2の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。●

カ 省令第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものあっては、有効に火災を感知できる部分に限り、政令第 32 条の規定を適用し、240 号通知中別表第 1 又は別表第 2 に定める感知器を設置することができるものであること。（第 9 - 12 図参照）

政令別表第 1 (12)項イに掲げる防火対象物（無窓階以外の階）

省令第23条第4項第2号の規定により、取付け面の高さが8m以上15m未満の場合、差動式分布型、イオン化式スポット型1種若しくは2種又は光電式スポット型1種若しくは2種を設けなければならない。



第 9 - 12 図

(2) 感知器の設置を要しない場所

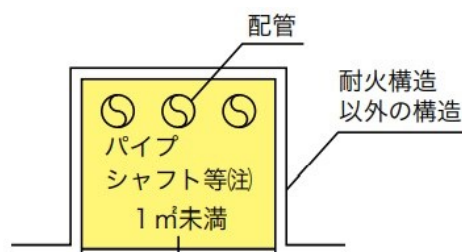
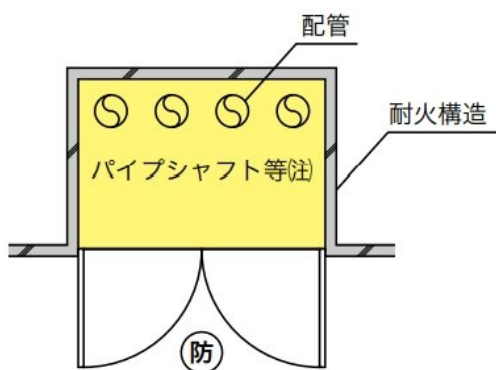
省令第 23 条第 4 項第 1 号イからハまでの規定によるほか、次によること。

- ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所で、感知器の機能の保持が困難な場所
- イ 温度の異常な上昇又は誘導障害により、非火災報を発するおそれのある場所
- ウ 便所及び便所に付随した洗面所の用途に供する場所。ただし、次に掲げる場合を除く。●
  - (1) 便所に、電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器その他ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、機器個々のヒーターの出力が 2 kW を超える場合
  - (1) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器、ハンドドライヤーその他ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、機器個々のヒーターの出力が 2 kW を超える場合
- エ 浴室の用途に供する場所
 

なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。

  - (1) 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合
  - (1) ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合
- オ 耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備その他これと同等以上のもの

- で区画された金庫室に供する場所
- カ プール（更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。）又はスケートリンク（滑走路部分に限る。）
- キ 主要構造部が不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、当該部分の設備又は物件から出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる次に掲げる場所
- (ア) 浄水場、汚水処理場その他これらに類する用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみである部分
  - (イ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄、充てん作業場その他のこれらに類する部分
  - (ロ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分
- ク 耐火構造の壁若しくは床（各階又は2の階以下ごと）又は防火設備その他これと同等以上のもので区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類する場所（以下この項において「パイプシャフト等」という。）。ただし、電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く（次のケからコまでにおいて同じ。）。（第9-13図参照）
- ケ 床面積が1㎡未満のパイプシャフト等（第9-14図参照）



防：防火設備その他これと同等以上のもの

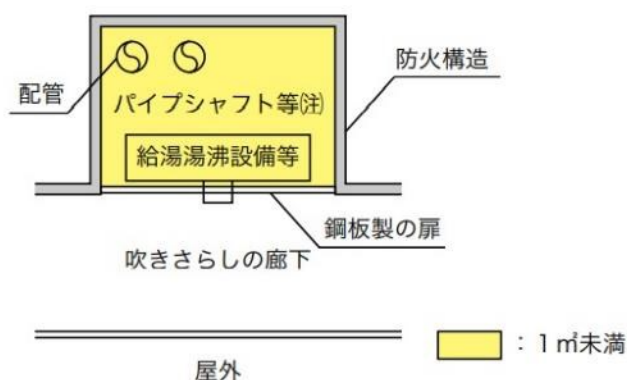
注電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く。

第9-13図

第9-14図

- コ 次に掲げる全ての要件を満たしている給湯湯沸設備、ふろがま、ボイラーその他火を使用する設備（以下この項において「給湯湯沸設備等」という。）を設けたパイプシャフト等（第9-15図参照）
- (ア) 床面積が1㎡未満であること。

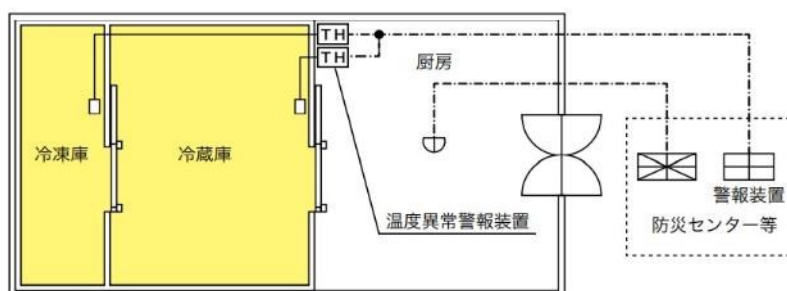
- (イ) 外部の気流が流通する場所に設けられたものであること。
- (ロ) 構造は、準耐火構造の床で上下に水平区画され、かつ、壁が防火構造であり、扉は板厚 0.8 mm以上の鋼板製又は同等以上の不燃材料で造られたものであること。
- (ハ) 給湯湯沸設備等は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に定められた「ガス用品」、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に定められた「第 1 種液化石油ガス器具等」に該当するものにあつては、当該法律に基づき表示の付されているもの、若しくはこれら以外のものにあつては、JIS に適合する製品、若しくは電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に適合する製品又は火災予防上これと同等以上の基準により安全性が確認されたものであること。



(注)電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く。

第 9 - 15 図

- サ 四方を壁に囲まれた電気配線シャフト又はパイプシャフト等（扉を設ける場合は、点検用の小扉に限る。）
- シ 恒温室、冷蔵室、冷凍室その他これらに類する室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合（第 9 - 16 図参照）



第 9 - 16 図

ス 押入又は 3.3 m<sup>3</sup>以下の物置（以下この項において「押入等」という。）  
 で、当該押入等から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造  
 又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場所（第9 - 17 図参照）

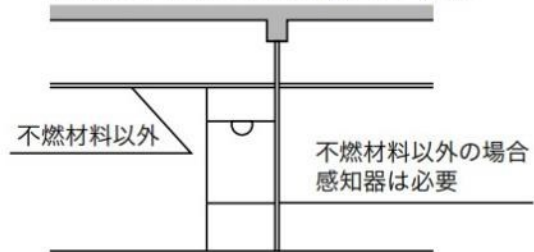
(その1)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



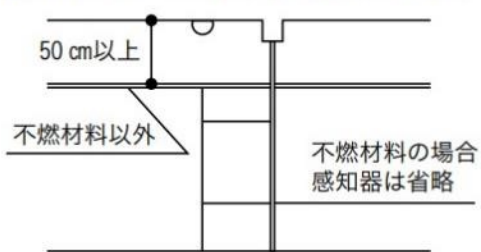
(その2)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



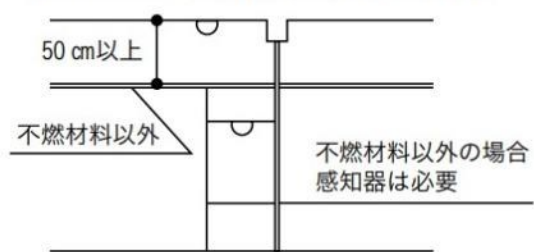
(その3)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



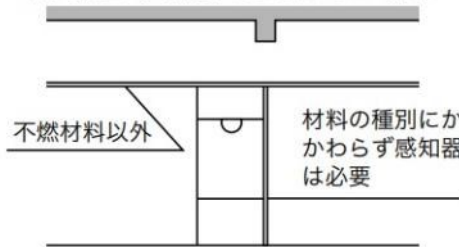
(その4)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



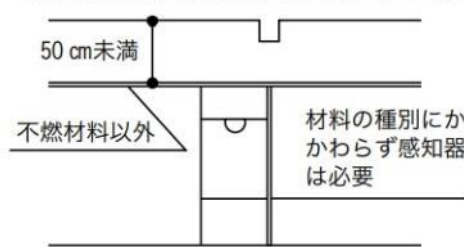
(その5)

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



(その6)

耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



(その7)

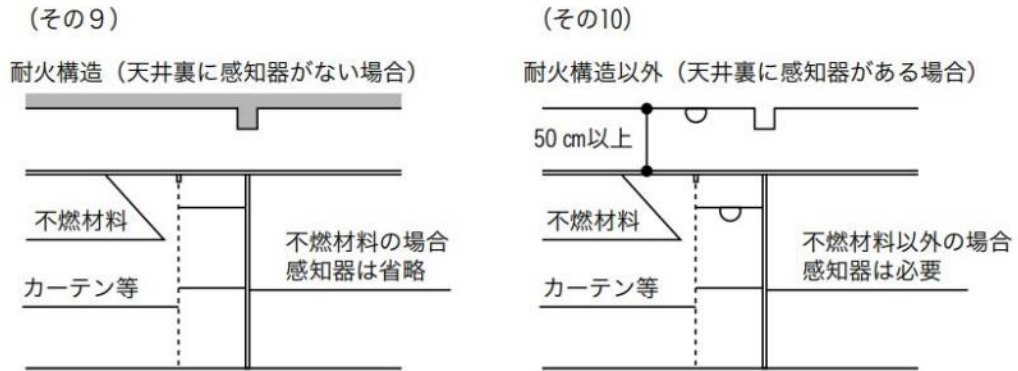
耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



(その8)

耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）

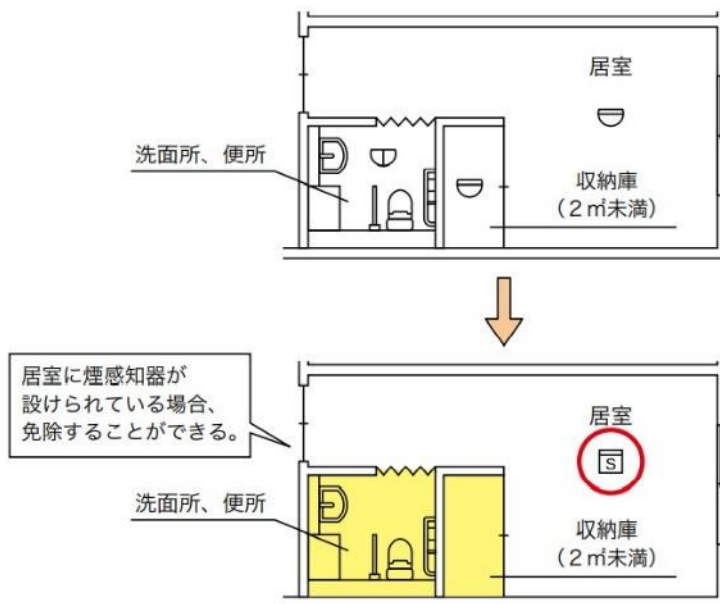




第 9 - 17 図

セ 次に掲げる全ての要件を満たしている収納設備（その床面積が2㎡未満のものに限る。）、洗面所、便所その他これらに類する場所（以下この項において「収納庫等」という。）（第9-18図参照）

- (ア) 地階、無窓階及び11階以上の部分（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）以外の部分であること。
- (イ) 収納庫等に面する居室（床面積が30㎡以下のものに限る。）に煙感知器が設けられていること。
- (ロ) 収納庫等の壁及び天井の仕上げが難燃材料であること。



第 9 - 18 図

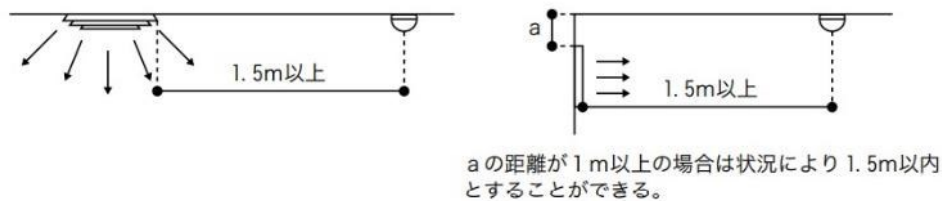
ソ 下駄箱、吊り戸棚、可動戸棚、食器戸棚その他これらに類する戸棚で、奥行きが60cm未満でその床面積が狭小な場所

タ 休憩の用に供するいす席、カート置場その他可燃物が存しない風除室

(3) 差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型の感知器（以下この(3)において単に「感知器」という。）の設置方法は、省令第23条第4項第3号、第8号及び第9号並びに同条第7項の規定によるほか、次によること。

ア 省令第23条第4項第8号に規定する「換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置」は、次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。（第9-19図参照）

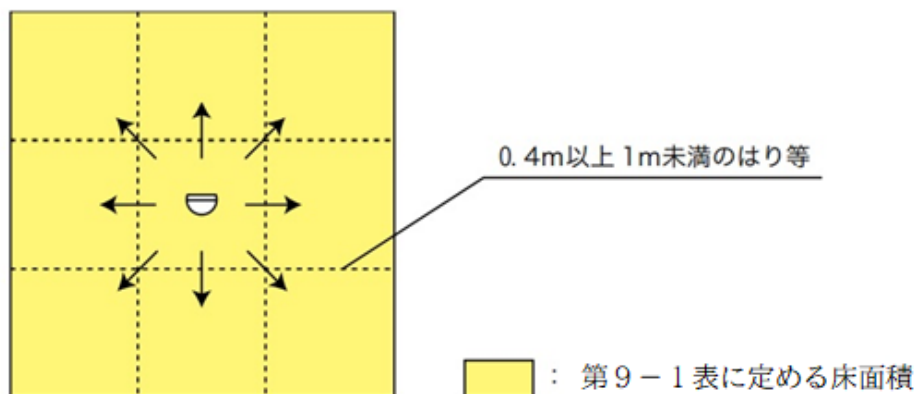
- (7) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取付けること。
- (1) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離れて感知器を取付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられる場合は1.5m以内とすることができる。



第9-19図

イ 小区画が連続してある場合

はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第9-1表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。（第9-20図参照）



第9-20図



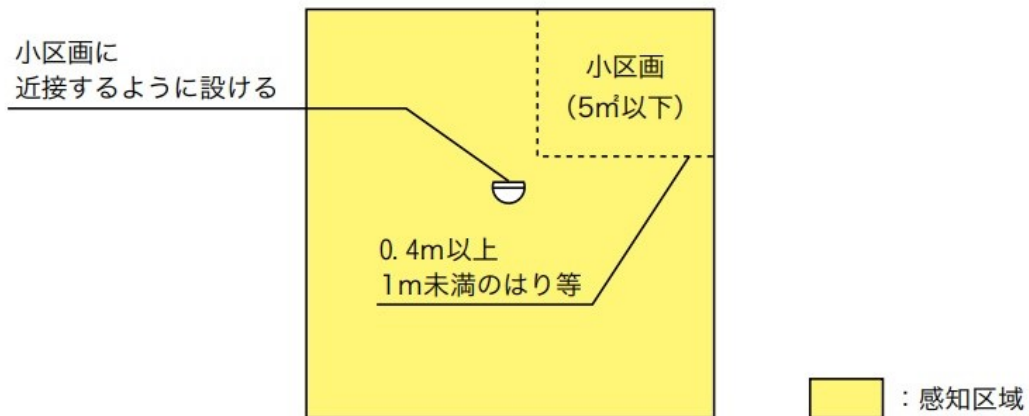
第9-1表

感知器の種別		感知区域	合計面積	
		建築物の構造	耐火	非耐火
差動式スポット型	1種		20㎡	15㎡
補償式スポット型	2種		15㎡	10㎡
定温式スポット型	特種		15㎡	10㎡
	1種		13㎡	8㎡
熱アナログ式スポット型			15㎡	10㎡

ウ 一の小区画が隣接している場合

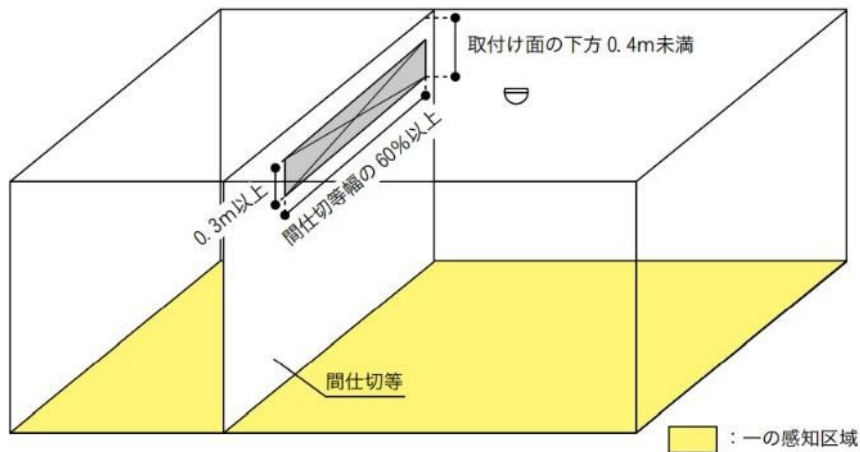
はり等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5㎡以下の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて一の感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。

なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて規定されている感知区域の床面積の範囲内とすること。（第9-21図参照）



第9-21図

エ 感知区域を構成する壁又ははり等（以下この項において「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方0.4m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.3m以上×長辺が間仕切等幅の60%以上）を設けた場合は、一の感知区域とすることができる。（第9-22図参照）



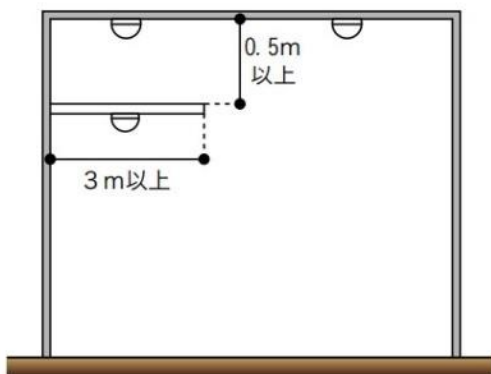
第9-22図

オ 棚、はり出し等がある場合

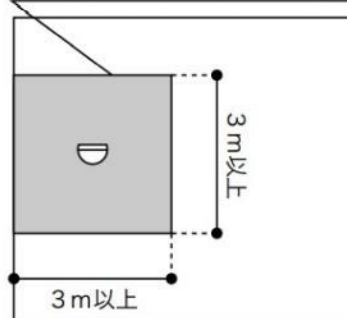
取付け面下方0.5m以上の部分に短辺が3m以上、かつ、面積が20㎡以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。●（第9-23図参照）

なお、第9-24図に示すとおり、取付け面下方0.5m未満の部分に棚、はり出し等がある場合は、当該棚、はり出し等に相当する天井面の部分には、感知器の設置を省略することができる。

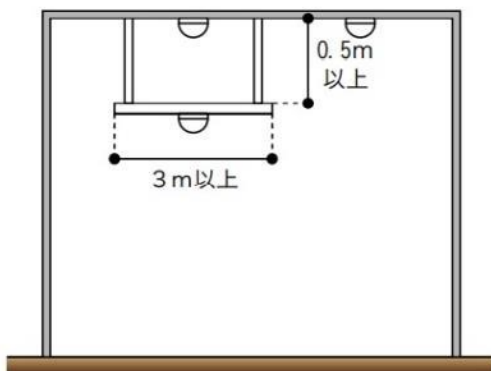
（棚、はり出しの場合の例）



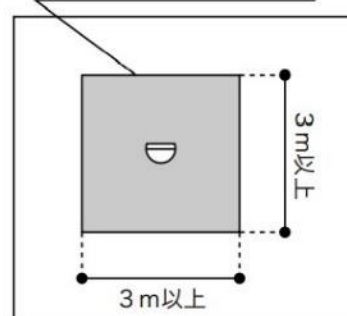
（平面図） 面積20㎡以上の棚、はり出し

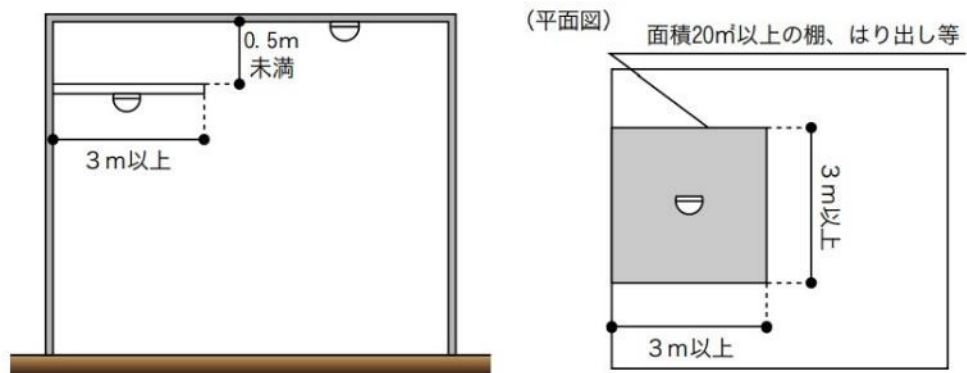


（つり天井の場合の例）



（平面図） 面積20㎡以上の吊り天井





第9-24図

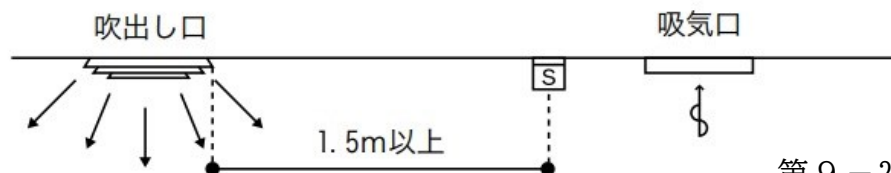
(4) イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器並びにイオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器（以下この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法は、省令第23条第4項第7号、第8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、次によること。

ア 省令第23条第4項第7号イに規定する「天井の低い居室又は狭い居室」とは、天井高が2.3m以下、狭い居室とは、床面積がおおむね40㎡未満の居室をいうこと。（第9-25図参照）



第9-25図

イ 省令第23条第4項第7号ロに規定する「吸気口付近に設ける」は、第9-26図の例によること。



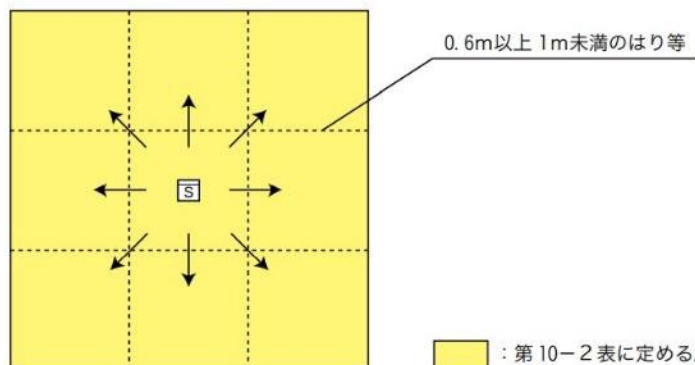
第9-26図

ウ 省令第23条第4項第8号に規定する「換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置」は、前(3)アを準用すること。

エ 小区画が連続してある場合

はり等の深さが0.6m以上1m未満で小区画が連続する場合は、感知器

の取付け面の高さに応じて、第9-2表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。（第9-27図参照）



第9-27図

第9-2表

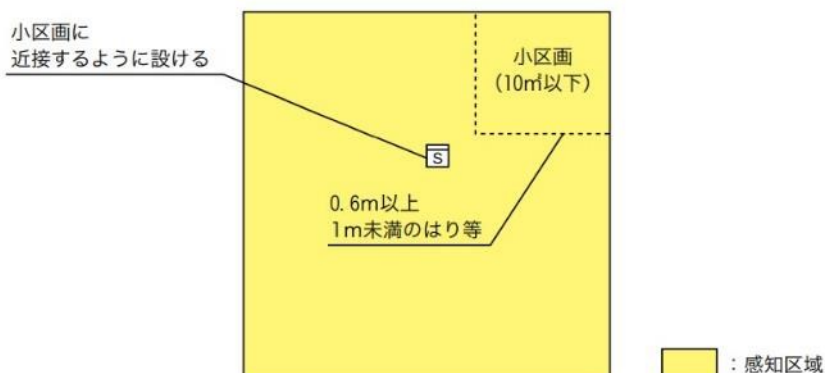
感知区域		合計面積			
		4 m未満	4 m以上 8 m未満	8 m以上 15 m未満	15 m以上 20 m未満
煙 感 知 器	1 種	60㎡	60㎡	40㎡	40㎡
	2 種	60㎡	60㎡	40㎡	—
	3 種	20㎡	—	—	—

備考 イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、省令第23条第7項に規定する設定表示濃度に応じた種別により取扱うこと。

オ 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが 0.6m以上 1m未満で区画された 10 m<sup>2</sup>以下の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて一の感知区域とすることができる。この場合の感知器は、小区画に近接するように設けること。（第9-28図参照）

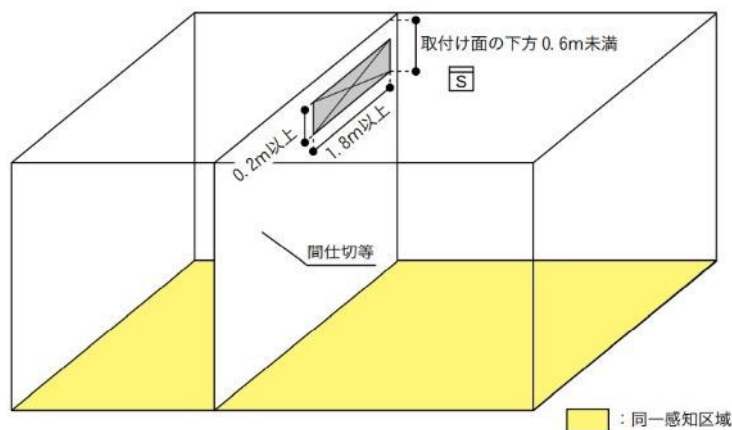
なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて規定されている感知区域の床面積の範囲内とすること。



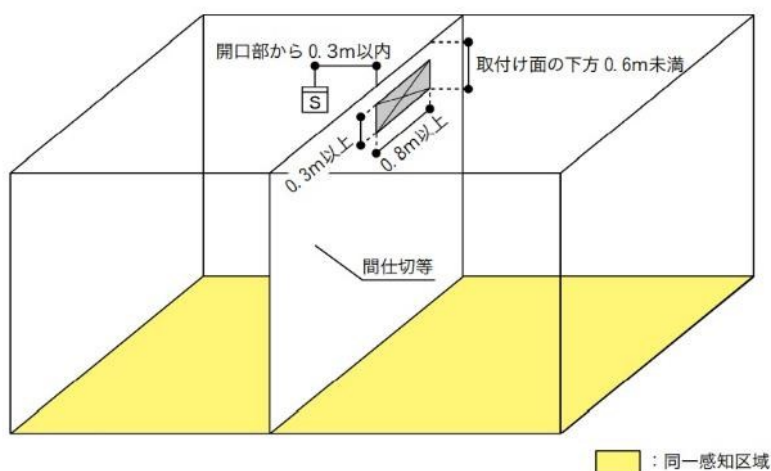
第9-28図

カ 煙感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方 0.6m 未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方 0.2m 以上 × 1.8m 以上の間隙）を設けた場合は、隣接する 2 以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（第 9 - 29 図参照）

また、間仕切等の上部に開口部（0.3m 以上 × 0.8m 以上）を設け、その開口部から 0.3m 以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（第 9 - 30 図参照）



第 9 - 29 図



第 9 - 30 図

キ 棚、はり出し等がある場合

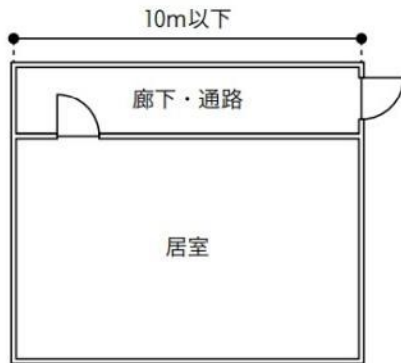
前(3)オを準用すること。

ク 遊技場、飲食店、百貨店等のうち、通路と遊技、飲食、売場等の用に供する部分が壁体等で区画されていない場合は、当該通路を遊技、飲食、売場等の用に供する部分の一部として扱い、一定の面積ごとに感知器を設置すれば足りものであること。

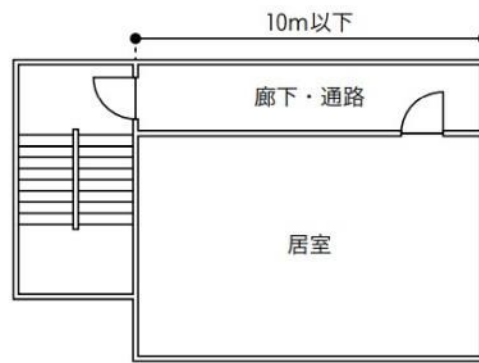
ケ 次に掲げる廊下及び通路にあっては、煙感知器を設けないことができる。

(ア) 階段に接続していない 10m 以下の廊下及び通路（第 9 - 31 図参照）

- (イ) 階段に至るまでの歩行距離が 10m以下の廊下及び通路（第 9 - 32 図参照）

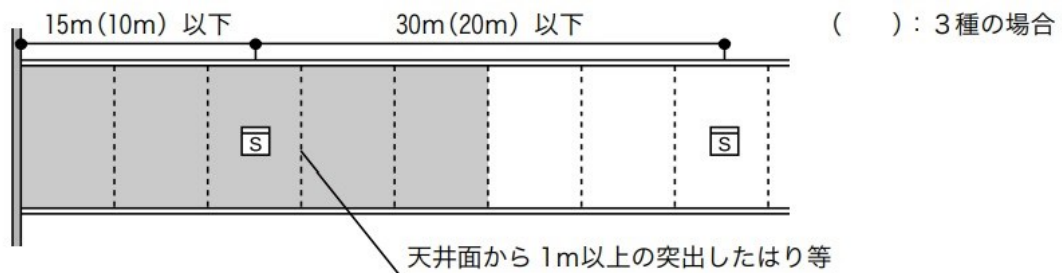


第 9 - 31 図



第 9 - 32 図

- コ 地階、無窓階及び 11 階以上の廊下及び通路に 1 m以上のつき出したはり等がある場合は、第 9 - 33 図の例に示すとおり、隣接する両側の 2 感知区域を一の感知区域とすることができる。



隣接する両側の 2 感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内  とする。

第 9 - 33 図

- (5) その他の感知器、設置例等は、一般社団法人日本火災報知機工業会発行の「工事基準書」によること。●

- (6) 簡易間仕切り

パーティション等により簡易間仕切りを設けた場合は、天井付近に空気が流通する部分であれば、当該間仕切りで区画される部分は、隣接する部分と同一の感知区域とみなすこと。

- (7) 屋内における区画

屋内にコンテナを設置するなど、人が立位で入れる区画を設ける場合は、当該部分は感知器の設置を要する部分とみなすこと。

#### 4 地区音響装置

地区音響装置は、省令第 24 条第 5 号及び第 5 号の 2 の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 省令第 24 条第 5 号イ (ロ) 及び第 5 号の 2 イ (ロ) に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」に設ける地区音響装置は、次によること。

(7) 「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合は対象とはならないこと。

a ダンスホール、ディスコ、ライブハウス(コンサートホールも含む。)

等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

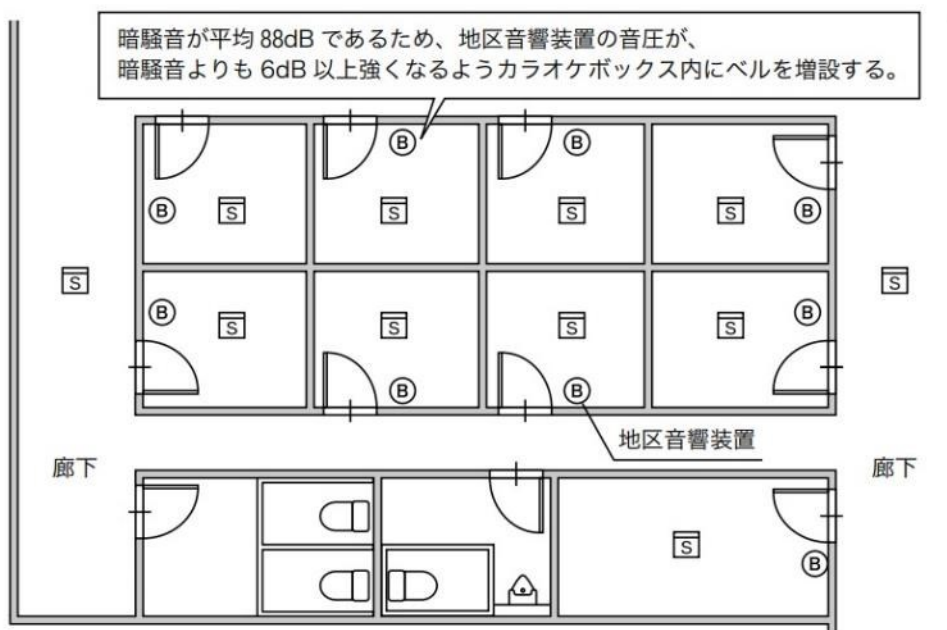
b カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

(イ) 「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で 65dB 以上の音圧があることをいうものであること。ただし、暗騒音が 65dB 以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。●

a 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されていること。(第 9-34 図参照)

b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

(カラオケボックスの例)



第 9-34 図

イ 省令第 24 条第 5 号イ (ハ) 及び第 5 号の 2 イ (ハ) に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次のいずれかによること。●

なお、個室（これに類する施設を含む。）の密閉性が高い場合、挿入型のもの等で遮音性能の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあつては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認すること。

(7) 任意の場所で 65dB 以上の音圧が確保されていること。

(1) 暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65dB 以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

a 個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されていること。

b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機（表示装置）を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

## (2) 区分鳴動方式

ア 省令第 24 条第 5 号ハ及び第 5 号の 2 ロに規定する「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模及び設備の状況並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね 4 分とし、最大でも 10 分以内とすること。●

イ 省令第 24 条第 5 号ハ及び第 5 号の 2 ロに規定する「新たな火災信号」とは、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの火災信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当するものであること。

## 5 特定小規模施設用自動火災報知設備

### (1) 受信機

受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特定小規模施設用自火報告示」という。）第 2 第 5 号の規定によるほか、次によること。

ア 全ての感知器が連動型感知器であつて、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。この場合においては、消防設備士の工事



に該当しないため、着工届出書の提出を要しない。

イ 受信機は、前2を準用すること。

(2) 発信機

全ての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が1の場合で、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。また、P型2級受信機で接続することができる回線が1のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線が1のもの又はGP型3級受信機に設ける場合については、省令第24条第8号の2の規定により、発信機を要しないものであること。

(3) 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模施設用自火報告示第2第8号の規定によるほか、次によること。

ア 全ての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が1の場合で、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が1のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が1のもの又はGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、省令第24条第5号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。

イ 地区音響装置は、前4を準用すること。

## 第 10 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

### 1 消防機関から著しく離れた場所

政令第 23 条に規定する「消防機関から著しく離れた場所」とは、消防署又は消防出張所から走行距離で 10 km以上離れた場所とすること。●

### 2 設置場所等

(1) 省令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する防災センター等は、管理室等常時人のいる場所が該当するものであること。

(2) 火災通報装置は、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。▲

(3) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。

(4) 地震動等による転倒防止措置を講じること。

(5) 手動起動装置は、床面からの高さが 0.8m（椅子に座って操作するものにあっては 0.6m）以上 1.5m以下の箇所に設けること。

3 同一敷地内における 2 以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、次に掲げる要件に適合する場合に限り、主たる棟以外の棟（以下この項において「別棟」という。）について政令第 32 条の規定を適用することができる。

(1) 火災通報装置本体又は別棟に設置される遠隔起動装置（以下この項において「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。

(2) 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。

(3) 通報内容に支障がないこと。

(4) 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。

### 4 電話回線について

(1) 住居表示及び呼返しに対応できるものであること。

(2) 電話回線の種類によっては、火災通報装置の機能に支障が生じるおそれがある

あるため、着工届の審査時に電話回線の種類及び機能に支障が生じない措置が講じられていることの確認を行うこと。

- (3) 設置者が電話回線の種類を変更することが考えられるため、設置者に電話回線の変更により火災通報装置が機能しない場合があることを説明し、消防用設備等点検結果報告書により確認を行うこと。

## 5 火災通報装置の起動

- (1) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第25条第3項第5号で規定する防火対象物に限るものであること。

- (2) 自動火災報知設備は、次のいずれかによる非火災防止対策を講じるよう指導すること。▲

ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機

イ 二信号式の受信機

ウ 蓄積付加装置

エ 設置場所の環境状態に適用する感知器の設置

- (3) 留意事項

自動火災報知設備及び火災通報装置の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について防火対象物の関係者に周知すること。

ア 自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させること。

イ 通報訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

ウ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災防止対策を講じること。

## 6 通報メッセージ

火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第5号の規定する蓄積音声情報の蓄積音声情報は、次によること。

なお、連動起動機能により起動する場合は第10-1表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は第10-2表の例によること。

ア 通報信号音

イ 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ

ウ 通報対象物の所在地

エ 通報対象物の名称

オ 電話番号（通報対象物の代表電話）

カ 呼び返し信号を案内するメッセージ

第 10-1 表 (連動起動機能により起動する場合)

ピン、ポーン、ピン、ポーン (通報信号音)  
自動火災報知設備が作動しました。(自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ)  
〇〇市〇丁目〇番〇号 (通報対象物所在地)  
老人福祉施設 〇〇園 (通報対象物名称)  
電話番号は〇〇-〇〇〇〇です。(電話番号)  
わかりましたら信号を送ってください。(呼び返し信号を案内するメッセージ)

第 10-2 表 (手動起動装置が操作されたことにより起動する場合)

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ (通報信号音)  
火事です。火事です。(火災である旨の固定されたメッセージ)  
〇〇市〇丁目〇番〇号 (通報対象物所在)  
〇〇保育園 (通報対象物名)  
電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。(電話番号)  
わかりましたら信号を送ってください。(呼び返し信号を案内するメッセージ)

(注) あらかじめ録音されている内容でもよい。

## 第 11 避難器具

### 1 避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、政令第 25 条の規定によるほか、次によること。

#### (1) 地上に直通する階段の個数の算出について

政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。(第 11-1 図参照)

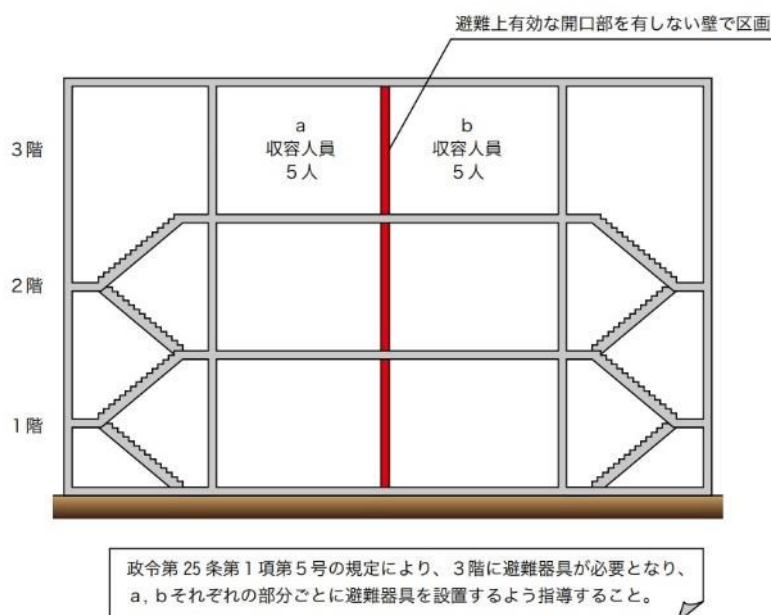
#### (2) 収容人員の算定について

政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

#### (3) 避難器具の設置個数の算定について

ア 政令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が 1 である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。▲



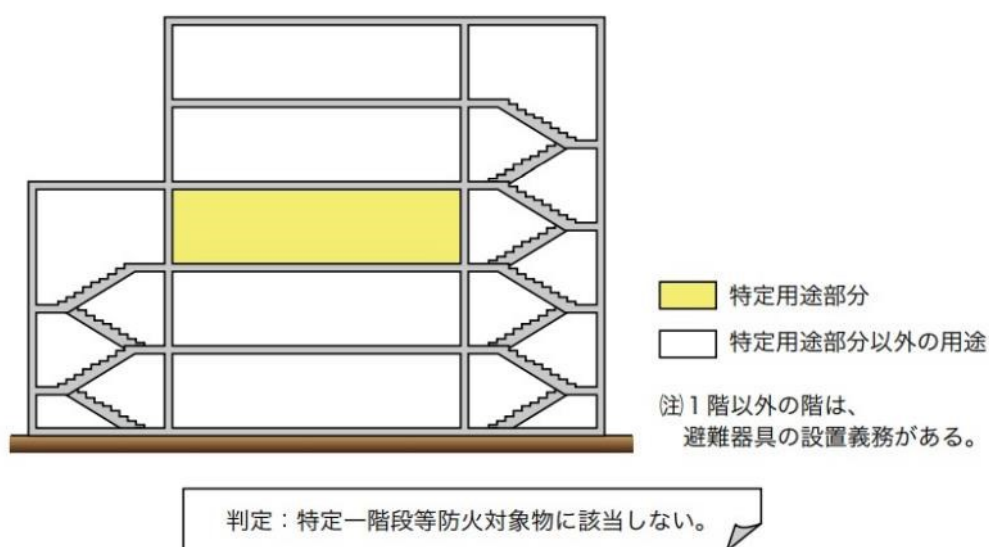
第 11-1 図

## 2 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

省令第 27 条第 1 項第 1 号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、次によること。

(1) 特定一階段等防火対象物又はその部分に該当するか否かの判断については、次の例によること。

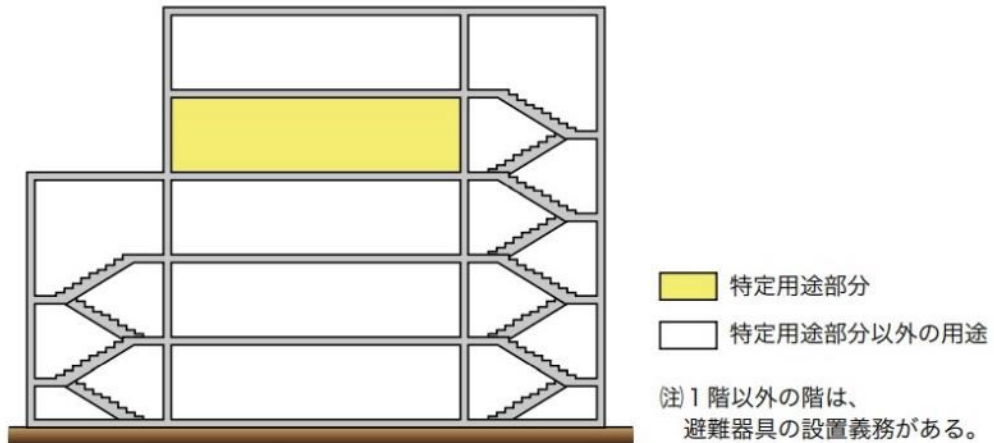
ア 第 11-2 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階、もう 1 系統は特定用途部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当しないこと。



第 11-2 図

イ 特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 1 系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱うこと。ただし、2 階部分の避難器具の設置については、政令第 32 条の規定を適用して、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

ウ 第 11-3 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階、もう 1 系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、政令第 32 条の規定を適用して、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

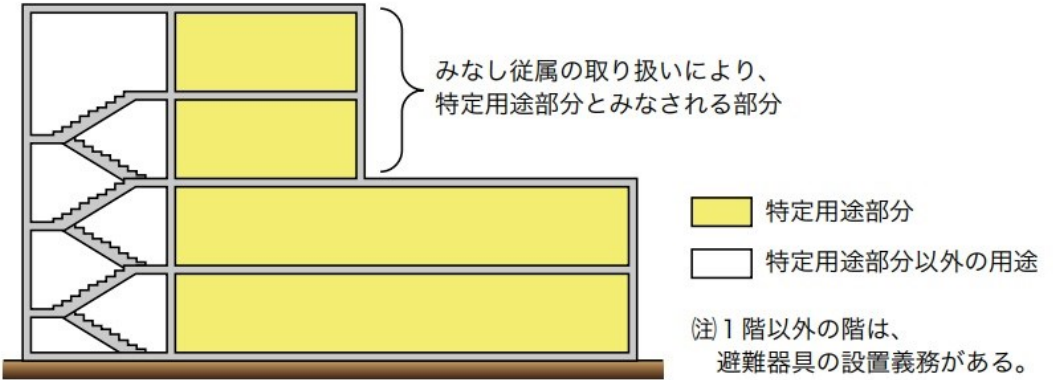


判定：特定一階段等防火対象物に該当する。

第 11-3 図

エ 特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が1系統、地上階の屋内階段が2系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

オ 第 11-4 図の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分が、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）で示すみなし従属の取扱いにより、特定用途部分とみなされる場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなされる部分の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

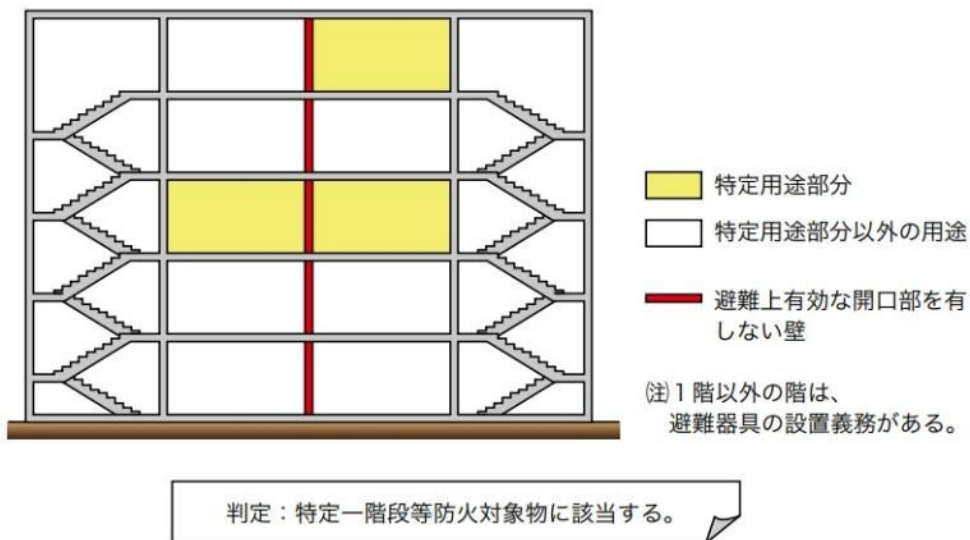


判定：特定一階段等防火対象物に該当する。

第 11-4 図

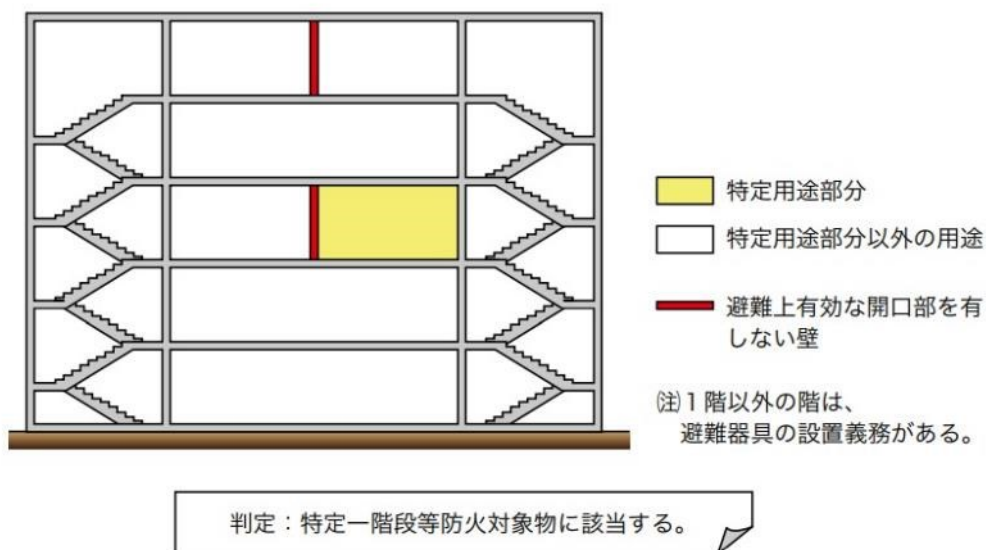
カ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合

- (7) 第 11-5 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。



第 11-5 図

- (1) 第 11-6 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分と区画されていない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、政令第 32 条の規定を適用して、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

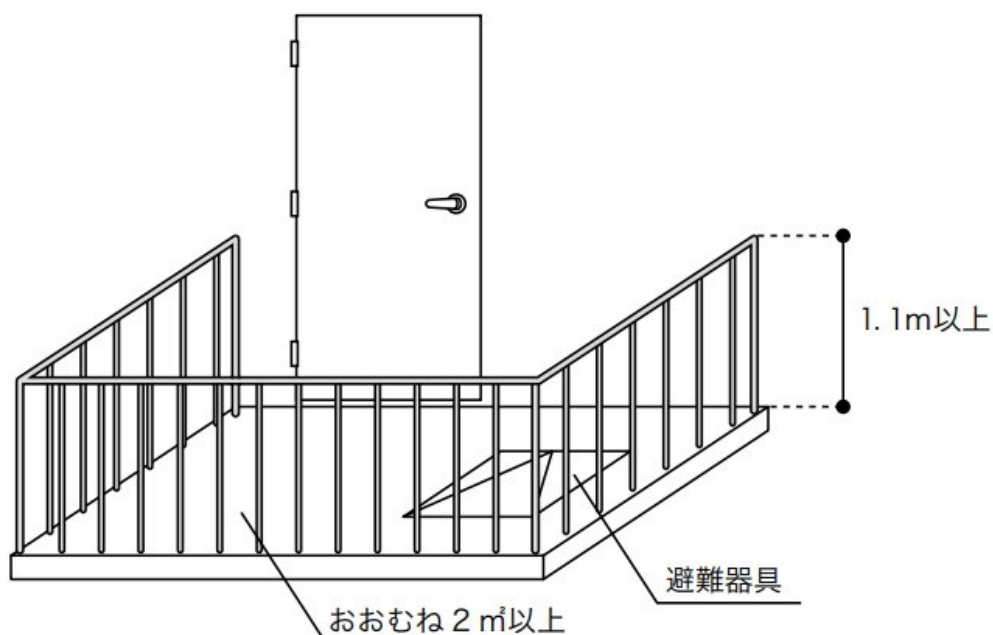


第 11-6 図



- (2) 省令第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 m<sup>2</sup>以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること。●（第 11-7 図参照）

この場合、避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを 1.2m以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること。



第 11-7 図

- (3) 省令第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。

例として、緩降機の調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているものについても、適合するものであること。ただし、この場合、省令第 27 条第 1 項第 3 号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られている必要があること。

- (4) 一動作型避難器具は、特定一階段等防火対象物以外の防火対象物に対しても設置できるものであること。
- (5) 避難器具設置等場所の表示

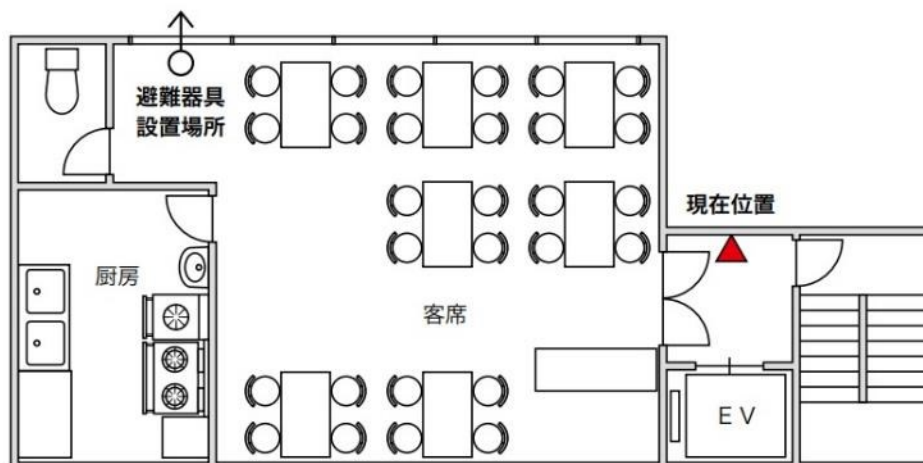
省令第 27 条第 1 項第 3 号イ及びハに規定する、特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は、次によること。（第 11-8 図参照）

ア 省令第 27 条第 1 項第 3 号イの規定により、避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じることとされているが、ここでいう「容易に識別できる措置」とは、当該部分に避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「避難器具設置基準告示」という。）第 5 第 1 号に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。

イ 省令第 27 条第 1 項第 3 号ハの規定により、避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあっては、当該付室）の出入口付近の見やすい箇所に、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることとされているが、当該標識は、次によること。

- (ア) 標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。
- (イ) 標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方の箇所に設けることを妨げるものではないこと。
- (ロ) 避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることで足りるものであること。

（避難器具設置等場所標識の例）



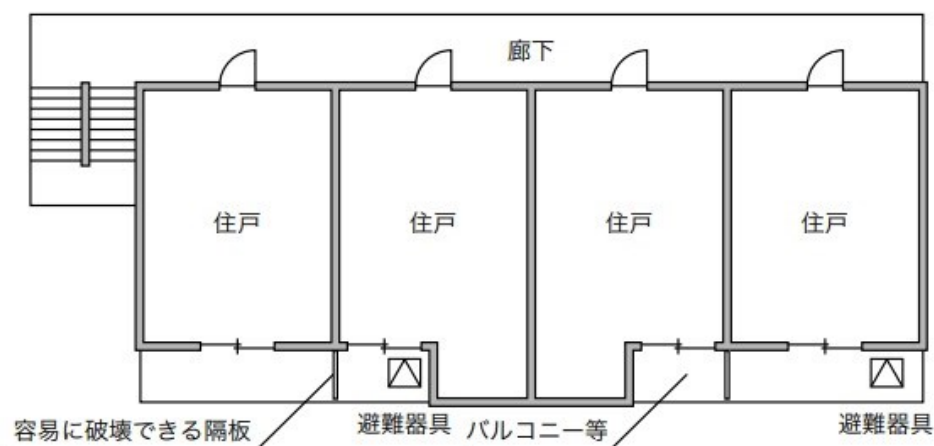
第 11-8 図

### 3 避難器具の設置方法等（共通事項）

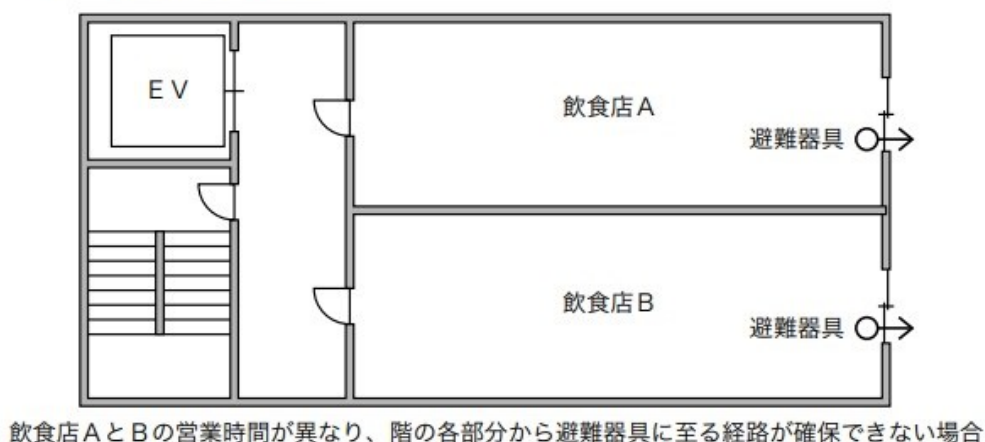
避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等（以下この項において「設置方法等」という。）は、次によること。

- (1) 政令第 25 条第 2 項第 2 号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。
- (2) 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権限ごとに避難器具を設置すること。●（第 11－9 図参照）

（共同住宅に設ける場合の例）

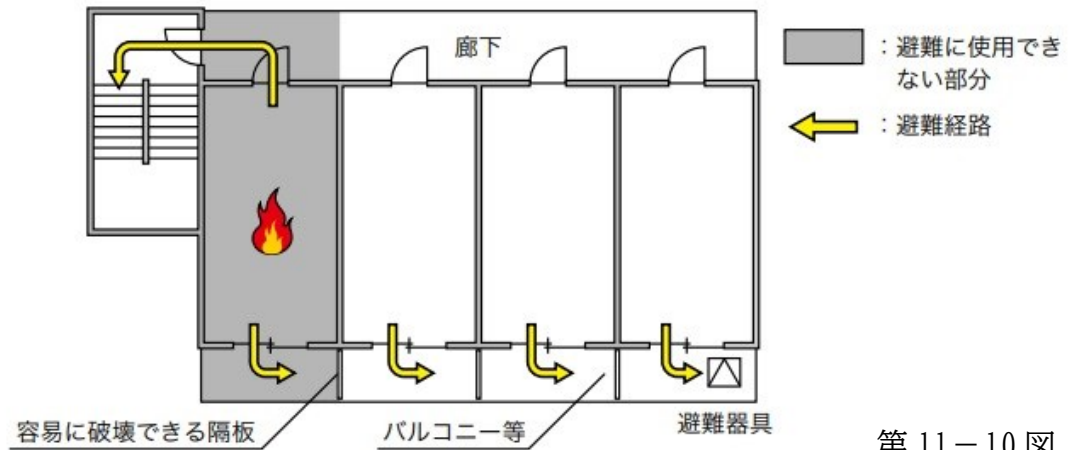


（飲食店に設ける場合の例）



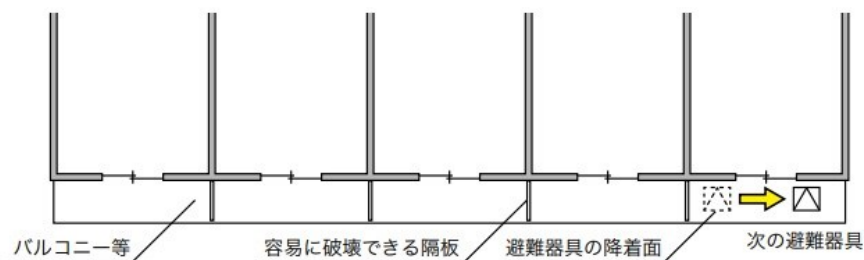
第 11－9 図

- (3) 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設けないこと。●
- (4) 政令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時に全ての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう。●（第11-10図参照）

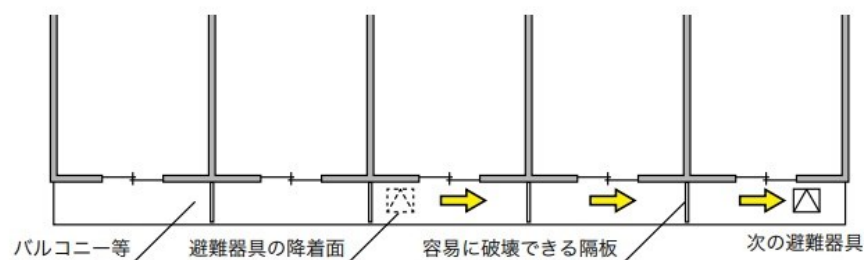


第11-10図

- (5) 避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置すること。この場合、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面と近接して設置すること。ただし、次の避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。●（第11-11図参照）



(望ましくない例)



第11-11図

## 第 12 誘導灯

### 1 用語の定義

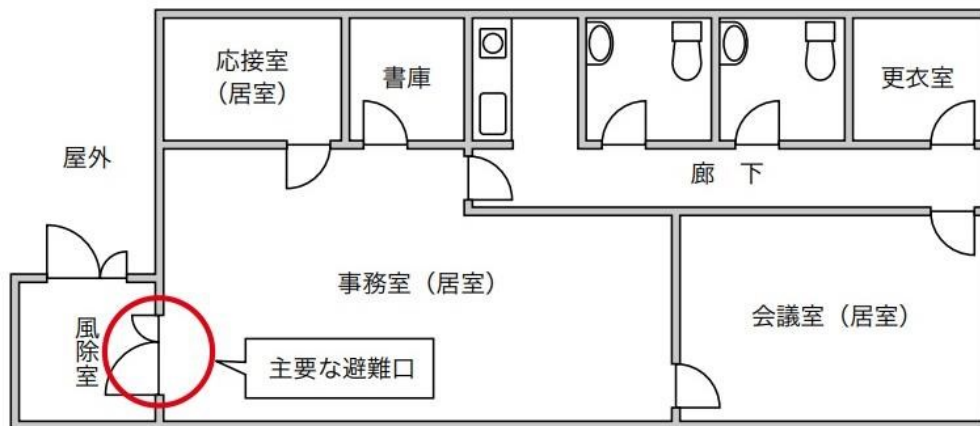
- (1) 「居室」とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とることができる小規模な自動車車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。
- (2) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (3) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (4) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

#### ア 避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第 12-1 図参照）

#### イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第 12-2 図参照）



第 12-1 図

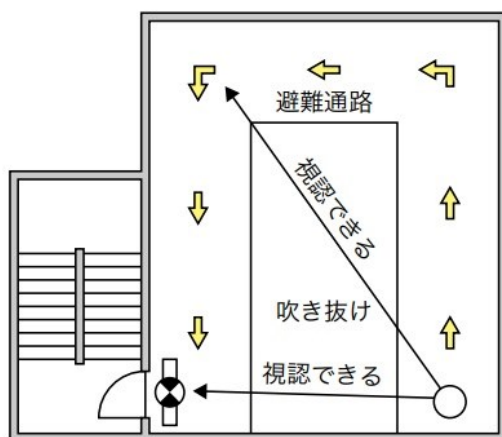


第 12-2 図

(5) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

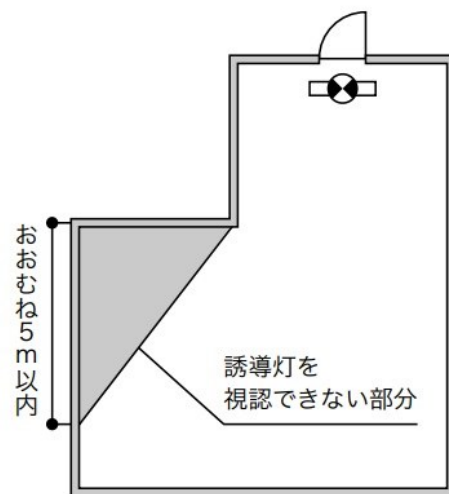
なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね5 m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。（第12-3図及び第12-4図参照）

(吹き抜け等がある場合)



第12-3図

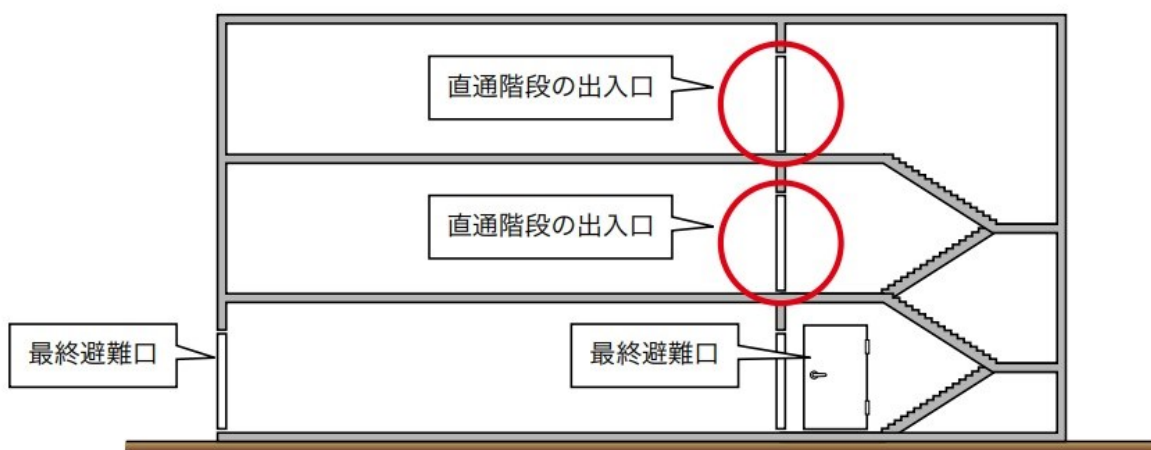
(死角がある場合)



第12-4図

(6) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（第12-5図参照）

(7) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（第12-5図参照）



第12-5図

- (8) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

## 2 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、省令第28条の3第2項に規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第28条の3第2項ただし書に規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。(第12-6図参照)

ア 壁面があり陰になる部分がある場合（人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。）

イ 階段により階数が変わる場合

ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

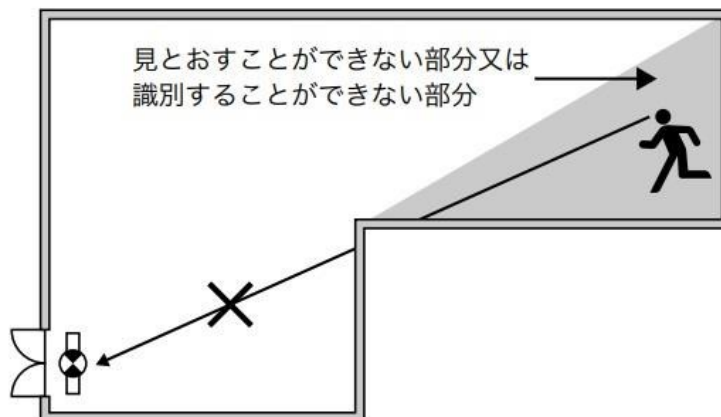
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。

エ 一定以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

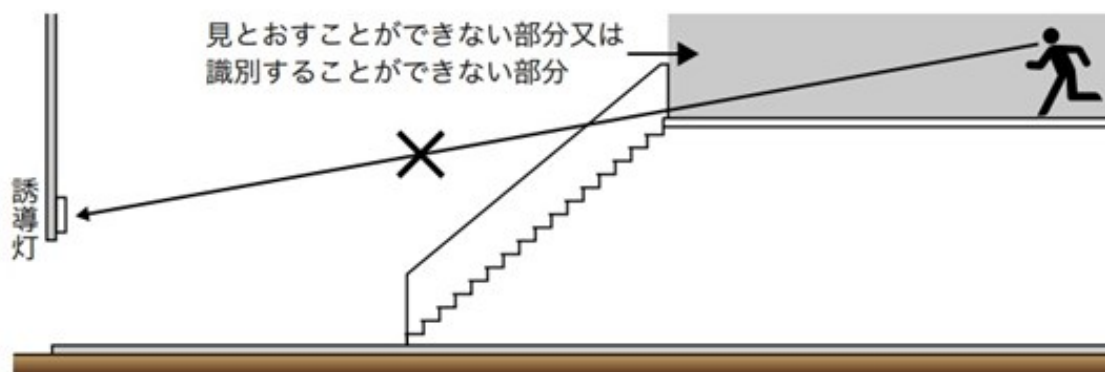
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

オ 吊広告、垂れ幕がある場合

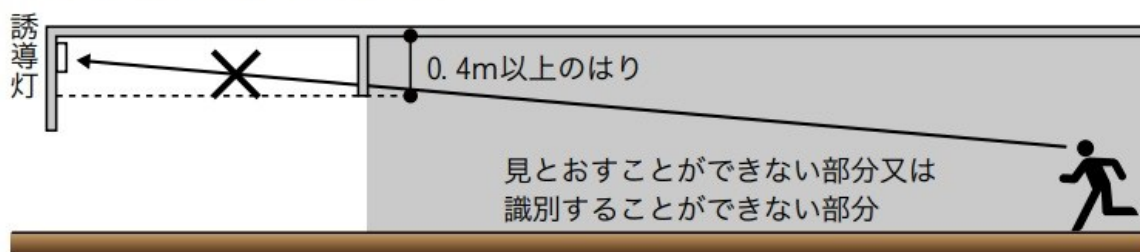
(壁面があり陰になる部分がある場合の例)



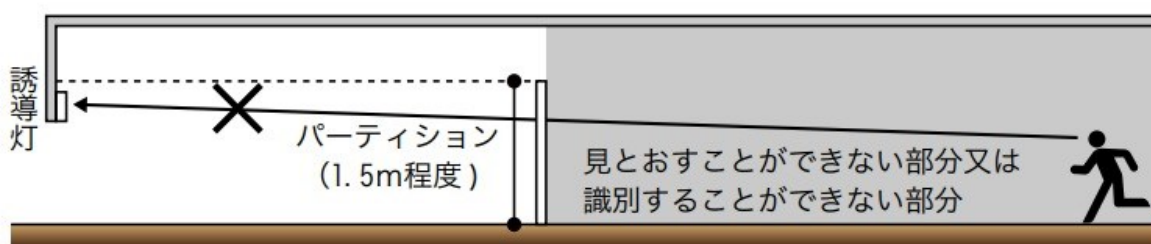
(階段により階数が変わる場合の例)



(0.4m以上のはりがある場合の例)



(一定以上の高さのパーティションがある場合の例)



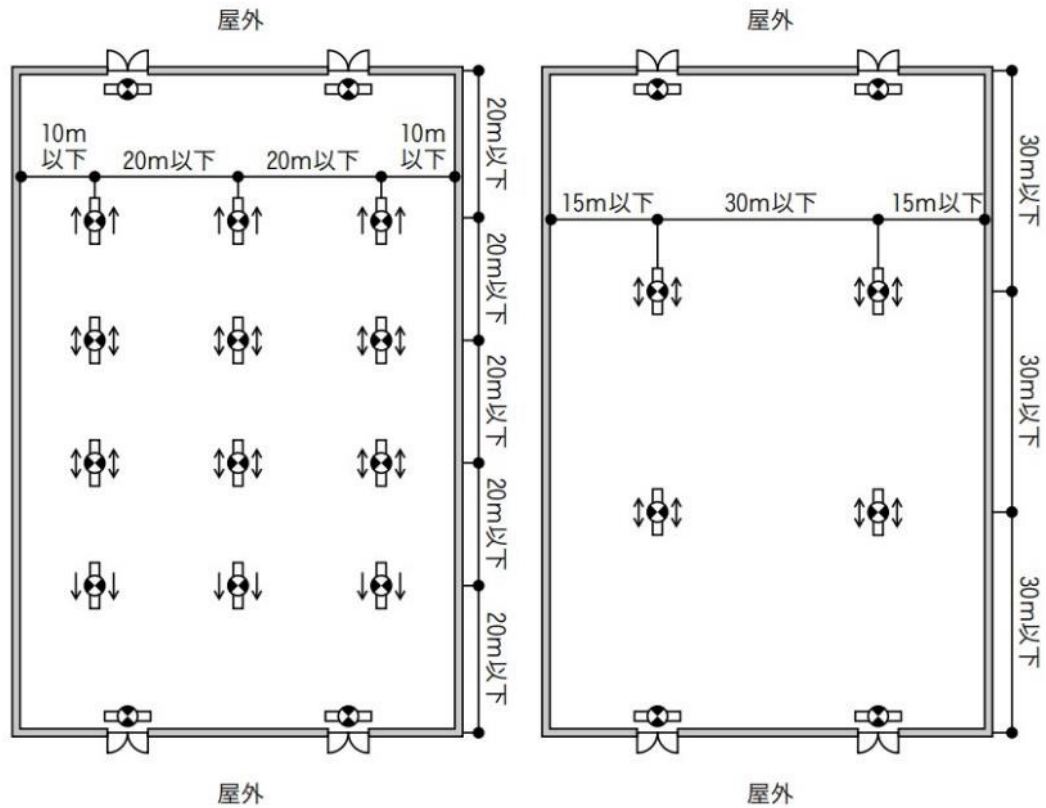
第 12-6 図

- (2) 省令第 28 条の 3 第 2 項ただし書に規定する「誘導灯までの歩行距離が 10 m 以下となる範囲」とは、第 12-7 図の例によるものであること。
- (3) 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。



(B級の場合)

(参考) 居室内の各部分から誘導灯を見とoshiできる場合の例



第 12-7 図

### 3 避難口誘導灯

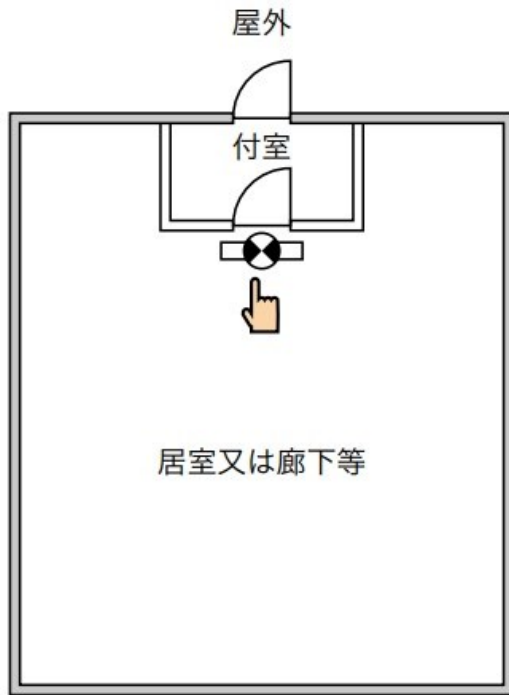
避難口誘導灯は、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号並びに第 4 項第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

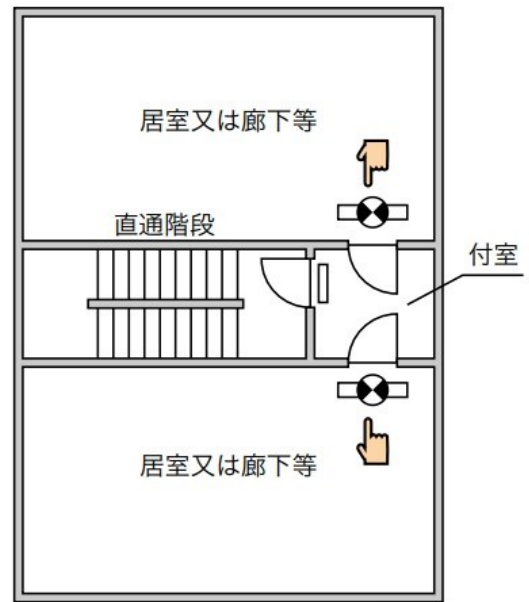
ア 最終出入口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ関係）

なお、最終避難口に付室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該付室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。（第 12-8 図参照）ただし、付室内に複数の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設置すること。（次のイにおいて同じ。）

イ 直通階段の出入口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロ関係。第 12-9 図参照）



第 12-8 図



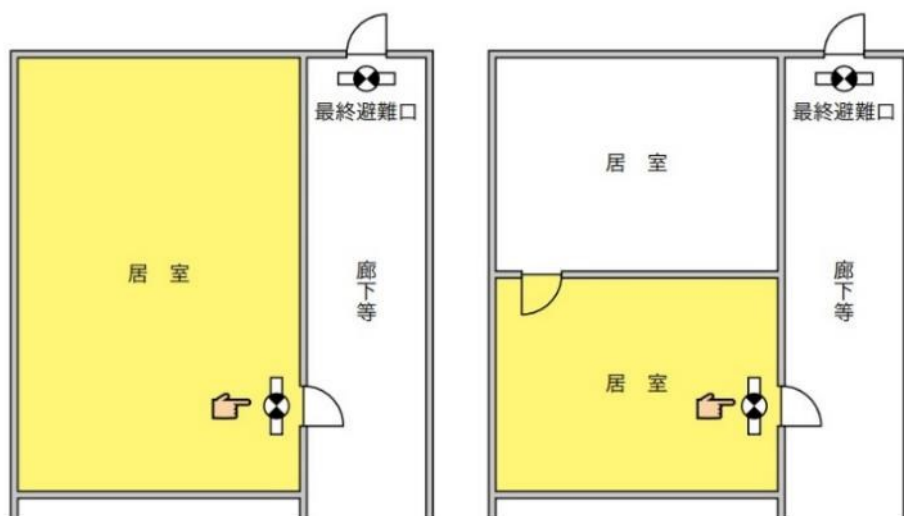
第 12-9 図

□：誘導標識

ウ ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に通ずる出入口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハ関係。第 12-10 図参照）

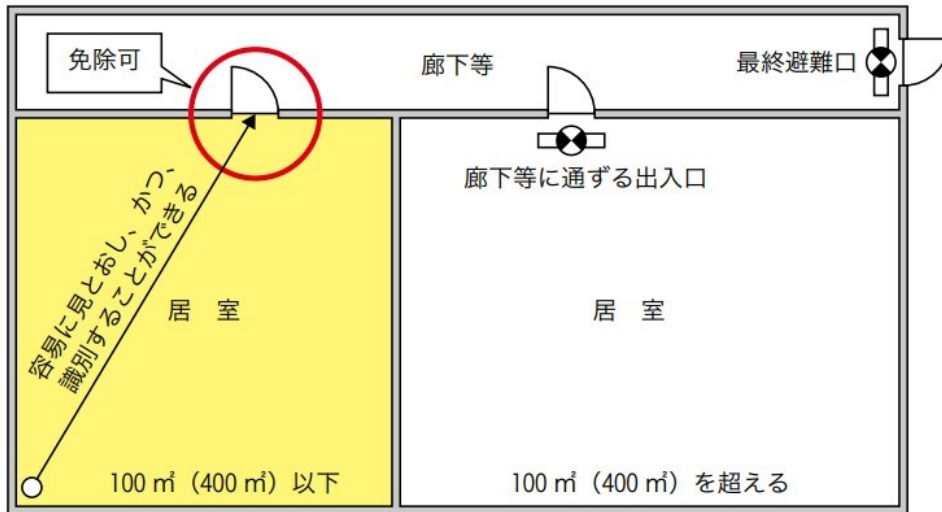
室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 m<sup>2</sup>（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400 m<sup>2</sup>）以下である居室の出入口を除く。（第 12-11 図参照）

（連続した居室の設置例）



第 12-10 図

(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例)



( ) : 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

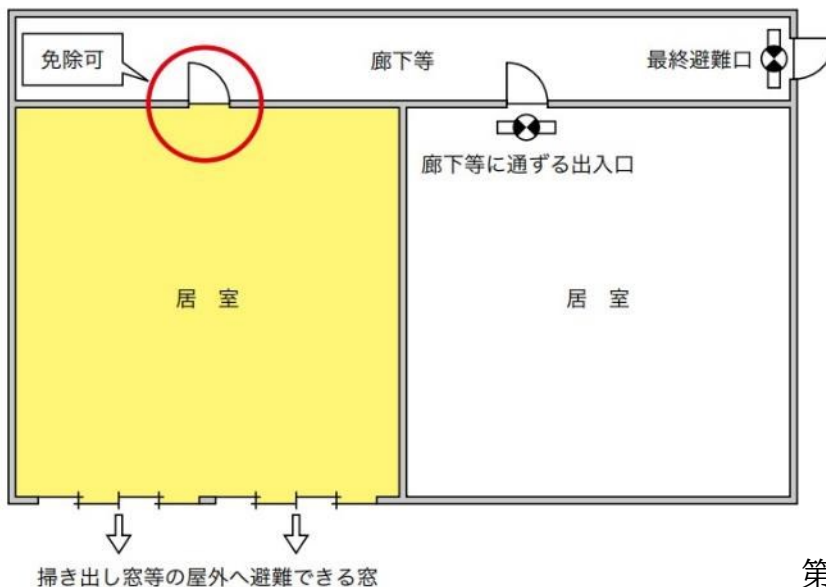
第 12-11 図

エ ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所(省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニ関係)

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

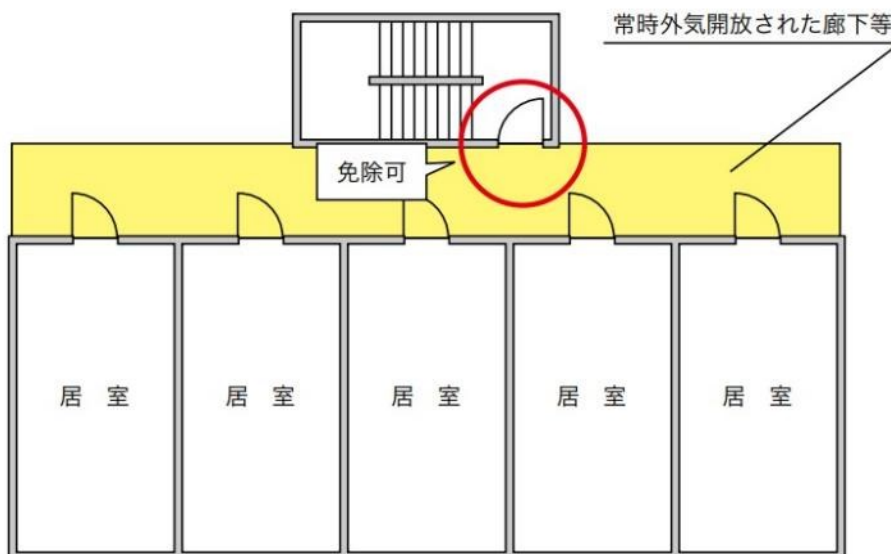
(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条の規定を適用して、避難口誘導灯の設置を免除することができる。

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口(第 12-12 図参照)



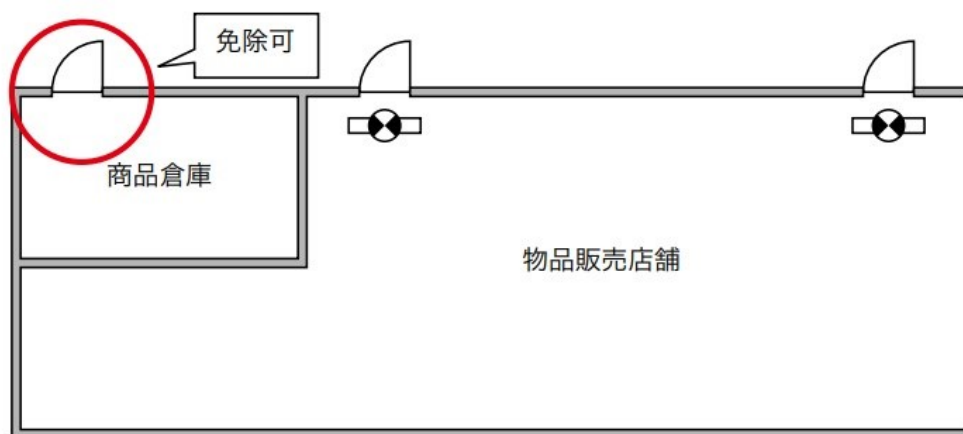
第 12-12 図

イ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（第 12-13 図参照）



第 12-13 図

ウ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分  
 エ 居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とのおすことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）（第 12-14 図参照）



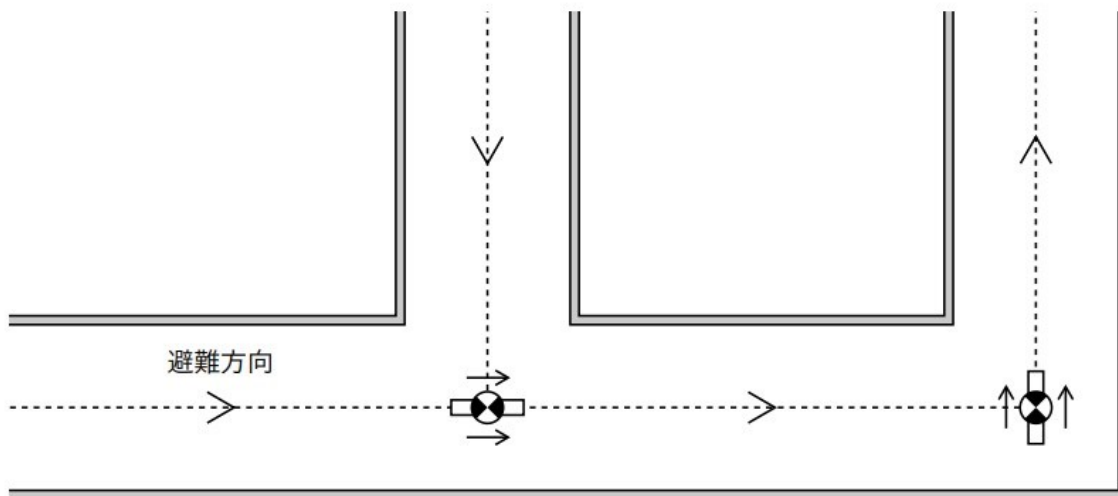
第 12-14 図

#### 4 通路誘導灯

省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号並びに第 4 項第 1 号から第 3 号の 2 まで、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の規定によるほか、次によること。

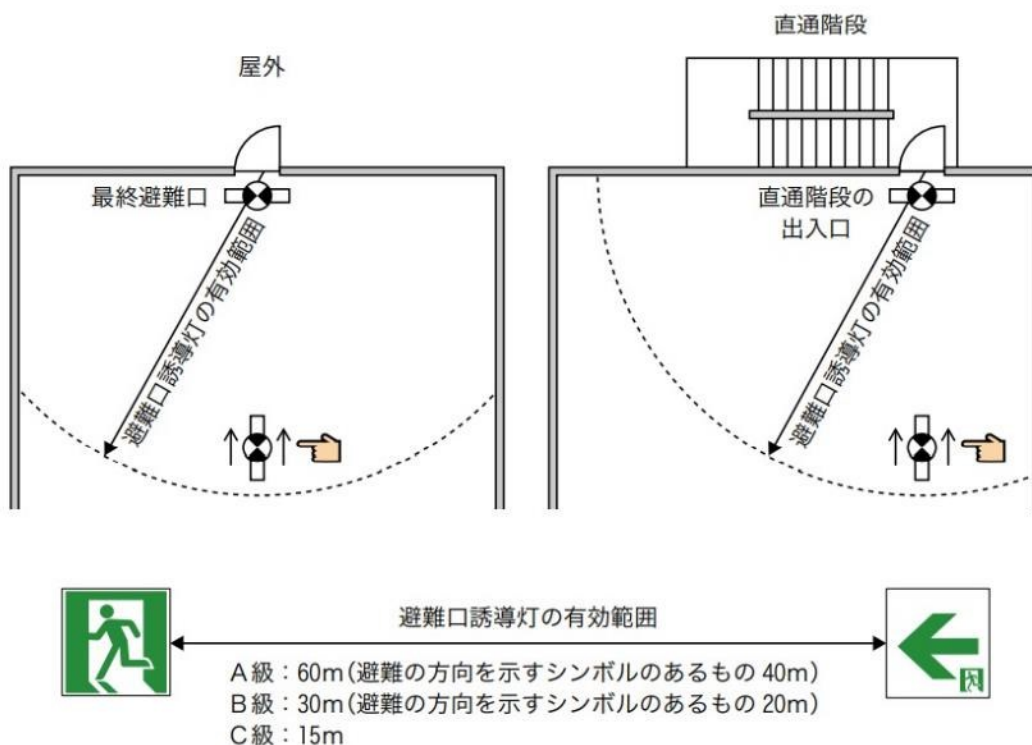
(1) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 廊下等の曲がり角（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号イ関係。第 12-15 図参照）



第 12-15 図

イ 最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号ロ関係。第 12-16 図参照）



第 12-16 図

ウ 廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号ハ）

(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条の規定を適用して、通路誘導灯の設置を免除することができる。

ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等

イ 政令別表第 1 (6)項ニ（(16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等

ウ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等

エ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等

オ 客席誘導灯を設けた居室内

カ 避難口誘導灯の設置を要しない居室内

キ 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

## 5 階段通路誘導灯

政令第 26 条第 2 項第 2 号及び省令第 28 条の 3 第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）。

(1) 設置場所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条の規定を適用し、階段通路誘導灯の設置を要しない。

ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段

イ 政令別表第 1 (6)項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段

ウ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

エ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第 28 条の 3 第 4 項第 4 号に規定する照度が確保できる当該階段部分

## 6 客席誘導灯

政令第 26 条第 2 項第 3 号及び省令第 28 条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置箇所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、客席誘導灯の設置を要しない。

ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分

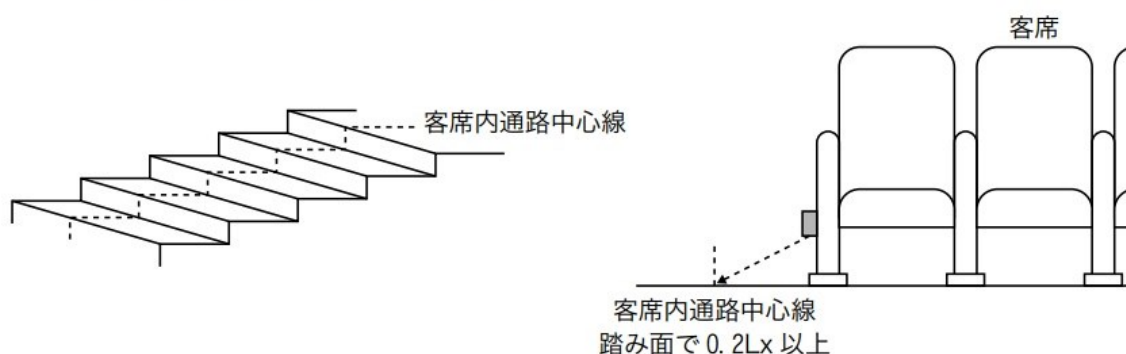
イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度を得られる部分

(3) 設置要領

ア 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏み面の照度を計ることをいう。(第12-17図参照)

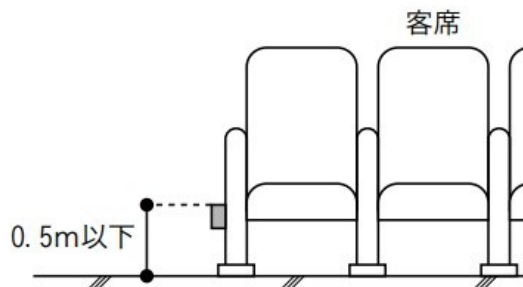
(客席内通路が階段状になっている部分)



第12-17図

イ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

ウ 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。▲(第12-18図参照)



第12-18図

エ 客席誘導灯(電源配線も含む。)は、避難上障害とならないように設置すること。

## 7 特殊場所に対する基準の特例

- (1) 建基法第2条第4号で規定する居室の部分がなく、小規模な平屋建てであり、その利用が一時的な防火対象物（公衆便所、機械室、物置、車庫等）は、政令第32条の規定を適用し、誘導灯及び誘導標識の設置を省略することができるものであること。
- (2) 冷凍庫又は冷蔵庫（以下この項において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により政令第32条の規定を適用し、当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。
  - ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。
    - ㉠ 冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合
    - ㉡ 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
    - ㉢ 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合
  - イ 冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。
- (3) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で、直接外気に開放され、かつ、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものと認められる廊下、階段その他の通路で避難上の支障がないものは、政令第32条の規定を適用し、誘導灯及び誘導標識を省略することができるものであること。

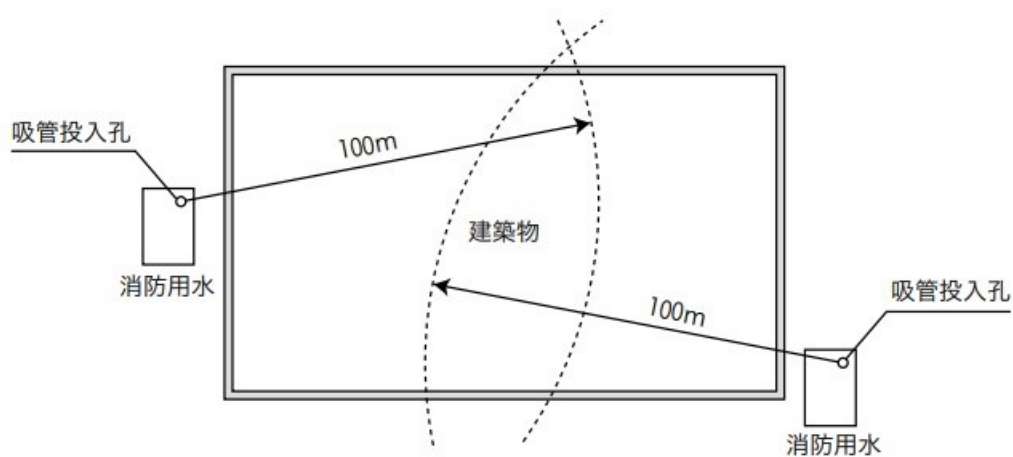


## 第 13 消防用水

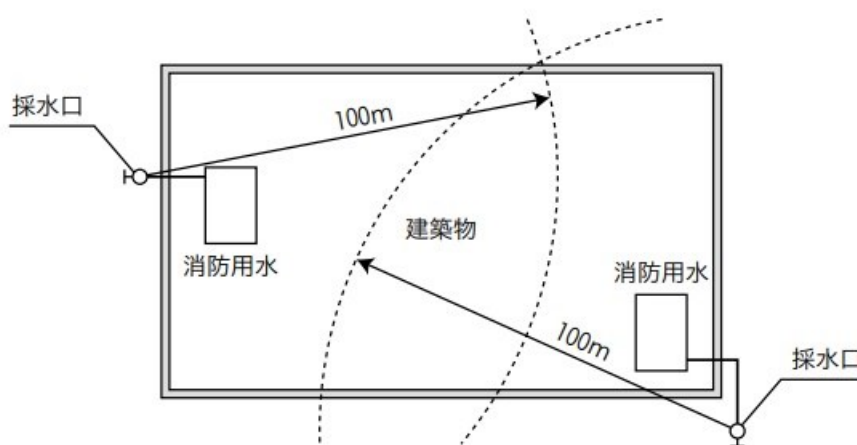
### 1 消防用水の位置

政令第 27 条第 3 項第 2 号に規定する「建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が 100m 以下となるように設ける」とは、吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔を、採水口を設ける場合は採水口をいうものであること。(第 13-1 図参照)

(吸管投入孔を設ける場合の例)



(採水口を設ける場合の例)



第 13-1 図

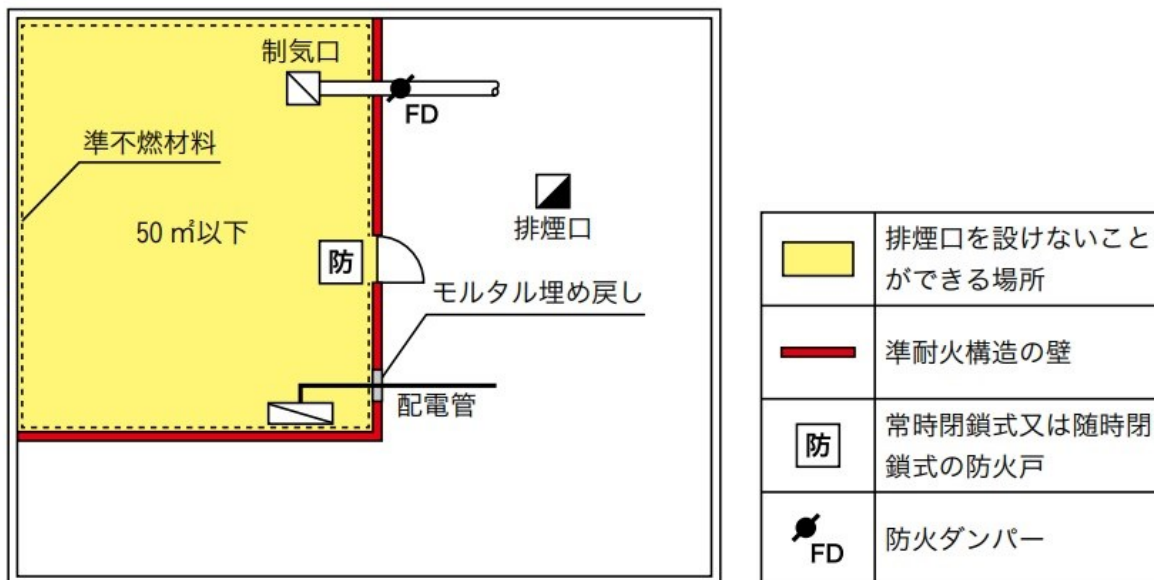
## 第 14 排煙設備

### 1 排煙口を設けないことができる場所

次のいずれかに該当する場所については、政令第 32 条の規定を適用し、排煙口を設けないことができる。

- (1) 準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている階段、傾斜路及びエスカレーター
- (2) 浴室、便所その他これらに類する場所
- (3) エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室で、次のアからエまでに該当するもの
  - ア 準耐火構造の壁及び床で区画されていること。
  - イ 開口部には、常時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
  - ウ 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。
  - エ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。
- (4) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの
- (5) エレベーターホール、風除室その他これらに類する場所
- (6) 冷蔵庫、冷凍庫その他これらに類する場所で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- (7) 耐火構造の壁及び床で区画されており、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室その他これらに類する場所
- (8) 準耐火構造の壁及び床で区画された室で、次のアからオまでに該当するもの（第 14-1 図参照）
  - ア 壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料としたものであること。
  - イ 開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
  - ウ 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。

- エ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。
- オ 床面積が、50㎡（廊下にあつては15㎡）以下であること。

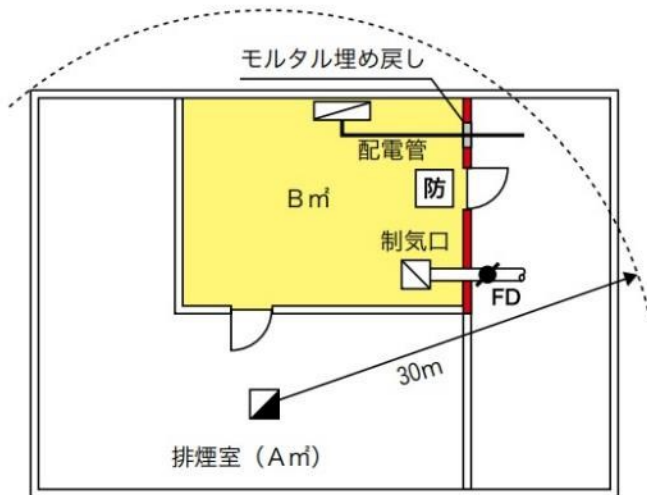


第14-1図

(9) 各部分から隣接する一の室（以下この項において「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平距離が30m以下である室で、次のアからオまでに該当するもの（第14-2図参照）

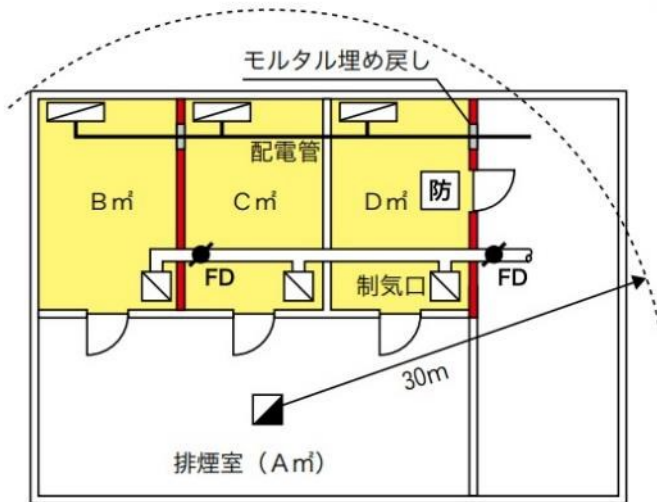
なお、この場合、排煙室及び排煙口を設けない部分の床面積の合計が500㎡（政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあつては、300㎡）以下であること。（次の(10)において同じ。）

- ア 壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は、準耐火構造であること。
- イ 排煙室に面する開口部以外の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
- ウ 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。
- エ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。
- オ 床面積が、50㎡以下であること。



$B m^2 \leq 50 m^2$   
 かつ  
 $A m^2 + B m^2 \leq 500 m^2$ (注)

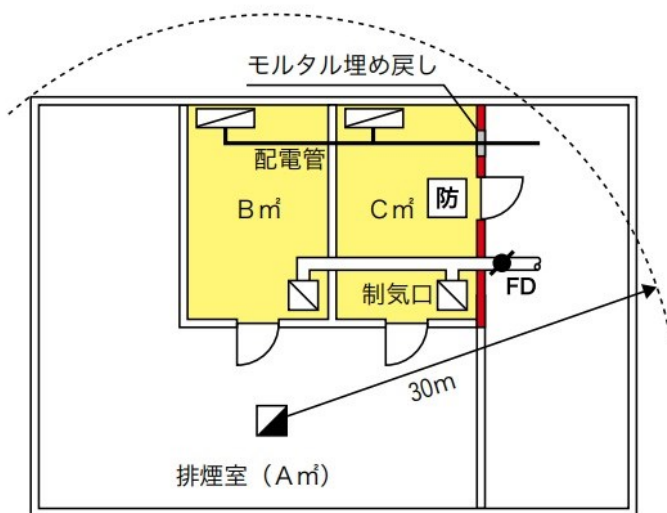
	排煙口を設けないことができる場所
	準耐火構造の壁
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
	防火ダンパー



$B m^2 \leq 50 m^2$ 、かつ、 $C m^2 + D m^2 \leq 50 m^2$   
 ( $B m^2 + C m^2 + D m^2 > 50 m^2$ )  
 かつ  
 $A m^2 + B m^2 + C m^2 + D m^2 \leq 500 m^2$ (注)

	排煙口を設けないことができる場所
	準耐火構造の壁
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
	防火ダンパー

(注) 政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあっては、300㎡以下



$B m^2 + C m^2 \leq 50 m^2$   
 かつ  
 $A m^2 + B m^2 + C m^2 \leq 500 m^2$ (注)

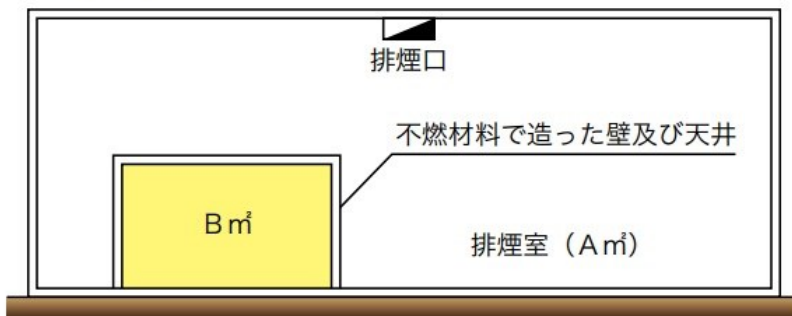
	排煙口を設けないことができる場所
	準耐火構造の壁
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
	防火ダンパー

(10) 階高の高い排煙室に設置された一の排煙口までの水平距離が 30m以下である室で、次のア及びイに該当するもの（第 14-3 図参照）

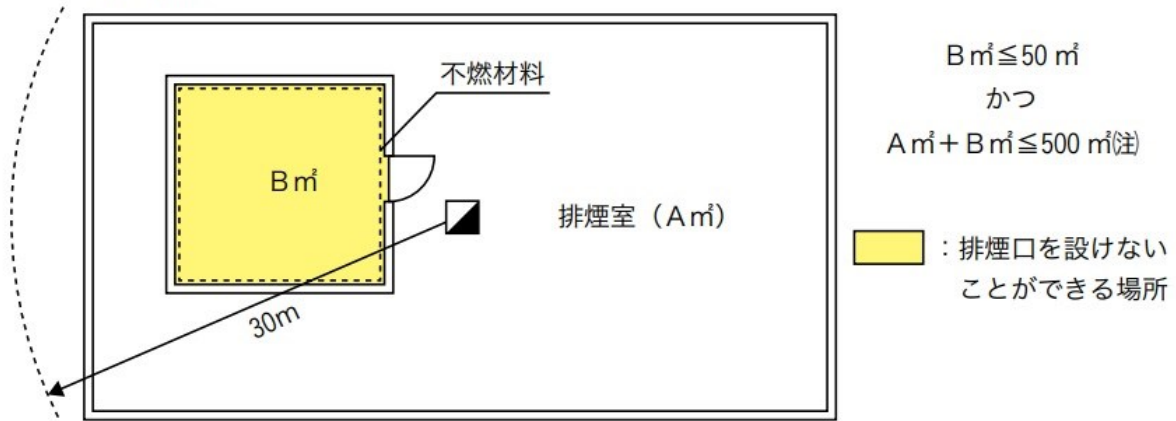
ア 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものであること。

イ 床面積が、50 m<sup>2</sup>以下であること。

(立面図)



(平面図)



(注) 政令第 28 条第 1 項第 1 号 に掲げる防火対象物にあっては、300 m<sup>2</sup>以下

第 14-3 図

## 2 消防活動拠点

消防活動拠点は、次によること。

### (1) 構造等

ア 消火活動拠点は、床面積が 10 m<sup>2</sup>（非常用エレベーターの乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用する場所を消火活動拠点とする場所にあつては、15 m<sup>2</sup>）以上で、かつ、消火活動上支障のない形状であること。●

イ 消火活動拠点は、避難、通行及び運搬以外の用途に供しないものであること。

ウ 消火活動拠点には、連結送水管の放水口及び非常コンセント設備の保護箱が政令第 29 条及び第 29 条の 2 に定める技術上の基準に従い、又は当該

技術上の基準の例により設置されていること。

エ 消火活動拠点には、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）と通話することができる装置を設けること。▲

なお、ここでいう「防災センター等と通話することができる装置」は、次によること。

- (ア) 発信機（P型1級、T型）
- (イ) 非常電話
- (ウ) インターホン

## (2) 特例基準

次に掲げる要件に適合する場合は、省令第30条第3号口の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用して、消火活動拠点に設ける排煙用の風道に排煙機を接続しないことができる。

ア 適用の対象となる防火対象物

政令第28条第1項各号(政令別表第1(10)項に掲げる防火対象物を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分

イ 特例要件

(ア) 排煙設備は、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）第1に規定する押し出し排煙に適合しているものであること。  
この場合において、同告示第1ハ(3)中「送風機」とあるのは、「給気機」と読み替えるものとする。

(イ) 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が $5,500 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上の空気を供給することができる性能のものであること。

(ウ) 省令第30条第4号イに規定する手動起動装置及び同条同号口に規定する自動起動装置の両方を設けること。

この場合の自動起動装置の起動にあつては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものとすることができる。

(エ) 消火活動拠点以外の部分に設ける排煙設備は、省令第30条の規定に適合していること。

## 第 15 連結送水管

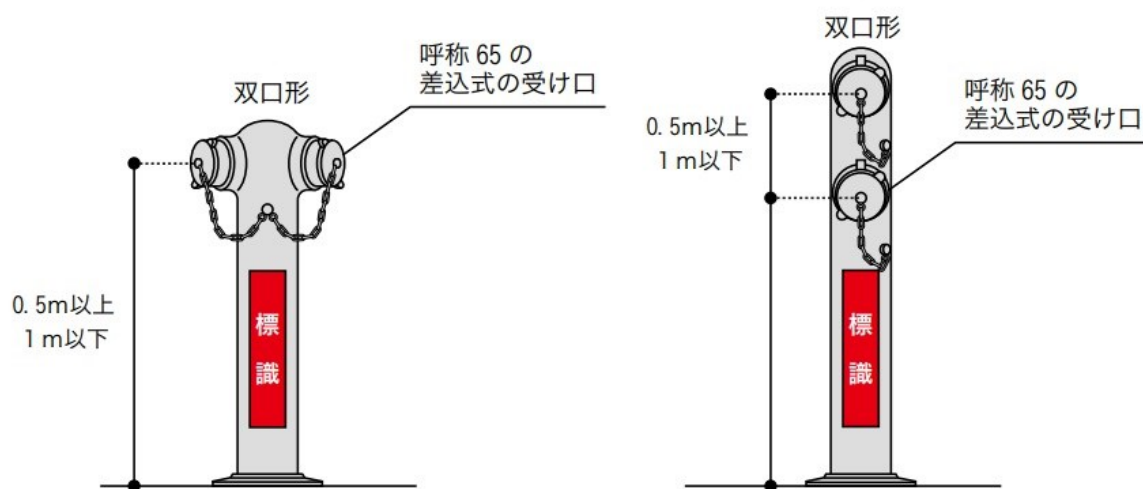
### 1 高層階以外に設ける連結送水管

地階を除く階数が 11 未満に設ける連結送水管は、次によること。

#### (1) 送水口

送水口は、政令第 29 条第 2 項第 3 号並びに省令第 31 条第 1 号及び第 3 号から第 4 号の 2 までの規定によるほか、次によること。

省令第 31 条第 1 号に規定する「地盤面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下」とは、第 15-1 図の例に示すとおり、地盤面から送水口のホース接続口中心までの距離とすること。



第 15-1 図

#### (2) 放水口

放水口は、政令第 29 条第 2 項第 1 号及び省令第 31 条第 2 号から第 4 号の 2 までの規定によるほか、次によること。

##### ア 格納箱

(7) 格納箱の扉は、鍵等を用いることなく容易に開閉できるものであること。▲

(1) 格納箱の材質は、鋼板製（厚さ 1.6 mm 以上）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。▲

##### イ 消火栓弁

(7) 放水口は、消火栓弁とすること。

(1) 消火栓弁は、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号。以下この項において「屋内消火栓等告示等」という。）に適合するもの又は認定品のもの若しくは消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定され

たものとする。●

(ウ) 結合金具（消防用ホースに結合する部分をいう。以下この項において同じ。）は、次のいずれかによること。

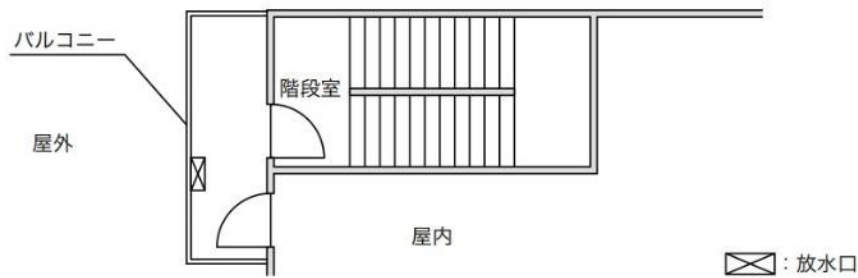
a 結合金具は、呼称 65 と呼称 50 が兼用できるマルチ型（以下この項において「マルチタイプ」という。）の差込式の差し口とすること。●

b 放水口には、媒介金具（呼称 50 差込式の差し口×呼称 65 差込式の受け口）を設置すること。ただし、結合金具をマルチタイプとした場合は、この限りでない。

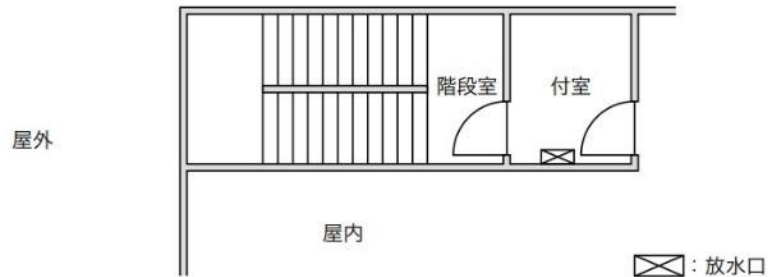
#### ウ 設置場所

政令第 29 条第 2 項第 1 号に規定する「その他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置」とは、特別避難階段のバルコニー若しくは付室又は外気に有効に開放されている部分で、かつ、直通階段から 5 m 以内の位置をいうものであること。●（第 15-2 図参照）

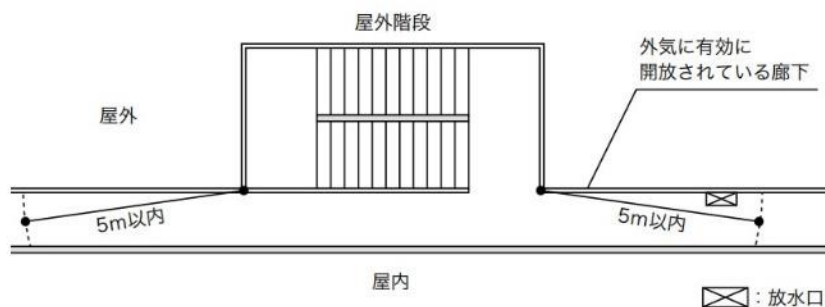
(例 1) 特別避難階段のバルコニーに設ける場合



(例 2) 特別避難階段の付室に設ける場合



(例 3) 屋外階段から 5 m 以内の外気に有効に開放されている廊下に設ける場合



第 15-2 図



#### (4) 設計送水圧力

設計送水圧力は、次によること。ただし、設計送水圧力の上限は 1.6MPa とすること。

ア 省令第 31 条第 5 号ロに規定する「フォグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物」は、ノズル先端圧力 1.0MPa で、放水量 800ℓ/min 以上とすること。

なお、放水圧力を 1.0MPa に指定した防火対象物は、条例規程第 5 条第 2 項で指定する防火対象物とすること。

イ その他の防火対象物は、ノズル先端圧力 0.6MPa で、放水量 2,400ℓ/min とすること。

## 2 高層階に設ける連結送水管

地階を除く階数が 11 以上又は床面の高さが地盤面から 31m を超える各階に設ける連結送水管は、次によること。

### (1) 送水口

送水口は、政令第 29 条第 2 項第 3 号並びに省令第 31 条第 1 号及び第 3 号から第 4 号の 2 までの規定によるほか、前 1 (1) を準用すること。

### (2) 放水口

放水口は、政令第 29 条第 2 項第 1 号並びに省令第 31 条第 2 号から第 4 号の 2 までの規定によるほか、前 1 (2) を準用すること。

### (3) 放水用器具

高層階に設ける放水用器具は、省令第 31 条第 6 号ロの規定にかかわらず、次によること。

ア 非常用エレベーターが設置された建築物は、放水用器具を設けないことができること。

#### イ ノズル

(ア) ノズルは、噴霧ノズルを 1 本以上設けること。▲

(イ) 消防用ホースに結合する部分は、結合金具の規格省令に規定する呼称 50 に適合する差込式受け口とすること。●

(ウ) 噴霧ノズルの性能は、ノズルの先端圧力が 0.35MPa で直状放水した場合、400ℓ/min 以上（有効射程 10m 以上）及びノズル先端圧力が 0.6MPa で霧状放水した場合に、展開角度 120° で、600ℓ/min 以上の量の放水量が得られるものであること。▲

(エ) ノズルは、屋内消火栓等告示の基準に適合するもの又は認定品のものとする。●

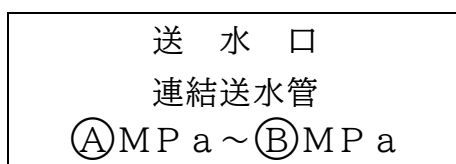
#### ウ 消防用ホース

- (7) 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する平ホースとすること。●
- (8) 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する呼称 50 のもので、長さ 20m のものを 2 本以上設けること。▲

### 3 表示等

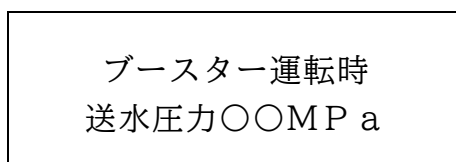
- (1) 送水口又はその直近には、次のとおり第 15-3 図の例を参考に標識を設けること。●

原則として、ノズル先端圧力 0.6MPa 時の直近 (A) 及び最遠 (B) の送水圧力を記載すること。ただし、フォグガンを使用する防火対象物は、ノズル先端圧力 1.0MPa で算定すること。



第 15-3 図

- (2) ブースターポンプを設置する場合は、送水口又はその直近には、ポンプ運転時に最上階において必要なノズル先端圧力を得るための設計送水圧力を見やすい箇所に表示すること。(第 15-4 図参照)



第 15-4 図

### 4 その他

連結送水管設置時の試験又は消防検査において放水を行う場合は、設置者側で送水機器を準備するよう指導すること。

## 第5章 防火管理等に関する事項

### 第1 防火管理等

#### 1 地区公民館

不特定多数の者が利用することがなく、利用者が町内会（地区）の住民等に  
限られている地区公民館は、次によること。

- (1) 法第8条の規定に基づく防火管理者の選任を要する場合は、防火責任者を  
選任することで足りるものであること。
- (2) 法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検は実施しないことができ  
ること。
- (3) 法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検及び報告は、政令  
別表第1(15)項に掲げる防火対象物に準じて取り扱うことができること。

#### 2 消防訓練

##### (1) 消防訓練の立会い

ア 消防訓練の主体は、防火対象物の関係者であり、消防訓練時に必ずしも  
消防機関が立会いを要するものではないことから、防火対象物の規模、訓  
練の内容、過去の実施状況等からその必要性を判断した上で対応すること。

イ 立入検査時等に消防訓練を実施するなど、効率的な指導及び出向を考慮  
すること。

##### (2) 消防訓練の実施内容

夜間の営業がある防火対象物又は利用者の入居若しくは宿泊が伴う防火対  
象物は、夜間を想定した消防訓練の実施を指導すること。

#### 3 防火管理講習修了証の再交付

松本広域連合管内で、消防長が開催した防火管理講習の修了証の再交付事務  
は、当該講習を委託する防火管理団体がこれを行うものであること。

### 第2 工事中の防火対象物に関する消防計画

#### 1 消防計画の提出等

- (1) 増改築等の工事中の防火対象物に関する消防計画の様式は、法令に規定さ  
れていないため、その運用は工事中の防火対象物に関する消防計画及び建基  
法第7条の6に規定する仮使用認定制度に係る運用通知（昭和48年消防予

第 139 号・消防安第 40 号、昭和 52 年消防予第 204 号、昭和 53 年消防予第 243 号、平成 27 年消防予第 207 号等) に基づき指導することとし、平常時の消防計画とは別に消防計画を作成し届け出させること。

(2) 特定行政庁に提出される建基法第 7 条の 6 に規定する仮使用認定に係る安全計画書（以下「安全計画書」という。）は、工事中の防火対象物に関する消防計画に代えることができる。ただし、指定確認検査機関等に提出される安全計画書は、消防計画に準じた内容を全て満たすものではないため、平常時の消防計画とは別に消防計画を作成し届け出させること。

(3) 仮使用認定を要さない防火対象物であっても工事を行う場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、平常時の消防計画とは別に消防計画を作成し届け出させること。

ア 建基令第 13 条の 2 において規定する避難施設等の工事のうち、機能に支障を及ぼさない軽易な工事を行う場合

イ 同一の敷地内に複数の棟がある場合における工事を行っていない棟。ただし、消防用設備等の共用がある場合は、この限りでない。

## 2 消防計画の作成要領

省令第 3 条第 1 項において規定する「別記様式第 1 号の 2」の「その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項）」欄に工事概要（「○○工事によるもの」など）を記載し、工事を行う防火対象物の所在地を管轄する消防署長に届け出させること。

## 第6章 火災予防条例運用基準

### 第1 用語の定義

- 1 電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合（条例第3条第1項第18号）  
次のいずれかの安全措置を講じた場合をいうものであること。
  - (1) 開閉器、コンセント等を防爆構造とした場合
  - (2) 配線は、金属管工事又はケーブル工事とした場合
  
- 2 漏れた燃料が滞留するおそれのある場所（条例第3条第1項第18号）  
次のいずれかによる場合は、該当しないものであること。
  - (1) 直接外気に面している場合
  - (2) 有効な換気口が設けられている場合
  
- 3 多衆用調理室（条例第37条第1項）  
飲食店の営業用調理室又は公民館の調理室等をいう。  
なお、このことを含む条例第3節「基準の特例」については、総務省消防庁の条例（例）にないものもあり、条例制定に際して、長野県の指導があったもの
  
- 4 避難口に設ける戸は外開き（条例第45条第2号）  
主要な避難口に限らず、全ての避難口をいうものであること。
  
- 5 防火区画の防火設備に近接（条例第46条）  
15cm未満の距離にあることをいうものであること。
  
- 6 蓄電池設備（条例第49条第12号）  
届出を要する蓄電池設備は、条例第13条において規定するものであること。

### 第2 対象火気器具等

- 1 同一厨房室内における厨房設備の取扱い  
同一厨房室内における厨房設備の入力は、合算するものとする。ただし、厨房設備の周囲に水平距離5m以上の空間を有する場合又は不燃材料の壁、天井、床若しくは特定防火設備で区画されている場合は、この限りでない。

## 2 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離

調理用機器と建築物等は、条例別表第3に規定する離隔距離を確保するとともに、グリスフィルターと発熱体等との間に次の第2-1表による離隔距離を確保すること。(平成26年消防予第75号)

第2-1表

調理機器	グリスフィルター レンジフードファン附属のグリ スフィルター(注1)	左記以外のもの
電気こんろ(注2) 電気レンジ(注2) 電磁誘導加熱式調理器(注2) (特定安全電磁誘導加熱式調理器を 除く。)	80cm以上	100cm以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器(注 2)	60cm以上(注3)	

(注1) 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)別表第2・8(42)に規定する換気扇(厨房用)で機器の一部を天蓋とした風量15m<sup>3</sup>/min以下のものをいう。

(注2) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)別表第2に掲げる種別のものに限る。

(注3) 各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限る。